俳諧歳時記秋之部

芳曲亭夫纂輯

秋

秋八縮なり万物を縮迫して便ち成る

釈名 あきハ明之清明なり或ハ

あきハをんあとなると通じ万物秋ハ

零落してなくなるなり或ハ

少皡

月令 淮南子

皡或作皇

蓐收

月令

白藏

淮南

収成

尓雅

金商

唐高宗九日詩

明景

詔励鶴賦

孟秋

元帝纂要

爽籟

敬仲文賦

秋の声

夷則

月令章句

秋令賦

朗景

七月

立秋

節 大暑の後十五日

押小さまこと乃

虞者

中

立秋の日子午申小逢

新秋

韓文

相月

尓雅 七月更名

得る時いろを定

相と香ーう

首秋

元帝纂要

初秋

和名抄初秋七月十四日

中院通茂郷抜書云ハ

三月の月を又は長月六月七月を又は紅葉八月
十四日を又は秋もなかばと云ふ　淮南子　遊申書　涼月　月令廣義　提要抄　蘭秋　集要

桐秋　上秋　集要　皮津秋　仝上　文月　この月七日たなばたの情こと

書ともをこれをくもの文字の月と
いふ又は七夕を略して文月と云ふ　月令廣義抄　たなばた月

盂秋　女郎花月　藏玉　親月　この月親の墳

墓へ行る日を云ふ　和名雅　接ぎふ　詳なるべし　親月とは訪ふて親しの義なり　今月の秋　一日

一葉　柳ちる　柳を也　一説八月柳を也　諸寺施餓鬼

八月彼岸の中日を言ふ　彼岸の例のごとく　彼岸の法門茶毘の種
を四隅に撒これを須彌の四洲に例ふ　陸地も海もあるべきなり　彼岸
通　中央に種々の供物を備へ鬼子母神人の子を喰ふ
事仏戒して今より後食べ別に長人と雖ひ
ものやを云ふ

末世の仏弟子小勅して毎月淨飯七粒つゝをあつめの飢
渇をもくはしむとなり或八月連の母餓獄の中に墮ちて
これ切徒を渡げ続の餓鬼をして食を給ふ
○廣大施餓鬼の法淨さ不を定　地を掘り
作る長サ二尺ホ五ツ　ゝ迄　但桃樹　柘榴の外用ふ
鬼神おそれ　こと　を食ふ　ことなるべし或八淨地大五の二或
八泉池江海流水中　元川於　海鬼ホ
むの時を戌　字あ　これを　ホ大幡二ケ　呪竭を出
ちて云　嚕嚕　呪　哩唎　呼　吃　婆　婆　訶　これ　宝樓閣の呪
又七世来の幡を揚ぐ　別ホ　焦百鬼王を用ふこの八施
食のそば　面　鬼　施餓鬼通壇　鬼　分を
日とも　五百人　同の　一月を　一日とて　壽五百歳　頂金論頌

新吉原燈籠　一日より　享保元年　江戸吉原の廓
七月中の町の揚屋各燈籠を　女玉菊の遊蔓の為一年
毎年これ　ありその燈籠　竜を出　を見ること
を造る　寸　素　荘　殺　ば　綾羅を以て　金　黙　法　地
を燈籠　ア　ものとこ　これ　長男　女　服　年　ここ

この外八月廿日より晦まで妓女俳優をあつめ[illegible]を織こと
或八月中の町子樣を裁九月菊を植こと[illegible]直年の[illegible]
なり九拾里の白作八今わうざ[illegible]
うし日々堤ちあり[illegible]
[illegible]
人初まり小倉城彩遊[illegible]
何方の[illegible]

小野天満宮ふ[illegible]
[illegible]
より小ふ[illegible]
[illegible]
供ぜ松梅院ち初年或[illegible]

小倉城の論[illegible]
の条下れ[illegible]

小野御手水 六月 山城の国 [illegible]

北野煤掃 古 毎年七月 七日小弁の社内外の陣小有 [illegible]
[illegible]
の陣[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]

薩州府志

机あらひ 硯洗

七夕 牽牛織女二年一会 昏霄の今前なり及小刻 [illegible]
とゝ[illegible] 月令廣義 たゞとい[illegible]
いふも天の[illegible]
の棚も[illegible]
の歌ふハ七夕とも書ふ[illegible]織女と書
人七夕と書[illegible]

八雲御抄 今の

二星 牽牛祥星 織女 河鼓 **牛女** 二星の名を上略せ[illegible]なり

焦林大斗記ふ云天河の西ゝ星あり[illegible]

をたなばた **やるなをたなばた**

[illegible]
[illegible]

詞林采葉 和名

秋さり姫 [illegible]姫 [illegible]姫 [illegible]姫 百子姫
糸あり姫 [illegible]姫 [illegible]姫 [illegible]姫
[illegible]七姫 [illegible]

名ん 藻塩草 **たなばたつめ**

[illegible]

万葉 あさの[illegible]

さとり妻 **とり妻** **とり妻姫**

ひとときと西ぶとき

星の娶　星合

天河の東に織女あり乃天帝の

さ姫とかく義ふや

子〻機織男役ふく容を理ふ皇わうど天帝その独居を

憐ふく侍ふ嫁ぢんとて河西の牽牛を夫とす嫁

後竟ふ女工を廢を天帝怒り責て

河の東ふ返りめ惟一年一會せむ　弁階記

秋さり衣

七夕布さり　八雲御抄　只秋のころもふや秋さりと八秋きこ

ふとこと　万葉拾穂　秋さり衣八七夕の貝〻　真徳記　七夕ハ貝

ふく由来もこのこと　連歌新式　馬琴撥ぶるふ秋さ

り衣八袷を以ふるべ一年山紀聞才五ふ云万葉ふ十ふ

さるこの天百機ふそ望布ハ秋さり衣ふ名づけ

御歌ふ云集中万葉ふ云八未ふけりと以ふことを表

云ふ名りとよあるふ云ハ秋まての衣とい云ふ名つけ

さり云云　侍賢門院堀川の歌ふて　秋さり衣

さむたきにくるゆを武庫の浦風　八雲御抄ふ

七夕布ふと注ふ云ハ万葉の歌ふ注ふ也ふ云ふ

べ一さるど後のふをおふ云ハ

あふく　七夕ふハ限ふ　雲漢　揚泉　物理論

天漢

天河

天河ハ其ふ間ふあり長ふ天ふ

水の精ふ氣変て糸り精華浮上ー宛轉て生ひ

流る　物理論

銀河　星河　左界　靈源　銀

天漢　銀河　星河　左界　靈源　銀

灣　別名

行日ハ火月ハ水。星ハ木辰ハ土。

烏鵲橋

淮南子

銀漢ハ金氣のお聚るなり

第ふ後成恩寺殿の時語記をして云史記ふ云壊ふ

支物ふ支を遊子と云婦を伯陽ふ云ふ君の娶り

ふ一ふハ二八の候陽ふ三四の旬ふ云ハ牽子十六才

伯陽十二才ふ支物となりて互ふ云ふ切ふ云ふ

月を二記ふ云ふ限ふく夕ふ

里ふ云ふ曉ハ月の入を惜ふ云ふ

陽九十九ふて死を遊子ふく数きて月ふ二相ふ

ふ云ふ或夜伯陽散ふ空を流行

名ハ牽子物ふ云ふて百三十ふて死ふ遂ふ

天の星となりて烏ふのふく天を流行ー支妻銀

河を隔ふ云ふ帝歎ふ云ふ川ふて水を落

ふ云ふ水樣ふて泣ふ云ふ許ふ云ふ

七月七日八帝 釈義法堂世尊の日なれば水を落花
ぞ引く波さとを許さるべき年に一度とゝいふ人間の
ふ八一日一夜くこの時烏と鵲と羽を翅橋とうゝく
牽牛織女を通さゝこれを烏鵲の橋こゝ遊仙崖
ふ病鵲の二字をやもめゝもとゝあゝきれ
烏鵲の二字をゝさゝきとゝむとゝ書ゝ
年ふ一度天の川 紅無の橋 渡
をゝゝゝこゝゝ

わゝまゝをゝゝ 八雲抄 漢毛伝ふ烏鵲の橋のにふ
紅羽を敷二星の座敷の前ふ八乳冷ゝゝ色ゝ紅
葉ふわゝねゝも紅葉ふとゝふつけゝ羽の字をゝゝの
声ゝよゝむなゝ二星のあゝぬゝゝの涙鵲の羽を染て
紅ゝゝゝるゝを

いゝゝ 藻汐艸 二星の座敷 鹿の天宝中後宮七
樓閣を成高百丈数十人を容て花果酒肴を
陳ねば具を設け以て牛女の二星をまゝゝ
本朝の歌ハ古くこれふ美く七夕の棚を張り花を
花果を備へ焼香れるあり共ゝこれを星の座敷

とゝふ きゝ
なり 乞巧奠 唐の宮殿七夕ふ蜘蛛を以
金盤の中ふ納と暁ふ開て蜘の
糸の稀密を視く巧の妙ふ
七夕の妙人糸綾を結び七孔針を穿ち越ハ金銀
鍮石を以く針とし瓜菓を庭中ふ陳ねく
巧を乞ふ蟢子あゝく瓜の子網をゝゝ兒ハ巧を
得たりとも

荆楚歳時記 雲餅 七月七日織女神を祭る天帝
以て色糸織の象ふ表を供ゝ索麺と
鋤耕の象ふ表を並ふ粉麺を以ゝゝ
月七日に死ゝの男兒神となりゝ人ゝ瘟を病む
ゝの存る日麦餅を好ゝ故ゝゝの死る日ふ
餅を以ゝゝを祭る後人皆索餅を食ハ瘟疾
ゝと忌ず

十節記 七月七日の索麺ハ巨勝ゝ筋ゝ

内傳 今の俗七夕ふ冷きゝを
今ゝふハゝ月ゝの二ふよるゝゝ

七月六日の夕を洗車雨 洗車雨 酒涙雨
天中記 この夕雨九ハ二星ゝゝゝゝゝ俗説ゝの酒涙

をおりひ
場りしかや

七葉の池　百子池

戚夫人の侍児
要佩蘭後生

秋風の人胡仙の妻とまろ宮内にあり四の子を産ム云七月七日百子池の臨に手周章を作て樂まて五色綵を以くれ翼ニ謂て相連愛ともに

西京雜記　大盥小水を合ム六六の星を移ス

公事根源　七葉の池とハ七の盥小水を入ル二鏡をうけく星の数を接ス又百子の池ハ天の河を織女を百子作ル又百の盥水を入れて向ニ向ニ説あり百の盥ハおうの考へ一百子池と名ク云ル接あり六ツ化生の茶十小河を

崔氏四民歳時記

妻迎船

八雲　市橋

左小舟

仝　上

妻の迎船

藻　改

妻越船

貝穂船

八雲

七待の船

いろ〳〵の星を七ツ七夕の

乞巧奠

乞ひかい七の数を用て七ツをとりまとあり

星祭　星の馬

七月七日

の夜庭を洒掃し菓小九葉を施し酒脯肉菓を設

香粉を河鼓織女に散ス一説の長ニ寸ニて夜を七ツ

去成志怪を懐く或ハ天漢中を乗る小舟くる白光あり云ルを微と云ル乗る志却ち宮を見ひ者を見ひ子を見ル八ツを七ツを志て乃ち人を以ての作を得る志あり

崔氏四民歳時記

先ツ七日ハ義人所洞度を見ひ拭ム夜小入て七巧奠あり所敬の庭小机四柳を立く灯臺九本各灯あり机の上ニ乃ち物を上ル之ル

公事根源　燒前國大路の星の宮ニく九ハ彦星を祭り南ハ織女を祭ム二紅の星ニ宮ニく九ハ彦星を祭り南ハ織女を祭ム二紅の星ニ宮ニ

小ニ乃ち七月七日の夜ハ天の河と号ク、女を以て之ハ彦星の宮小ニ乃ち七月七日の夜ハ天の河中に船を浮く盥上中三ツ小水を入れ双べく盥三ツに男の名を書

西京雜記

この名を七ツとて天の河小立ねハ八ツ立ハ八ツ

秋風の妻ハ胡仙の妻ハ天の河小立ねハ八ツ立ハ八ツ

栗雜抄

百の糸

乞巧奠西北の机の上ニ金針七ツ銀針七ツ

挿ス件の針小七孔あり五色の糸を以

渡合

江次第

漢の織女七月七日を以七孔鍼を用織機小穿俱ニ以ク習之

西京雜記

七夕ハ糸人絲線を結ひ七孔針を穿ち或ハ金張瑠璃
を以て針とも　歳時記　又唐の宮中七夕ハ把瓜各
九孔針五色線を執て月に向て乞巧を祭ると云ハ
巧を得ることも○明皇貴妃と共に七夕ハ花萼宮
ハ妻ー酒饌を庭ニ設ね恩を牛女に祈む又谷蛛
網を捧て小合の中に匿く曉ハ開て蜘蛛網の結密を巧の候ことと故ハ民間も又各数の
結密を巧の候ことと故ハ民間も又各数の
　天宝遺事　七夕糸ともいへ香花を供へ供物を調
て庭上ハ文を垂て竿の端ハ五色の糸を付て一年
を祈ることあり巧ハ蜘糸の　公事根源　れハ巧ハ蜘蛛夜
結密ハ名く　公事根源　ハ巧ハ蜘蛛の糸とハ故ハ夜
ハ巧ハ蜘蛛の糸とハ故ハ夜

庭の立琴

乞巧奠ハ所ハ筆一張を中ハ
東小西北の机上の妻ハ置　注　延喜式年
の例和琴を用ハ裏書ハ云柱を立ハ三様あり
半呂半律を用ハ秋の調子ハ　江次第　半呂半律ハ
楽書ハ黄鐘調大食調ハ律
呂の調ハ半律の調ハ　公事根元頭書

星の水ー物

七月旨

蓋丸及蜀漆丸を合ー経書及衣裳を曝を俗ハ
ハ云ハ　四民月令　郝隆七月七日隙人を視ハ皆衣物を
曝隆乃仰ハ卧く腹を出を人ハ問ハ曰腹中の
書を曝ハ也　世説　晋の阮咸字仲容七月七日俗ハ法
当ハ衣を曝ー　続阮庭中爛然ハ有ー緋綿ハ
咸ハ紀ハ總角ハ乃ハ出竿を立ハ大布の犢鼻を
摽ハ左中ハ曝ー云ハ俗を免ハ　七夕ハ
草衣を曝ハ　曝書亭集ハ
ハ庭ハ文をおく　公事根源　七夕ハ書を籍衣服を
晒ハ云ハ星ハ久ハ
星ハ水ハ物ハ小袖ハ
嬰児を作ハ水中ハ浮ハ以て物人ハ子ハ宜ハ祥とも
こ星を化生と云ハ王建が詩ハ云ハ水拍銀盤弄ー化
生ハ化生なり今の人泥塑嬰児或ハ銀範を以もる
ハ化生をなもを以て七夕の裁ハ
　五雑組　馬琴按ハ水銀盤を拍て化生を弄ハ
とハ云ハ八百子の池此ハ物人子の
を形ハ起ハ百子ハ子の実を池ハ銀盤ハ或ハ

　四民月令　供具をとく
　事類全書　七夕ハ書を籍衣服を
　歳時記ハ云ハ七夕
　小俗物を以て

百子池を以天河と或八百人の聟と云説ハ非なり㊀
謝肇淛云牛女の事ハ有諸ゟ始り武丁の妻ハ不載
怪物異様の浪説ハ成る云云異聞七夕牛女の条ハ
元女男の戯也と云説人採て己れを慰を一時風流れ
玩ものハ可し是を以実事とおもふ者ハ
男子の見あるべし謝氏雑組ハ異説を編う

七宝枕

晋の郭翰女ゟ青標あり月ハ来て庭中
梶の葉　ハ叶を織女ゟ授ゟ与諸ハ伏儛ゟ
後七宝枕を以て留給り別を挾て去

五雜組　むり余
是の渦ハ天人ゟ羽衣を猟師ハ盗ところなるべ猟
師の妻となり年月を経て羽衣を得て天上ゟ
猟師ゟも昇天を女ハ織女ゟ男ハ牽牛と称
その再び天上る時梶の木の上ゟ糸を垂ゟ
隋て上る故ニ星の名ハ梶の葉を用ひ歌の糸とす
又色の糸を用ハ略て云ハ記也この説海志ハ云
高辻章長朗詠抄　老云七日ハ牛女ゟ羽衣
こふ謡曲これ似ゟ天ハ織神記ハ載る所の技風
の田夫樹下ハ六七個の女女を視る一女毛衣を脱り田夫

とりてこれを羽を蔽と云ふ遂に夫となる便ての婦となり
ゟ生て二女を生後毛衣を横稲下に沒く二女ゟ
天上ゟ来て乞を擬て他を芋の葉ゟ
の葉の高ゟ

芋の葉

宮とり葉とハ七夕
の夜を云ふ ハ芋

藻汐草

短冊竹賣

むつハ七月六日市中
数の糸を賣る夜
詩家を云く二星に供ぜ或ハ新尺ハ撒の糸を用て
詩ゟを工書て今ハ民間の児女ゟこの紙を取て新冊と
これを竹竿の五綵糸ゟ換るこの紙ハ今市中新尺竹
こと云ふ 又近来五色
うり気 の新尺紙を賣あり

乞巧井の鞠

七夕ハ乞巧井
幾波の高家
の新尺紙を賣あり
磯鹿の名あり 恒例ゟ上
上足ハの義あり 堂上及び地下の門人多くあつまる
池坊立花　旨　洛の六角堂頂法寺雲林院ハ三
条の南ハあり 近世の傍ゟ光数
品の花枝を二瓶ゟ山水の景色を模ることを
ゟり俗これを立花と云ふ今ゟ多くこれを陵ぶ

例年七月七日立花數瓶砂の杯あり法人練供養
を立て花を池の傍の立花と云ふ三瓶ハ供ぶまのごとく

本願寺の竜花　七日　本願寺西八条商大宮東
小小袖の北油小袖の栗あり
東八条の南烏丸の西北小袖の北新町の東小あり　西門
孫と称ス七月六日の夕東西の本願寺末流此日乳礼
花数瓶を以船の形を作り又槽の形を造り中に善
花数瓶をたて門素麺を堂上に並べ今
日法人

七日御節供　持統天皇五年秋七月七日
公卿宴會ま約て朝服
をたまふ　日本紀　内膳司より公卿を饗ぜ今日
索餅を用ること故あるか　公事根元　今日民家
并に地下ともに白惟子をもて索餅を作ること
索麺を喫し或ハ送小ハ知ハ索餅を
撰

逆の峯入　七月のそ先大峯修験道山伏の
客僧大峯より東小生ッ大ろ行
法螺を吹き金剛杖を突き戸々を遍歴し
料をとる或ハ鬼小所或ハ赤硫黄小の粉を

檀家小物る九峯入の法本山流熊野より大峯入る
こと法を吹の峯と云ふ尚山流大峯より熊野に
出ることを逆のぼりと云ふ

文殊會　八日　長ハ東寺西寺小ハ
約る仁明天皇天長
十年七月八日大法師泰芳ちゃ文殊会を修せ
公事根源　文殊会ハ鹿肉の肥豆ひろく山会を設
條貧小を矣ぶ貧者小施ス小長文殊涅槃経の
文を伝ふ云長元生あり文殊師利の名を唱へ
小十二係却生死の罪を除却せん長礼弥供養を以
表ハ生々の処修ス法公

六道参　九日　五条の末北
の敬ヨ生ん　大政官符略　迷仏寺堂
の角にあり今の迷仏大昌院是なり孫答まの
かそ云云　名勝志　孫答寺ハ弘法大師の開基ナ
墓場ゆり小堂小地義を安置ス世ハ六ヒと孫ス傳ふ
この所冥途に通ず故小答ひ所ひ親六道ヨ約て
出りとこれをよりて毎年七月十五日盆茶九日ヨ男女
参詣ス　雍州府志　今日法人六道地蔵小詣く男女
祇を唱ー聖灵を迎ヨ各枝の枝或ハ新米を買ッ

精美ホ供ゼ
これを釈と云

核賣　今九月法人六万に詣で
核の枝を買ひ家ホ持て美
茶に於く俗聖美核の多き事あり
聖美を正の意に六道八桓氏天皇延暦十三年
長岡より今の京に遷ると云ふ所法人の墓所と定め
たまふ辻部記ホ又云ふ藤氏ホ相重の文衣を
墓ると云ふ記とい一説にこの説ハ
なりとぞ有る業師如来八侍数大師の他七佛業師
のうの一

清水千日詣　**浅草四万六千日詣**　今日

七月九日より十日にいたるまで清水観音ホ参詣
夜ホ入りて条詣ホ参ず今日の条詣平日の千度
ホあり新とホ浅草の観音も同日ホ参ず或八共
にこれを四万六千日といひ或八六万六百四十日ホあるる
といふこの事ホ有説ホ但西行の撰集抄七の
十六ホ出ホ謂奥華経を引くきれども今の謂然華
経にこの文なし○七月十日

男女年日ホ比ホ　観音欲参記

王子稲荷祭　十三日

神社武州岩附の王子村ホあり紀伊日ホ格
熊野之所権現之別当禅寺光院金福寺家
請ル社説云云文亀元年勅請寛永十一年
寛ホ稲荷遷を加へ毎年七月十三日条乱あり寺
中十二坊より田楽踊を出ス其の作ハ歌ハ法師
二人甲冑を着ホ出ス其の作ハ歌ハ法師
この外児踊ホあり乃七ホ其の使立て踊をうむこれ
田楽法師の遺風歟又神代の巻に土俗此神の魂
を多くまつる其の時ハ花を以て又鼓笛諸楽を
用て多く舞ふ事を云ふ今日江戸及近
在より法人来詣を志願ある所の者ハ竹竿を以て
旗を造りこれを神前に納め又社内に所所の竹竿
旗を請文持ち帰ホ家ホ立ホ赤幣より方
の五音とい神業を出ス病苦あれハこれを請
用ホ大ニ験あり云ふこの遠ハ遠ハ
山さらに多く滝宮川　熊野天王
動の流ハ成就院の境内ホあり
の林を流る稲荷大遠物の地枝葉ハ

踊躍　念仏おどり　延月踊　灯籠おどり

踊　伊勢踊　水芭踊　小町おどり

王子醇そもゝ憑可を平げ軍士を引て鼓戲をなす遂に世に玄孫子醇西人と對陣せり時軍士百余人に命をして鼓を打て逐ひ出す虜ども驚怖して逐ひ去ぬ

翁鼓戲八樂人雜劇をなす　跳躍を以て世人号これを鼓と書言古事

踊躍の起興次○本朝の俗七月十四日より始めて毎夜大人小児街路に踊躍を習ひ或八夜中同列をそれ起ちて踊をなすことを盂蘭盆おどりと云ふ

その家曲をうたふ後生を祭ることを砌おどりと云ふ

○盂蘭盆ハ洛北小川金村一乗寺村に有る法仏僧学寺村〻〻踊を作ること○歌同おどりハ法仏山若衆花笠の歌同を唱へ踊を作ること

○炬燵おどりハ法仏僧中の老媼法花の歌同を唱へ踊を作ること

松の緑又同　○炬燵おどりハ法仏山若衆花笠の

吉村の女女丈　炬燵を以て載き八時の社赤に裝

男子を数を以て笛を吹く踊をそひこれを炬燵おどりと云ふ載く処の以上の灯籠踊をそのの振

図あり女子の家〻春初よりこれを製造し送ることの掛板を祝ものとす○小町おどりハ小街踊〻或院

今江戸民間の女児十人或ハ七人おつゝなりて且ひ

且ひる是小町踊ことい〻○伊勢おどりハ世に以

松坂考証〻○本芳おどりハ地名よりく名づくこの

外紀氏の舞家洛北の幡枝地蔵踊ハ初鄙習ひ

ところよりく各その名あり枝幸を以て唱あり

従来の人ハ茶湯を旅となり

掛侍　門茶

掛侍の名ハ佛祖統紀十八宗曉

侍又同書元九鐵正彦傳及ひ碧

巖井三ハも見えたれハ唐山もあるこ

高灯籠　揚灯籠　切籠どうろう　舞灯籠

灯籠を禁ハ裏ハ献を以て冒殿上の燈籠を法

人弾さして所座ハ入ることを窺ひ見て九中

元ハ灯籠を三所と寛喜年後ハ起りて今ハ

ね続く歳事とを定家々明月記ハ云近年民

燈籠

同長竿を建てその末梢に灯籠を設け紙を貼り灯を挙ゝ遠近ともに之を見る流星に似たり云云○宋の初め中元に燈を張ると上元の例の如し太宗淳和年中始めて之を罷む

五雜組

本邦の俗中元の夜家ゝ燈を張ゝ廿四日乃至晦日に至る或八月朔日より廿日に至るもあり新墓の家は白紀挑灯を出すもあり三年の後ち孝ゝ又灯籠を張ゝ灯籠は寺院に於て光明を四十九返唱へ持して燒籠も多く之を書この光を得ると云の功德力を以成佛を願と云云の四十九返八幸志の罪九院に象るこの光冥途の闇を照して亡灵の迷をてらすべし

盆前

草市

荷茎賣　麻々賣

盆を敲

京の俗を敲固扇大小の木刀伊良木三尺ほ拭高牀布紙令浪紙の紋布を賣ること盆燈必用の具ハ又盆を載子灯籠盞灯籠金灯籠手挑灯を賣ること此時中元の夜長敷正之又索麺

和米苏子角小豆宗利梨子木槵榧蒐尾艸荊の茎麻柯大小の土器まき藏の莖同縄枚の茎仏條竹供奉稻破子かんなかき茎硯水行香燈線香抹香茅花榕木を賣ること民間野夫云の処用之十三日の未明より門の巷口使り之而に商人集ひまり件の諸品を賣ること之を草市と云諸人競て買ふ已の刻ゆ初り始て市を罷む

中元

春　脩行記　水云七月

中元八大度の月道書ゆ云七月中元の日地震下雨人間の苦熱を宥し給大聖愛く宮中に詣ー乃士の日夜ゆ於く経を誦ー十方の大聖ゆ云ゆ夫篇を録ー鐵鬼囚徒ともに鱗脱を得○道経ゆ正月を以上元と云七月朔を中元と十月朔を下元と云云ゆ三元三宦大帝の称あり是俗妄の説なり

五雜組

迎ひ火

七月十三日の陰者初鄙ゆ

聖灵を迎ゆの義あり代と紀門

茅を必麻打を焚こと迎火と云十六日の夕又送り火を焚○国人最中未を家ゝ花陌冥衣の具を設け先人の号位を列ね香こと仏を燦く

女家刎父母の冠服袍笏の類を具し皆紙にて
これを篋に被を以てこれを紙箱と云父母の家
に送る女死せば婿亦代て送れ蒲中に死せば
八刎清晨陣設ること嚴し子孫冠服を具し
揖讓盤折恭く神を導き以て祭事恭く復送り
てこれを生ず

云云

五雜組

盂蘭盆

盆會　盆供

齊明天皇三年七月

始て盂蘭盆會を設る五年初て盂蘭盆經を說く

日本紀

盂蘭盆は是歌氏の孝を述る

四月下講ずむ

息を報ひ苦を救ふの要なり目蓮の母をして盆を以
始て梵語に盂蘭此云倒懸と云盆は仏方の
餓鬼中に生ずる

釋氏要覽

目蓮比丘の母の餓鬼中に生ずるを見て即ち鉢を以て飯を盛て其の母に飯を食
はしむ口に入れば化して炭となる終に食を得
ず目蓮大に叫び地に墮ち佛に白す佛の曰汝が母罪
重し一人の力いかんともなし所詮十方の
衆僧の威神力をもつてむべし七月十五日に當て
七代の父母及生の父母危難中に在るを救ふ百味

五菓を具して以盆中に盛て十方の大德を供養
し佛前に初て施すのみに七代の父母を免
れ祥定の苦を終わる後食を食とこの
時目蓮の母一劫餓鬼の苦を脫て天に生ることを得
目蓮仏に白す永く末世の仏子孝順を終る者
又盂蘭盆を奉ずべし余を以て法を傳ずべ
しいかんや佛の言大に慈悲深し後代の人これに倣て廣
く華飾をなすこと乃本を刻て行を割て偶菊糸
花果の形をなす工巧の妙を
極て尤に至る

事文類聚　盂蘭盆經

聖靈棚

靈祭　魂棚　聖靈棚　棚經　盆の靈

○十四日より十六日に至て家々棚を張先人の位牌
を列ねこれを魂棚と云聖靈棚ともいふなり
つ狐を靈祭ともいひ又天聖靈祭ともいふなり武藏野
を公て盂蘭盆子久るかけに我菓餅香花を供し
これを祭る又行基菩薩を所中に布施尾茅を以水
を灌て有縁の靈を洗ことを祈て
神とはその家の家門の傍に立てこれ
を牌に書て

これを棚経と云京の俗の方糸盆中用る所の三方盂を公方盂といひ倍木をくるかけとして○謝靡渕云盂蘭盆経に八月蓮の母餓獄中に陥れの故に因てこの切徒を設け法の餓鬼をして一切含霊潔き心人の祖考の天堂に登り極楽世界に生ずれとてこれを施す也　餓鬼を以て思ふべし

五雑組　まぐ〳〵と生霊死霊　祟の仮　刺鯖　文明八年七月十日の云条

内裏宮方公卿方以下有徒祝之後いきみたまと云

親長卿記　生霊死霊とは文明の乱のいくさ

いくさと云ふ七月の条に亡者の霊魂を弔ふ事

現在の父母尼姉などの生霊を祝ふ○女転の俗七月より八月に三親を代表して生霊魂と名

一説に盂蘭盆会の終行に盆経に云所ハ現在の父母をして寿命百年病なく一切苦悩の患ひなく

ら見云云　七月十四日俗自盆の日死者の父母者余

也久を祈る義歟の文〻　閑窗條筆○蓮の仮を考

世の霊者小供ド又親戚の家に盆を出す家

と名つく荷の者以茎る物仮を白き紙者所を以

これを絶て仏名つ所に入る欲

人家各物仮を荷者小畏き鮒を其の上小載る

親戚の間互小和盛りくこれを祝ふ仏を進の仮

とはこの月とも精魚を妻を鮒魚一双を一掛

とは一魚氏を以一魚氏　草茎　七月朔日より十

の内に掛む祭刺精点　又日に盛りて各

祖考の墳墓小詣るく是鹿山の人清明の日上墳

祭掃の礼に同ド○深の次第祭小七月十日ごむ

こる世く山寺にまづ氏不　〻よの為を尽る蓮の

墓をもて〻を結ぶく小　我ハきこうけり是墓の墓

条く○伊賀の左里小て別ハ為秋小考の為条　又蓮

江戸長谷山崇福寺　又蓮　稲寺

三井寺女指　音　地福院ハ大津の例小あり

園城寺又三井寺と称も室城寺ハ所園小隣を

以名と一三井寺ハ西巌小昊泉あり天智天武地流

三帝　即位の時この井の水を取て浴湯に献つ氏

国こ御井とい以後改く三年ホ作る見こ皇の浴井
竟墓三貪の墓こ この寺草日女人結界の山こ又十月
十六日女人の条沓を解ー堅山せしむ事を 墓書紙
女沓とは当山智證大師因孫の開基こ
仏者四月十六日より七月十六日に至り一夏九旬の間他
の他業あるホ聖経及名目数目を書写ー夏終るの
後こ仏を堂塔僧房ホ納め三恩万灵ホ回向をこと
を夏去納とい俗 夏解草 俗尼解夏の日線
子も又これ を以印を束ねく
檀越こ遺訳こ夏を夏解草とい今この草を解ホ
まるホ已ホ五分法身の座ととて故ホ去祥草と名つく
教民要覧 四時一色泉及の下ホ生ぜ山郎の人以瓶
ホ挿して視る先ホ法字ありとい ぐ葱蓮ホ
ぞ家ホ書るあるとハ去のごとく花を開く故こ去祥
草と名つく 摂州府志 節ハ伊又反音印草の名こ
字彙 大和本草云 夏解草ハ麦門冬の又名ぞ
水灯會 十五日 城州宇治配太和田黄蘖山万福
寺ホあり当寺ハ華人黄蘖禅老

瑞禅師明暦中の建立こ今夜宇治川の船中ホて
こ夏を修を水中施食の法事こ その式船二艘を双
申の刻ホ小岡及の舟ホ出先流こ沂ぼく宇治橋の
下ホ至り暮ホ及く船中数个の灯盞を点ド俗伝
左右ホ庭を列れ七如来の牌を安ー供物を備ー経
巻を誦ー音磬をうちて流ホ任せ去ってて後
三百六十个の燈を宇治川こ流こ及ひ水ホ光ひ
散乱せむ恰蛍火のごとく その灯白紙を以小蓮花
を造り内艾心を堅その熟艾ハ焔硝を以煮る火
をその末ホ長ド尺ハ或ハ流ホ点ひ伏見豊後
橋の下ホ至るとのあり俗伝麦の刻ぞうホ岳及の
前ホ泊る○南四の風俗中元の夜家戸各蓋飯
を具へ奇供を門前こ羅或ハ垣衢の所傷亡の鬼
を祝祀ー早て随く水焼三十六を棒げ流水ホ
向く注め去る名つけく度孤と
吹ハ冥ハ 熙朝盛事
月令廣義
施火燈 大文字の火 妙法の火 船形の火 舟形の火 当麻火
○七月十六日今夜東

山淳土寺の山上薪を以大字を長ぶ此字書九筆の及ぶ所小あらず他に亡至町家驚目の日を記す
於記の名ことを長ぶ山故小一条通より三面ことと
一説に延徳元年七月廿六日相国寺小補横川和尚修之
を將軍義尚追悼るこ九この月六日より薪を伐長史
も紙小ゆ[illegible]の数十余あり今日申
の刻各伐り乾ことの薪木を撥ひ山上小堂る九六
文字一畫長廿百五十間余五尺斗を蔵く薪木を
積こと一堆その数四百八十余所各薪を積り て後
日の設をを待て同時に火を長ことこの外北山松ら湯
小野法の火を長ド紅葉山小ハ紅の形の火を長ど堂
宗山小ハ毛屋形の火を長を洛外西の山岳等こ
京野法人集りて麻の條檜の枝破子公々素の数
を嫌くことを聖美の

経木流 十六日 摂州四天王寺の東

おくりを火といひ又施火とも
俗坊の者小亀井の水あり 今名白石堂の水也
いはむり白河法皇の上東門院岩寺に詣一時その
水盤小亀の形あれをを白石堂の水をとり

亀井の水と称ることをその号の起れるところなり
澤なる亀井の水をひもびあげてんの巻をすぎる小
七月十六日世俗経書堂に於て経木の表小法名を記
この水をを向て夫魂を吊ふ 摂陽群談 黄八月毎に
六斉の日講堂小於て経を誦一条院の戒名を名帳
小記一同向せとも和泉式部集院のと戒名と名簿小
去て頭を剃 梓弓そつ[illegible]
のなを入る此今の経木ハこの名簿の遺志歟
江戸の俗俗七月盆中紅中小誦経一経木小志を而
の戒名を記さ是ことを流水中に投をこれを川施
餓鬼と小是施餓鬼通鑑の中文を投ひこのなり
又水滸傳小記を而の水陸堂
ハこの方にいり川施餓鬼小代り

閻麻鬼集 十六日

閻羅王ハ地獄の主鬼官の總司なり 俱舎論 閻羅
此小處とも 釈氏要覧 玉麻鬼或ハ玉羅此小静
息と訛も 訓譯名義集 冥府の十王ハ才一王秦廣
王才二初江王才三宗帝王才四五官王才五琰魔
王才六変成王才七泰山王才八王平等王才九都

市王丸十轉輪王世俗十王のうち閻魔王を王の字を
ちりて九王の名を称ふ稀し七月十六日を天秋
日といひこの日詣でを俗に奴僕なども服をこしらへ京
小て八千代の閻魔堂に参る江戸小て八赤坂心法寺
浅草法花長寿寺深川寺町覆法寺世俗この寺を富
広堂と称す　牛込平川寺の八幡安居の頭の所
閻魔堂に参詣もこと
大経信心故三年己丑その所を指点と先祖
年の十二月朔日より服喪年の十二月十八日小到て
八幡山下の郷家安居の所を勧む郷家八村星中
の長をつとめその土地の中を此氏あるべきなり又十二
月八日今日石清水安居所人の宅小於て逢所
小綱の神人長吏の補任を授けこれを指於
いて又十二月九日所人の宅小於て郷家充を食
意一能柏子小あり　これを右那志とも先小習
礼の祝ひ又十二月十二日所人吏婦板山小動堂参
祈ふ垢離を修をこれを精進と又十二
月十三日所人浴衣を第一七所社参一奉都

あり所人の婦も又これ小倣ふ夢と郷家烏帽子浴
衣を着一供なしその行粧志右凡之放生河小
格二ッあり一八安居格と号く是安居所人の浴格
なり常に沐浴の人を禁ず所人これを見ること
今日より　山上お参所下の社僧の坊小止宿一精
進潔斎まること間西郷桂の里の女子孫庭又
白布を以所髪をつつみまりて桂帽を拵ぐこれ
を桂帽子と称ふ今　赤の童謡小ふ桂帽子
是之十二月十日安居所人吏婦社参社の前
小大なる所松一本生て白布二疋をその上下の枝
ふかく人をもく仮小猿のそれをもてその松堂
ぜそのうけ布の枝を伐り撰て所屋小掛て後代
俗所の敵とを今七月十日を以十二月十日を換
安居の所の当日

善福寺童相撲

江戸麻布

雑色町小あり　麻布山と号を世俗尚寺を麻
布寺と称を開山了海上人八紀州上人の弟子之
当山ハ天台宗ハ了海上人上れ四百余年

のたぐひとは親鸞上人常陸の配所より洛京の時
雲寺に暫宿あり浄土法門のうへ了海伝授あり
て親鸞上人の弟子となり一向専念の行をとなり
く其宗の道場あるむとは七月十六日八丁河
上人の忌日と今日寺門に祭る所の麻布持参の社
前かて童子撲あり　祐天寺千部　十五日明題　山祐
祐天寺のことなべて　天寺八江戸鎌倉あり岡山八祐天上人の例
年七月十四日より五百日の称陀経千部修行この
長条坊　衛突入　肯八法圓寺にて住と入て家
おほ　戸秘蔵を以簞笥或八その
家の嫁娘妻妻ぐ常に心を配り必ず物を客
歓辰間に張り泥水くへ入て怨恨なくして
勢長山田にあり山田の人世人山田のつとと呼て家
残遊数を妻四に八金貨欲の道なり故に元を識物の
るが元せとは七月十六日なり今八この日絶て
新綿　七月十六日内裏貢の綿を云　濃汝州
新綿とハ蚕の綿と蚕の繭夏月に

熟りく秋初の綿紫を安て有が
新綿とは表説が本綿も秋とハり　御霊の祭　十八日
清長の社八上六京極の小西にあり下八京極大炊の北
門の小さあり此社ハ先八近傍通新町あり上御霊八
京極の西に雲寺の北にあり上下御霊の社毎年七
月十八日清出八月十八日祭礼あり神輿二基之御霊
八所八崇道天王伊予親王吉備聖霊菅大夫廣
継藤原夫人橘逸勢文屋宮田丸火雷神なり
世に火雷神を称て菅原の霊とと云ハ誤り之
侍云御霊八所の内四所八桓武天皇の御時に有
勅請下の四所八仁明天皇の御宇に勅請
を上出雲寺を上御霊の神宮寺と下出雲寺を
下の御霊の神宮寺と号て僧教大師の手剣にて今
西寺に在り絶ず　寛文年中慈眼大師の遺誡
に云く久遠寿院淀城山城国宇治勧山林の
内に於て出雲寺を再興し毘沙門天を安
置奉る清長の社あり是古を存る所の遺意
なり上御霊の清旅所八京極通中御霊に有下清

美の出旅所八年くらの一小を定めおどその年秋年
所産の事小安き出旅所ニ至るの男を以出旅ニ称

蒲生の掛出　蒲生の産七月十六日　**蒲汝州**
鳥屋ふむと八夏名産ハ入ル之

四月八日小入ル七月廿日小出ル之　汀着蒲生ヶ之
一説小波新田ヶ之ニ出ル之　又鏡ヶ之字を之
たりとこれり稚ニ説あり　**西園寺殿百鳥**　四月羽毛
惟小易らんとて紀帝潘を解き鳥屋の内
小放ッ日を逐て脱落して又新毛を生ず七月
中旬小旧の如しこれを片毛屋ヶ之三歳毛を易る
と鶏鳥啄ヶ之三歳
を鶏片毛ヶ之　**和三**

蒲生の山別　蒲生の山別
八七月廿日之

蒲生の巣を立て父母小ヶ之ヶ○蒲生ハ極要の
のをヶ子を生ヶ巣小あり子成長ヶ之ハ
親を食ヶ之あり父母ヶ之ヶ居ル小巣
より一尺去て子を蒲生ヶ放小一尺程を嘴て蒲生程と
ヶ　**下学集**　蒲生の山ヶ之ハ足ヶ山ヶ蒲生ヶ之ヶ
足高明神八幡宮祭神ヶ之蒲生の別名ヶ山ヶ

始ヶ之　**三餘堂房鄉鈔**　但山之鳥生四子羽毛既成將
分四海其母悲鳴送之是往而不返也　**孔子家語**　説
花　一説小九蒲生を用ヶ之ハ八幡宮の祭小蒲生ヶ之ヶ
七月の祭狭山ヶ蒲生ヶ之ヶ八幡宮縁あり之ヶ之日小巣を
結ヶ之ハ○仁徳帝の時依網の長倉の阿海ヶ
美名を捕ヶ之献ヶ之ヶ毎小網を張ヶ名を捕小
いまだ名ヶ之ヶ生ヶ名の数を得ず故小天ヶ之ヶ
献ヶ帝酒の君を以ヶ名を三ヶ之ヶ曰是何小名ヶ
酒の君言ヶ之名を捕数ヶ之ヶ百済小あり訓ヶ之ヶ
ヶ之ヶ又捷ヶ之ヶ故ヶ之ヶ名を捕ヶ之ヶ百済の俗ヶ名を鶏
て俱知ヶ之ヶ蒲生の乃ヶ酒の君ヶ捕ヶ之ヶ長訓ヶ之ヶ
飛時なるを以て常酒を者ヶ和泉國百舌鳥の出特
小居ヶ之ヶ雄ヶ名を捕ヶ之ヶ
を定ヶ之ヶ故小時の人名の所を興ヶ之ヶ蒲生ヶ之ヶ邑と小蓋
酒の君、百済の人なり
蒲生ヶ之ヶ之ヶ

蒲生の子　七八月の子孫を
以蒲生を捕ヶ之者
蒲生ヶ之ヶ蒲生の雛巣を離ヶ之ヶ飛翔ヶ之ヶ食
小ヶ之ヶ常小絶崖斯巖の喬木を度ヶ之ヶ巖

屋ふき茅條を結びて處り寄の取扶を密紀四羅を樹間ふ張て死者を葬ることを捕ふこれを

細繩とゆひ又寄寄とゆれ記ふ五秋の日寄集方

製ちとはこの八寄の法者を撃ち是あく寄の法

者をとくんとを扶文を「の出手たを以ふの法」

八たびつり笠ふ文庫ふ伊良虞跡暑山・こゆところハ

寄る五和ち南海の景を寄のちに先て波を示とハ

ゆこ盛ちまもふ先ハ五ひあれなる扶折ゆ「寄

一ツ元つるて焼し俗長を焼」を義」この寄ふところ

と書こ扶八寄

捕る和と字西ちこ

あく寄

あくふとこてはちびふ

訓さる寄ちこ細かけのをこ

鳥屋搗　寄彩毛を生ひ羽翼脱ふ伸ちて樹を

はなれ逸勢特ふ稼を一これを寄屋

さうと　初寄狩

ふこ

万葉新長ふちこバ芦別なく小寄を秋とを扶ちハ

熟寄く萩をの外秋の小を狩ちこ大寄ハ冬ちく落丁

野の鹿を狩く大ちびちろ海を垂べ

雜鈔抄

ちつを狩初寄る秋ちを屋ふの寄をちに先てつふ

なり　貞徳説　初を狩ハ秋ちこれども大寄のとく　連

歌新式抄　次ナの関秋義ちの況弱なくこれ有ちうり

ぐふせでやちる

ぶん　古今六帖

寄ふ鳥を祭　處暑の候七月の中寄

を食ふと欲して

会ハを用て焼く載を移　愛宕火　元四　伊丹池

とハ時の令ふ火ふこ　月令　男鹿

宏火七月九三月ちろ元四ふ五扶摂州豊浦那池田村

ふあり恵を宏山ハ右ふ所謂六月山ことぐ山上ち聖

宏寺現の社あり毎年七月元四の夜往ちの灯籠

ふ火を長ぐく聖宏火と名つく大坂九の町ぐ出ちり

長ちこれ八星の祀ース聖宏の祀社有馬那道場

河原彩町ふあり祭ちふ火産灵尊毎年七月二十

四日祭礼あり世俗これを　地蔵祭　元四　洛外六所の

あちこ火と称を　摂陽群書　地蔵詣なり

か長沖菩薩池。山科。伏見桂。を祭ちこ九二日六

所の行程十里余こ文徳天皇仁寿二年小野皇地義の

像六体を造り木幡の法宝山大義寺ふ安置を尻ふ

この所を三ヶ地荘村と云ふ後保元二年平清盛六ヶ所
小堂を造りこれをうつし奉り七月十四日供養西光法
師これを導く今小原りて七月十四日法会六所小祭と
これを地蔵祭と云ふ洛下の児童も又各香花を街衢の
石地蔵に供へこれを祭る又今日六体念仏の徒小六
所の堂に詣大鼓を撃鉦を鳴し以踊念仏をなす
俗これを六斗を鼓と称す洛東光福寺千葉の一流
○江戸にてもこの日六地蔵参詣家毎に菓子
を造る又ことさらに芋のたこ日本紀に小野妹の神小ハ
又百箇野萬の八十玉籤を採りむ是ハ天照太神を矢
の岩戸より出しなんと甘一所のまぎこんよりて伝教法
さまを祭る小ハ義を以都とたて故小こと苏伝法と
もいふ或説小紀ふりけ祭小ハ遠笠ひを射て条
ふ伝教の路の両村将軍の妻倍の高丸を伐んため小

伝法四ヶ所ヶこの神に祈ヤ九ー小梶の葉の紋有ー
也孟蘭盆ハ人湖の波上小馬を走ーて笠懸射
つ也今ハ笠懸射て神ふるとかこの所以ふりて
翹波とも書く伝法と云ふと縁起に出ず当社ハ桓
武の御宇田村将軍の建立ふ云ふこの神ハ又ー
田猟のるを主り

穂屋

侍狭山祭貞徳説ふ八月之藻汐
まふ小ハ七月七日ふ堺山井に小ハ七月七日と云ふ説
ふ一ハ七日小ふ七夕ふ欲むかー小ハ初役を立ふ
種家と云ふ勅使ふ敬の為新小仮家を設ふ
今もその家風小て穂屋を造ふ新式秘抄ふ
穂家ふ云ふ小ハ伝法祭のとふ
度ふ是その一ふ
説ふ也ふ名所方角抄歌枕秋の夜是ハ伝法
ふ春雨抄ふ刈ふ
みさ山小ふ
みたらな云ふ

角觝

漢書

郡領使

万葉

○童相撲　辻角力
○両ー相撲て力を牧義射騎小觝

戲とも放ふ角觝とも【漢書注】角觝八相撲【指南】壯士祖ぬ搏く搏負を角もを角戲戲ふ弄れハ
左右軍大鼓を雷して左右を〻豈角力伎の遺形
【文獻通考】史記秦の二世甘泉宮ふ至て樂を
角力戲俳優戲をかれ漢氏帝この戲を好む既
今の相撲〻【事原】垂仁紀ふ大和國當麻蹶速と
出雲國野見宿禰と力を撲むし蹶速野見を勝
て能もえの腰を踏おられて死せり野見ハ菅家の
祖〻〇柏原天皇の時より代〻の天子皆悉ち撲を
好む貞觀以後寂然として絶てあ〻今聖主天を
推ぜ又乐らびや【扶桑畧記】先ッ二三月の比大將以下
下陣の庶ふ於く相撲使の左を定む法國七左に
選て相撲人を召ものを部分役とふ公事根
源ふ云　江次第ふ仁寿殿ふ於て左の相撲とあり裏ふ云
南殿出御のと記仁寿殿ふ於て左の相撲
の供奉人〻供奉人ハ相撲ともいふ
人もろ〻ふ法師の所人〻を召なるを
の節といて天子の御覽もれ〻先ッ十六七日の夕ふ右
後あり〻郷勅を奉りて左右の次將ふ相撲あれ左
らを召後れ左右の近衛方をかちく四〻役を

下ふ〻ち相撲を召ものを万ふ〻ことう役とハ
ア元六月ふ内取とふをあり仁寿殿
仁寿殿の東庭ふ於て行ふ御物忌あるを行ふ
年中行事ふ出御かり行左右の角力く
の〻ふ物忌を召て　延元三年記ふ云角力人三十人以下行列その
常を召ふ下表袴を召を
從殿左右おの〻三十人ふ
大の月九八九日　左人あり　裏ふ云左合後比ハ左右ふ撲相合ハ江次第ふ云
小の月九七八日　相撲方九戸負ふ
奏を往年最ふ時を決を左負勝右負勝の
利を奏を左陵王を奏ふ又せんけのあれ
數ふ出御王郷ふ〻ふと大將ふ相撲の奏を執る十七番取
て勝方九戸あり又九月後ふ
御覽せ〻ふ神亀三年ふ始て法國ふ左を
定平七年ふハ皇相撲を御覽あり
をかふ日本紀逸仁天皇七年七月當麻蹶ふ勇士あり
文〇延元元年七月十八日丁丑皇ふ相撲二十番を御覽
後御覽ふ於く〻のあり【扶桑畧記】延長六年閏七月
皇ふ相撲終りて舞を奏ふ【古今著聞】助ふ最ふ加ふ
なをこれ相撲ふ〻ふ助ふこれを祝とふ江次第ふ云
〻人〻國服なをふ〻ふ者を後〻ふ欲过ふ相撲ハ

公事ホあるを伝方ホもあるを答のお撲の勝負を定る
も内裏の角力ホ准ドて秋とも九れ撲の勝負を定る
者を行司と云その法三流あり播州・京坂・西国是也
又お撲の魁首を関と云次を関脇と云次を小
結と云その余ハ九れ和訳とも是今のお撲の格好
角力とりなり　姫や姫のうるはしき　山風雪
飛行ごまをとらんもうやお撲　奔居
鳴吹　猟師の鹿をまつホ人を鳴んとホも又人を鹿
ありと云ふもとも云ふ合せて吹くを鳴
吹とハいへ鳴とハ云ふ鳴ホ鹿の声の似るを以て
秋とも云ふハ鹿の秋ハ来ると云ふ故ひとし笛鹿と
笛ホ鹿の声をまねびて我ハ云ふ所の伝ふ
【奥義抄】鳴ホ秋見伸実ハ鳴ホ
【八雲】鳴人の鳴をまねぶ
ホ鳴ホのまねをまねぶ
鳴を合せて鳴のまねをまねぶ
【哥林良材】鳴
をとゝ云ふまねをまねぶ又鹿をとる術のなり
【藻汐艸】秋さうになるハ人鳴のまねをまねぶ
ぜそ鳴の声のまねぶ吹なるまねぶ
【袖中抄】俗説世の

如しといへども是来なり又一説ホ鳴吹ハ鹿をまねぶ
まね人鳴のまねをまね歌ぶまねびけハ鹿をまねて
まねをまねといふ此説ハ正ホ鳴吹ハ鹿をまねて
風と云西風を云ふ云ハ今按ぶ説ホ鳴吹く
【塩川】ぶ云ふまねぶまねの説ホ鳴吹ハ秋の声をまねぶ
ホの説ハ九れこの説ぶ注ぶ
八月西風ホ吹ハ鹿をまねぶ
西風を云ふハ正説ハこの説ホ
吹ハ風をまねぶ
吹ハ云ふと吹く風ぞ
鳴ホ来ホハあるぞ
漢ホハ九れを乾火と云
その製ホハ炮ホ生ホ
又云ふまねぶと云ふも秋に御く
秋冷ホなりて扇ぶまねぶ
云ふまねぶを云ふ
雪ハ難に

花火　まねぶ云ふ花を花人歌と
もまねぶと云ふ詳なるべ

扇　おく　団扇

稲妻　稲のまの玉ひ
おく電の

糯米　田畑の雲送
云ふ稲つま
を云ふ

楸　**櫨**　俗云ふを
雪ハ難に

楓　**柞**　柞の葉ハ山城
ホあり歌に

萩　蘆萩なり　水色ホそまぎ　萩　糸萩　ことあの萩　萩敏
萩の戸　そま萩　萩の綿

○さゞ也萩ハ葉の細ク花を以萩の戸ハ禁闕中ホあり　麻酒草　和名　芳子

万葉　芳宜草　和名　萩ハ高の屬こもろ花も濃り　花名草　古枝草　○紅艸
○ねぎ草○月又草○ねぎ草　秋海棠　蘭
○ねぎ草　以上萩の異名こ

蔓ばなし　桔梗　沢こそやう　ちこそう　○阿里乃比布木　和名抄
かとこ草　同上　又き

蕣牛花　蕣をあさがほとよむハ張く蕣ハ木槿
ホ〻く葉にあくむ陶隱居ゲ本草注ホ
云蕣牛子世田会ろ生ッ九人ろれを
とり牛を蕣て葉ホ易故ホ名づく　女郎花　白氏文集

茶花　仙翁花　観音草　公孫草

本草ハ白氏翁ハ苟葉の
下く花ハ種ホ似ろり　本草　茱萸草　牙切草

茱萸草ハ伊勢の花山帝の朝ホ奇領あり名を晴明と
ゆえの葉ホ精と恰ホのごし奇傷とあれハ二葉ホ分ち操
て以こと也ホ伊その疵如命秘しこれを伊一ど家ホ有
私ホ元を濃を晴明如ゲ家ホ祭ホこと放く
人奇の良葉を知る是　牙切草こ奇領
ろりそのまを牙切草と号

青菜　牙切草　うの名なしべ
奇こ音前ホ
定家ハ人家あり　風仙花　蓋母草　旋覆花

鄭菜　樊金の花　若葉の花　桑花

千枝ガ繁る後輪ホ生嫩なる夢菜小花ろく色白白
微リく紅ノ葉芽の方を上ホてる定義ホ新ホ長ろれ
さろぶ〻桑のごし小見誠ホその　ちてまひ草
花を多ホ長て桑ホ擬ル名づく

曼殊沙花　桃の実　金桃　日本金桃あり真実三ノ方　述異記

木桂　俗これを　蕣　故仁　蜀漆の花

木瓜の実　蓮実花ゝ　槐花　来く　刀豆

渋柿　渋と訳　新渋　冬瓜の実　青瓢　葉

百生ひやうたん　千なり瓢葉　狼尾草　秀て成らむと嵯峨と　寺田ある水小寺田

蕎の称あり　芝草の穂ともい　粟の穂〜　秫　粟奴

紫英ホ　さく毛あり　荒年稀て食とす

粟の苗の穂をなもと河　稲の穂の出るを

黒燥を生むをいて　稗米の雲

稗の花　穂をいホやいの花の繁小穂をつゝたる

おくり　○富貴州　○とミ　○ころと

以上稲の　稲むしろ　稲の穂をもしの　やうふ重る水小

異名　布なべ　織たる莚をもしの　又ケ稲と

いなゝ又彩ホ　て木の枝などいう稲をひろ　たるを稲莚と称り

万葉　むほの石ゆつれ稲むしろ　ゆでも人を見るらもれ　人丸

六帖　稲むしろ川をひ柳　水面ケ八ホ　ホ　根絶ス

秋の田のかりほの庵の稲むしろ月やどれるあれ　宝雅

大ろこ花ろ　ホそこ　ろ　ろ　ぺ　中の二ホ　ハ

柳を稲米のをく小　ろ　ろ　ホ　西

今玄ホ又敬内ホ　黄代の床を室とする　ホ　稲を田小植

も対室ホ小　玉　た　苗ハ　や　く　ミ　の　ろ　ん　ホ　ホ　ホ

ハせ　ん　ん　老　面　い　ろ　又　和　ホ　ハ　ホ　ホ　ホ　ホ　ホ　ホ　ホ

ろ　ろ　ホ　ホ　ホ　ホ　ホ　ホ　ホ　ホ　ホ　ホ　ホ　ホ　ホ　ホ　ホ　ホ

堀川百ホ小　ホ　ホ　ホ　ホ　ホ　ホ　ホ　ホ　ホ　ホ　ホ　ホ　ホ　ホ　ホ　ホ

ホ　ホ　ホ　ホ　ホ　ホ　ホ　ホ　ホ　ホ　ホ　ホ　ホ　ホ　ホ　ホ　ホ　ホ

早稲　室ハ世　二百十日

立ハ　ホ　ホ　ホ　ホ　ホ　ホ　ホ　ホ　ホ　ホ　ホ　ホ　ホ　ホ　ホ　ホ　ホ

教成の気変動ちる　放小必風雨あり　この　ホ中稲

の花さろと　ホ民　の花を　ん

ととをおそる　又二百九八晩稲の花盛とす　廿六夜待

江戸の俗今月廿六日の夜月の出ハ三月仲の彩雲を

おむとそ田安の墓。神田湯島の社地。江戸ん坂品

川ろ　稲小小　ホ　ホ　ホ　ホ　ホ　ホ　ホ　ホ　ホ　ホ　ホ　ホ　ホ　ホ　ホ　ホ

人ホ　て　振　う　俗　ホ　ホ　ホ　ホ　ホ　ホ　ホ　ホ　ホ　ホ　ホ　ホ　ホ　ホ

この夜の月中三ヶ月の彩向

あつとらふその実ハ月華　初嵐　虫　虫部　虫貴

たゝりこゝるホハあらしゞ

○六月夜ホ入て火を業間ホ点ドて虫をとる

こしを虫をふくとゞこゝろ得て後紗裏統中ホ巻　共虫

蟋蟀　詩経　きりぎりす　ぬかつきホ　ちゞ虫

ゑん蟋蟀ゑん今の俗ハこれをこゝろ見とふ

きりぎりす　の異名ゑ　竿つ虫　同上　叩頭虫　促織も又ハ

皇蜘蛛　蟷蛛　今の俗これを　ていとゝ　冬蟋蟀　和名抄　越俗作

蟶　未詳　鑣虫　馬追虫　蓑ホ似て　秋の蝶

伊勢物語　とぶ蛍　秋の蛍　ぐハ秋風ふくとて人ホつきこせ　孤る蚊

蟷螂　松虫　鈴虫　おのく声ホ入りて名づけこゝろ

ゑ夫いつなるハとゞ虫ゑ変養の秋官虫ゑ　ゑ　禁裡院

中へなるとゞふくとゞ　関東ゑハとゞ遠て笑ゑり　年

山紀　清蛉　本草云云一名ハ胡勒虫　崔豹古今注云

用　一名ハ胡離　和名加乃比布　和名抄　胡秋　和名抄　今俗云

和名抄　今の俗ハやんまとゞ又今ゑげろとゞ　ゑハ於樂の最

ホ　池遠ホ飛ぶゑゑ　たゝげろとゞ　ハ今ゑきゑゑ

蛩蟋　和名抄　蛩蛉の周　茅蜩　一名ハ蟲　和名抄　良之　和名

小蟬　秋蟬　蟬　一名ハ　蟬　蟬　一名ハ蟲　和名抄

冷虫　あつ虫　西瓜　一名ハ寒瓜　〇大元の世祖西域を

征ゑ元の後ハ秋中四ホ入る　五雑組

無三　秋物

秋風楽　雲の浦　雲の笛　紀雲　雲の絵　雲の音　雲の

夕きり　雲の海　雲の巻　雲雨　雲泉

日本紀云云伊弉諾尊曰我生ゑ所の国　雲たち

唯朝夕務ゑ雲ゑ仏ゑ満ゑ雲ゑ雲も白ゑ

たゝくなり　雲居　雲の宮　雲の上　雲の下

ゑ　雲居　雲の宮　雲の宮　雲の宮　雲の

波の雲の塔　雲の井ホ　雲の海　雲の渡　雲の雲ハ　雲の

竜田姫　秋の野山　律の調　千秋楽　万秋楽

を　神

凄 冷 夜寒 冴さむ 爽氣

月 月の霜 月の室 月の桂 月中に桂あり高サ五百丈下ニ一
月の氷 をまぜし
人あり常にこれを祈る樹ハ創ひて合ふその人姓ハ
呉名ハ剛西河の人仙を学ぶ過ありて謫せられ樹を伐
しむ 酉陽雑俎 月の 桂 桂荏子 車ハ稍不とその
桂の花ハ光をいふ 八雲御抄 瑤裏秋太平清覧
木の說又 これに同し さゝら男 月をいふ 照る月次 和名かれ 月ハと称
ごるを照るをおくつてよみたり古今集に添の吹が名
問 水の面に照る月なみをかぞふれバ今宵ぞ秋の最中之
なりこれハ照る月をよみて
ハ月なま六朔なりとぞ 新月 韓退之が詩に 新月似磨鏡
といふハ三日月之白樂天が三五 弦月 九七八日を上弦と
夜中新月色これ十五夜之 一九二三日を下
弦と 三日月 朏 玉兎 月三日に魄をなす八日に光
す をなすと 蟾蜍体就穴鼻

穴ハ決之穴一 鼻ハ兎をいふ 始て萠をと 易乾鑿度 銀兎 清露冷浸
玉兎蟾蜍遠不知 白氏文集 銀兎影 隋
煬帝詩 引玄兎 玄兎 霊兎 素日抱玄烏
於帝臺 謝荘月賦 明月懐玉兎
傳玄 月中に兎と蟾のあるハ何ぞや月ハ陰之精蟾蜍ハ陽之
而も兎と並明ハ陰の陽に繋る之 五経通義 陰兎陽烏林餘略
在明 十六日以後の月ハ暁ちかくまで 医房の往生伝にあり 八雲 有明
の月ハ暁ちかくようら出る末の月をいふ廿日ごろから
の月も待ち月にかよひて有明と 哉生明 哉ハ始之義月の
やつきより先賢中徳之 桂明抄 月大なれバ初
二日明なて生じ前月小
らまば三日に明初て生 既望 十六日の月之 書經集註
ゆる既望ハ十六 日月相望むを望と
日之 蔡氏集傳 哉生魄 尚書 十六日之月の 既生魄
全上 十 照らざる所を魄と云
七月なり 暉素 文選註 月光之 金波 前漢書 月の暈
直待月 十七夜之 藻汐州 一說ニ立待ハ七夜まち
とて 初夜中七夜より九三夜まで七軒までの

金月小形尚ホて月杯の本地佛を供ス十七夜小八立待と称ス月の出るを供ス

居待月 十八日ノ夜 藻汐艸

居待ちもこまを惜

待てと云フ

臥待 十九日ノ夜

ねまち月 待月の月ノ夜 八雲 源氏若菜下 永徒のこゝろ

又一説ニ卯ノ刻ニ月八十九夜の月ノ亦寝待月ともいフ

十九夜月 十九日の月夜 更ケ方月 十九日の月ノ

の正刻ニ出ル 藻汐艸

常娥 姮娥 嫦娥 嫦娥ハ羽ノ

服して月中ニ走る 淮南子

妾ノ不死の薬を西王母ニ請て嫦娥を編

妾ノ不死の薬を偷て月中ニ走る

走るこれを蟾蜍と云フ 天文志

真如月 真如

雲外の月也 法花玄義 虎美ノ如ク仏性ハ常ニ如

拙ニ曰ク月の体ハ常ニ清ク明ラカなるガ如ク仏性

擅ニ云ても月の体ハ常ニ清ク明ラカなるガ如ク仏性

真如の月と云ハ不変の義如ハ不変の義ナリ

法の故ニ切の妄類を離レ不変の故ニ我他彼此の元

別ル

心の月 拾八月 共ニ清ク澄ル心

観想我心月輪上有

梵字十

八道行用

不無の影 不無の光なるべし 春の月を指

たるべし 春の月を指 瑜伽

月の嵐 黒白の二気あり五ニ樹根を潤ス至樹

根ハ命ニ喻ル 黒白の二気ハ昏夜ニ喻ル

譬喩経 ニ常の喻ニ人虎ニ逢て野中の井ニ陥

らんとスル時ニ蔓の葉を引ク虎を見れハ毒蛇に

て侵んとス又黒白の二鼠一ノ多くこの蔓の根を食

ふ せんとスなくて毒蛇の害を害ス 蔓ハ

平生遊西の罪業黒白の嵐ハ月月の命を消ス

月の嵐とハ樓炭 経 文 奥義抄

月の剣 二月の形を刀剣ニ

たとへ云ク又満月を

経 文 奥義抄

月の都 月宮殿 羅公遠開元中

玄宗ニ侍て宮

中月を数ふ公遠云月中に至らんと要むるや否や則ち杖を取て空に向ひ擲げ化して大橋となる其色銀の如し請て同じく光の中に至て数里清光目を奪ひ寒気人を侵すを遂に大城闕に至る公遠云此月宮殿なり仙女数百素練寛衣にして広庭に舞ふ帝問ふ是何の曲ぞ曰く霓裳羽衣の曲と〔逸史〕

真夜中　丸三夜の子の二刻に至て午の二刻に入る子は夜中也

椎柴　椎の葉　椎の実

柾　柾とは一名本のまさきと杜仲とその子よく似て分別しがたし又は一名本のまさきと杜仲に似たり大小あり柾は八似ども一名本のまさきは篤信の説に書るは既に疑ありしとも治泉駁と宗伽のわらべにもとむる有れは六強ては守敷せぞもせよねて後撰の字又後拾の涼山の落葉にて本の表は定まるるといへるに杜仲の一種蔓生のものなれば　或人云蔓生にて木に倚て生りしとも幹太くして数丈にも木の属之日光山通るの林に多くあり和名抄に蘿をまさきと訓ぜしてもれども誤る事を

芒　楚辞注に草本文白薄と

薄〔和名〕　鬼芒　時珍云茅の如くにて長四五尺甚快利にて人を傷る

〔抄〕を傷刀　縵芒　葉の面縦に白文あり　薄の穂をいふ

篠芒　其のすすきは細くしてしげき芒也其の穂のひらき

もあげし穂出づる宗祇説にまた穂芒と穂を

尾花きぬ狭〔袖中抄〕ある芒とは

とは〔遅〕穂のそら羅をさしあげるやう

なる穂さきをいふと

旗芒

十寸穂の芒　穂の長くて一尺ぞ

能因中にある〔万葉東書〕

あるといふまそほすを万葉に十寸鏡と書るは真澄くんと読べし〔和名抄〕

麻苧穂芒

ますほの糸　真麻のそろともいふ又まそともいふ長く

ますほのほもてほすそは疏の間に

堀川百首後拾の古人の夜をあきらかにそほの糸を

くりかけし絶えども人をおもひぬるが

て糸を其の孰もきるすうる　真の穂の芒

ん名糸にもいかたを引て　〔其の鏡字〕　真穂の芒

とよそろ

なり色赤花芒の如し○越布もろの漢字彙に倭名抄に出る西海道の産物なり

沒のもの本草に見えたるものなり　無

名抄　葛の葉　忍草　忍草亡草同名なり

葛の葉に似たるを忍草といふ人家に植られ花の葉に似たるを忍ぶ草の形をとをたづねて捨なり只一草二名なり

葉に垂べし　玄見闕疑抄　大和物語に忍草は物思ひ

いろ但つくとあるハ忍草は葉に葉に葉ごとに葉ごとに

いふも別物とこそ見べし　忍草は細長くして葉のやう

なる物のあるべし　八雲　昔の人は葉に似たるものなり

周時　昭明文選に見ハ似たるハ葉に葉に

べし今葉に葉下に物あり　蔦　花蘿又

草花　亀草　紙の千　野の花　芭蕉

矢摩艸　雞頭花　苅萱　厚朴紅

鬼燈　番椒　蓋畑草　東埔塞瓜

布瓜　南瓜　冬瓜　かも瓜毛瓜の和名なり　この瓜冬瓜なり

色ありて種ハ似たり故名づく　枸尾草　葛　今の葛の字を用ひ劉禹錫の青

苧　芋魁　芋の子　清芋　虞の芋　累芋

蓮芋　水中に生ずるもの　栗芋　蓮芋の一種　蓮の実　蓮の一種

もろもろ唐の代宗の諱頭を碎て菩茅

と改む又英宗の諱署を碎て山茅と改む　長芋

菩茅の属　零余子　菰茅　黄独　今俗掘りて

牛房引　草　椎の実　榎の実　栗

柿　烘柿　中人垂自然　熟して甘し宴の和名　酥柿

十夜柿　毎年京都三井寺の如堂十夜の法事に

盛に行なる故ここの名あり渋柿を以て灰

或ハ蕎麦稭の灰汁ニ浸ー二三百ヲ引く　**白柿**　陸柿を以枝を
こそ出ー七食ニ噛ひ耳ニ変ぜ下ル之
つゝね或ハ糸ニ繋て晒ー乾もはゞ蕎麦〻稲芯糸
を用て色宿してよく〻これを生ましら秋刈西条の産取
美〻佶刈これ亜法及び　**胡麻柿**　**豆柿**　仝上
尾刈の腎蛮柿ハ長二寸あり
干柿〻山城　**才練柿**　播州刈ー来南竹柿
宇治ニ出ッ　**御所柿**
大和の所所村より出ッ　**木淡**　**似柿**　也和柿ニ似
樹淡のごとき新柿　ーあり

伽羅柿　形小さくして色黒
笠の形ニ似り　**田舎柿**　色堵柿欲
そして味淡ーあり　形長く大ニ
て酬柿とも云　**透徹柿**　形長く肉少く尖
肉中沈香狸の如く
みて味ひ耳美色　**圓座柿**　形大ニ肥多く蒂
も仏座柿の属ー　の附ところ肉起り
魂を　**樽柿**　色碧柿ー実赤の俗ニ堅柿
なる柿　**樽柿**　故ニ酒樽中ニ入ル也

渋を脱
の媚あり　**君遷子**　**蒲萄柿**　上ニ同ー味美
くとゝども食
用ニ甘き　**柿糕**　芙柿ニ米粉を和ー糕蒸ー
宋ー小　小児ニ与ー食ー下血下利を止む
効あり　**柿膾**　**猿酒**　猴菓を取て山中樹木
和三　の虚或ハ嵓腹の凹ニ入れ
而ニ経ー亜数日の後熟ー酒の如く味美
耳美ーこれを猿酒ニ与猿者往ー足て竊食　**梨子**
犬殺　和三　その大ニ与の周り一尺四五寸北国ニ多ー
奥羽秋田の産他刈ニ倍も枯樹下にあり
梨子隋中ニ死ハ　**瓶子梨**　瓶子の形ニて赤
名死ニ故ニ名ー　くその肉白ー
観音寺梨　近江の芦浦観音寺より出　微
味甘く色ー口　ー赤く色大ニ浪速ー
中清るが如ー　**松尾梨**　形観音寺梨ニ似ー色
刈今津の中松尾の産ニ人ー　の如く黎ー耳ー奥
所〻ニ接淳て頂妙寺梨ニ双ー　**水梨**

青梨の種　数中で大く没

圓梨　肥前の産極めて大く色

空閑梨　少く赤その味ひ柔梨

妻梨

山梨　上

鹿梨

新米　今年米

新藻　海挽

稲扱　稲州

稲干　稲舟　稲束

田の竈　田の庵　田の竈

小田苅　晩稲苅

そほつ　今の人去賓傍訛

鳥刼　引板　鳴竿　弾　和三　案字

傳燈錄　〇いわく三皇の世人死して槨椁殯葬セを包小白茅を以て之れを中野に投孝子その禽獸の食を防く按ずるに弾は案子なり田圃の中草偶人をして弓を持しめ以て獸を刼もの〇俗中庭湯門等の玄賓僧都恋を民間の奴婢に在て稲をちり考雀を驚かすを以業とし今ようやくて考雀を驚き鹿鳥を傍刼とい[和三]〇鳴子引板は考雀来ると死縄を以これを引ケば鳴て考雀死去る又万葉拾穂抄に板を以て縄をつけくりなして庵をおとろかすとあり〇俗竿は駅直秘抄に稗の先に四子を結ぶ片山里に粟とゆめを作り猿を逐り去るなり〇そほつは古今集雅抄に田のせとゆ[illegible]る人形とあり或は添水など書は後の人のまぎれ古くは[illegible]或は曽富深などと書り和三の説は附会の説なり

焼帛　馬の尾を焼て田に弃て去る

その香を嗅て面を
そむけぬなり

枝折萩

鹿火屋　説くわんど尚に牡
麻のつくり屋かき屋
仍て麻屋〻塵埃の元の嗅紀あり火を上中〻烟をたて
て麻を乾うむると公得で或ハ香火又罠敷屋なと
字をこのゝ書る而もあるふよりまどよんもあれと用ふへこの
らぎて又此の字濁りくゝて顕照の例の説に速ぎ
と此訳まあ

年山紀聞

木綿取　**桃吹**　綿実桃の如くはふ
裂て中より白綿浅
出たるこれを
のふくとふ

鹿　一千年ふる蒼麻こゝより又百年ふる
白麻と化し又百年ふて玄麻となる

日本紀　麻を以ふ○秘義抄ふ

格物論

かせる　牡麻をふ子さ又さとい出をまがるこい方まふ
牡麻をふ子さるとハ牡麻をふ麻義抄ふ
まこれハとがの嗅ぎほとぎぶわとく妹まあまぎ家り
是蜂ハ生所拙ふ蜂をもまるとゝとふ麻を以ふ蜂
とを愚按るふ法洗些の如ーとゝぶまる俱毒奴沖う
ーの雑記ふ云麻ハ毒ともいまきもいつちかとゝ花ふ
日本紀ふ云たなどおまちまあを御りまるハさまり

以蜂なるを強て麻とおとう日本紀中四ふ云
たり」加義抄の説書云今あ集ひとぶなく秋の
萩〻とあれハ螽蟖鳴ふ清を張りてなくと書ーとり
後の人ハうとハ云れバ萩ふつなくつるハ麻をとハ云
へり方まあまとぶかまをゆくほとぎとあるそちる
万葉ふ云ふとふ語に成鳴なとの字をかくるをもて
へ純は如五月蠅をきゞかまをとゝハ古事紀ふ五月蠅条
決とあるを以へ是也云ふ〇灰今集ふ人ちゞを
ちゝ時秋の萩条多たて蘇ふ人をいろときん

狭牡鹿　和名抄ふ牡麻和名佐乎之加○顕宗紀
紀ふ牡麻此ま云左鳴子加和列の去狭雄
麻を狭ハ狭山狭野なと浅くい須人和名抄雅楽略馬寮
云今の人小男麻掉麻と作る方業貴八ふ掉牡麻羊
牡麻なとありて掉牛ふもふ佐の訓ふ猪ふ又同
集ふ小牡麻と云ハちひ花麻とはまをあるとふ
ハ添ていふ詞なり今ハ小男麻とおりふくたゞこうて

夢野の麻　摂津風土記ふ云雄伴脚ふ麻野
あり又老伝ていふ昔刀我野ふ牡麻

ありとの猫これ野小屋とその妻の牡麻絩紡織中絩小
居る彼牡麻屢野絩る往て妻とお宛を既きて牡麻
まりて猫の小こ宿を明且牡麻をの猫小語りて云今夜
吾背こ雪零おりとう人きこ又知つきき草生たりとこ死
此夫行の祥でその猫後夫の妻の所に向往ことを悪
乃ち折り捩こて云背の上草生る八矢背上こ射ての祥又
童子今八白淀宍小塗の祥他法こ法ハ必ず射人こ射
らるこ海中小死人祥で復生ことの牡麻感恵
小猪ど後ち絩小法小法る法中行船小遭遇絩こ射死る
殺小ひかを結びて夫他ことと俗説小刀剣弥小立ル
真牡麻も夫相のこと小立ル　奚沖うーこ仁徳紀小見
鍬野の麻の夫れ夫あんどこれ夫他ことよりこ
こそどこれこよりて夫
やともこんべー

河社　**肩抜麻**　匠房名ハ
ことけて肩ぬく麻ハ妻こんる甘を旧事記ニこ云復
今中臣祖天兒屋命忌部祖天太玉命内抜天香
久山之真牡麻之肩而取天香久山之波波加而
金石矣古事記の説これなおを神代又麻の肩男を

抜てうりひりこくこの木ハ加名抄小云桃一名朱槿
和名抄ハ加名　延喜式ニ云凡年中神ト料波ト加木皮ハ大和国
小波佐久良　有封の社ニ伴ト採
てこれを進ル

紀無名　巻一　五　十六　万葉　**雅龍**

錦馬　共ニ麻の美名ニ

鹿笛　猟者麻をこんるニ笛紙
麻を巻くこ麻笛その形狼煙の形ニ麻の袋角
を以これを作り掩ニ麻の嚢こりの皮を以こ
竹筒の如くのの小糸を附て笛の孔こ繋ぐこの吹合
こ鹿ときこ小鹿を以笛の角を掃ニ是を払狩左右の指
を笛の孔ニ当ニ吹ハ麻を巻たハめるが如くこれを吹こ
の笛のまをこ牡麻ニ牡麻のまりこ
こ

麻垣　麻を田圃ニ植て
ら

鹿狩　伏羲氏人
始て牧をなこ人禽獸を駆逐こ
のち賢王お続く四時田猟して民の害を除
本朝雄略天皇ニ小狩して大麻を
草香幡搔姫の后ことを諫ム八帝紀く

人ハその歎を得つ勝ハその負を云　藻に住虫　和布のり
を添しとのきわめてなぞあり　なぎよ有
たる小猫尭守うのゐのうろこなと云【藝語註】ヨり伶そくハ
螢の刈藻よつ住むこの虫我うくと身をこぼろびをとす
名づく歌ん【爾雅拾】約ぞ水ふ在るて系係ずるぞ匂ハら
なるべし藻に身そ殻の一片寄螺あり分殻の見え【内】
【和本草】ヨり伶ろハ雑之嗚　蚯蚓鳴　孟夏始て出仲冬
とぢ入ハ秋なり【増山井】　蟄結てヽ雨ふる時
ハ先ッ出晴るゝときハ夜鳴く数ハいよ結をる時よく絶し
て百合となる又息蜒冬蜒と穴をあなぐりして雌雄をなす
及ふ郭璞が賛ぬ云　蚯蚓土精無心虫交不以分
息蜒冬蜒に睡きれ今小見陰嚢を腫てあれハ込この
物に吹るゝといと経験方ぬ云　蚯蚓
人を吹形大風の如し　眉鬚皆落ッ　蓑虫鳴
父恋し　是この虫の声なりとぞ　鴫　正字ハ鷸一字
蓑むしと共ハ雑之　田鳥に作る今
総混合して鴫といふ和云ゝ鴫に四十八品あり○青鴫
○ほど田鴫○掬黒鴫○赤鴫○黄脚鳥○京女鴫

○羽白鴫○杓鴫○山鴫○遠音鴫　鴫の羽掻
○木葉鴫○草鴫などこれ中の名之
鴫ハ羽を掻ことの甚しきを云百羽かくともいへり之【奥義抄】
暁の鴫の羽かき百羽かき君が来ぬ夜ハ我ぞ数かく　詠人知らず
鶉○鶉雛○鶉篭○雛養作て鶉とする
【淮南子】鶉にあひ似とよぶあり形小さく脚短し
雌ふあり　雌雄をろ　鶉衣　縫き衣也○子
鵯かるゝとかきりよ　夏家貧衣懸
鶉の如し　鵙　伯労也鵙るる　鵙の草茎　鵙の贄
【太平御覧】　百舌鳥に作る
鵙の草ぐきとハ鵙の草くゞるといふ之方葉もあり其の山へ
に飛入ハほとてきてあきのたちらぐさ時ハ人なす又其後の
のちほどたちぐ鵙の声をゆかしらん君をなるもあの
ころくりさとふ詞よ俱吉と書り草俱吉と同じ彼ハ時
冬の未のあるくごるとのひ是ハ鵙の草ぐるを定ミう今
接ぐ歌かくひ鵙ハ春ハいよ鳴ぎ是ハ鵙の草ぐる
三ハ三ムなどと云も我ハ君がみるをさえずんとふるハ見え
見えどいひん手をさる之【袖中抄】仙覚抄に鵙ハ秋冬

なでハ木のまの赤と屋ハ嘴ハ赤ふ多り脚ハ赤の下に
潜てこえざる如く居ざるを一種も震ぶれハこゝとも
越ハ足ゆんと鳴るや　○万葉集に雉を詠まれハ但馬
その苗ゞ死又ハ死ども我ハ人ゆん君ゞあり人　奥義
抄に音ある男鹿と紀く　甘ふ有ひねとうくかゝ鳴つき
てこのかを聞く女鹿の居る苗ゞを尋て来ハ
この苗ゞきのもげゝあるうたる里まあるを也男鹿
必ずあ一死りを繋りて去りねのちかゝを忘ひ多る君
ふつゝまりて私を知りるふいをひくて多ゞ多りぬ
次の年たゞくありしゆゝ多死て苗ゞ苗をとるふ居
ゝくゝ鳴てもゞて又ゝ死後目ゝあゝ苗ゞ鳴り取
とゝうこの奥義抄の説ハ万葉の歌ハ
ゝ又苗ゞを苗ゞとおひひ繋りる説ありゝ
て載ず今接ぎる古事紀に自越年俣久岐之子
也云云この久岐之とは鶏ハ鳥の假ゝ
ゝ苗ゞ死ゝもおひ一又万葉集の苗ゞ
ふゝあれハ去ゝゝと子ゝあゝゝ
の苗ゞハ又ゝ死とあるゆゝ苗ゞ秋ゝ

○鶏の早贄ハ八雲抄ハ抄の背直とハ多ゞ多鶏
小雞ゝの抄をゝて色ゝゝ附多所を甘ひる
とゝ馬琴云新撰万葉集に鶏ゝ多ゝ鳴ゝ山の山
遠小ハ皆ゝ山ゝ多ゝ人や行ゝゝ鶏ゝ人ハ鶏
をゝゝ色をゝて色ハ鶏の早贄ハ高　鳳小なる世
素の未敢ハ素の初多ゞ死秋雞可考　鳳　以古と以六
亡すを彼称と以　鯖　鱈ゝを九万匹
尺以上を須ゝ本と以　鱈ゝを越中小矢
あゝ品ゝ元ゝ唐山の魚ゝ唐船多ゝ来ゝ
とゝ所拉ゝ来船人海帆の時他の国の人肉食ゝ腥
ゝを素ひ九列の鯛を船ゝ多ゝ居る故小夏日鱈
日ゝ小等ゝ冬月鯛唐土小等ゝと以実小ゝ多ゝ
鱈の小ゝを江納と以ゝ多ハ諸侯ハ
小瀑江鮒　口女又伊素欽元小ゝ江納と以
鮒　鯽　裂膾　鮒雲　裂膾ハ小ゝを裂て他
ゝ指を以ゝ花を解ゝ裂膾と以ゝ雲ハ秋天
鮒先ゝゝゝゝと多ゝ所一庁の白雲ゝゝの雲陸

よりて彼のごとく名づけしを韻会といへる今の女房詞
にいふもじをひもじといへる彼が肉のもじよりいへるやさしき
詞なりしたれども然るに古へ是あれ其八然までもあらぬ文
略してハおかしとも後の人ハさまで此の字をかなまき
めでたしとハ思ふ文今の詞ハ何
るもいへすなりぬとあるめり　**鰻鱺**　ある魚　雅
し象を以鱧魚に湯をる時ハそのまゝに鱧魚　**秋七種**
の鰭に着へて生ぐ故に鰻鱺といふ【爾雅公雑録】

【万葉】秋七くさの花ハ　萩　尾花
葛の花　撫子　女郎花　藤袴　朝貌

虫撰　世諺問答
籠りとて虫をもとめ行く何の為に虫を養ふにや
答曰昔嵯峨天皇の御時禁中の嵯峨野にて虫をとらへ
とく向ひて虫を籠にいれてまゐりしハ堀川院
の御時より始りたる虫撰とも申也　昔ハ虫を養ふの仕司
などもありて虫を取てまゐりしとぞ　故禅閤
の仰られしとやさしければ昔ハ虫を養ふ為に出ると覚ゆ
合せ給ひ　壺上の虫をとらへ九月の始
一句まいりて三秋ふさしき事

八月

葉月とハ葉落月の略なりといへり　又
初月ともいふ　初来とて雁の初て来
たれるころなればいへり　又まうき八月の八の字
をこのまむハ先のごとくとも説かたさかべし

南呂　律　**白露**　節　処暑の後十五日斗　庚に
遠きを　おそく　**秋分**　中　白露の後十五日斗　一両日さきをも用ゆべし

仲秋【月令】　**竹春**【筍譜】　**壮月**【纂要】　**中商**
【全書】　**中律**　出所未考　**難月**【全上】　唐数画に八月難して以秋風に逢ふをいふ
あり　鱗月の謂りそや　**穐風月**【義】【玉】　**月見月**【全上】　**燕去月**
雁来月　八月鴻雁来【月令】
八朔　八朔椿　**恃怙の節**　**憑の節供**

㊇

この田の実の事を以田の実のたのみといふ事ハ稲の初
穂を禁裏へ献ずる故にこの名ありといふ又今日君臣朋友
互に贈りものして田の実の祝をなして節とすることハ
公事根元に云八朔の風俗ハ後嵯峨帝潜龍の時外
戚源通方の亭に在ましゝに近侍の男女私にひきでものを
なして雨来ふを慰めけるその後即位ありてもこれを承る
ごとくあるハ或ハ以後深草院建長年中より始
まる新穀を折敷或ハ土器に盛り送りて祝ひ称て
田の実といふ 公園大暦に云光明院康永三年八月一日
今日風俗に倣ひ雑呂物流布関白以下献物あり
一条禅閤兼良公明応二年の記に云今日各物に
えにしを人に擬して之を古来いまだこれを聞ざる三十年来
このことありと云々禅閤の説によれハ寛元年中始て
行ハれその後中絶して又寛正年中再興ありしものなる
べし ○弁内侍日記宝治元年 今代後深草院年号の下に云八月
朔日中宮の御方より手ありなりしにたき物これつゝ
なるをそへて侍りしハ例ハ又そえたき物の名残
ええてたのみのあるひとなる悲哉云と内侍の
そらたき物とたのみハ添へきをかたむけて合せたりしハたのひ
の義とぞいはれしおほえぬ梅松論に足利尊氏公の
むかしく物をくれしが当年八月一日などは諸人
の進物数あるとありしとかや 云々

山紀聞 ○八朔ハ梅樹の一種にて
この花を開く故にこの名あり

尾花の粥　大内記 田原

康富日記文安五年八月朔日乙卯云尾花の粥の
ことの由来何ともしるや自然にありのよし同じく
いまだ見及ばずその子細を知ることなし追て尋ぬべきなり 云々
○八月朔日小花粥内裏仙洞以下令用給良薬云々
云彼粥調法薄里
焼粥入合せ 海人藻芥

繪行粥

京の俗八月朔日小家々の乳母を
の業なの女児に紡ぎ一双を贈るその紡器の中に諸
穂子義の花を盛る義の花ハ白米勝ちに赤小豆を交
じなどこの様の形戻る白米に似たる故にゑもんと
称す又添草と名づく女子赤小豆を喰でありといふ又袖
に長きをつくといふ見あつきの義をとりて添草と一名
づくといふ今日産業の義にならひて雑子を造の義ハ鳥

八

鐵の甲を以て造る或ハ糸紫を以金灯花を
剝製又綵を以蓮を造り葉の実を作りて瓢の形
を作桃仁を刻て拔出を作る本芸世以仁を枝つゞ
らおりて彩色をもにおゐ鑑京の俗ゝ祝ひ神とす

○八月朔日を朦と俗云ふ月令廣義

こんを朦朧とゝ

天中の節

八月朔日の日の翌

つゝ以菖小天中菖赤口白古隨節臧と書て
小押を云云 葬鈔 陰陽秘法云ふ大国の后
天中樓小於て幸ありその人素懐を遂ずゝ思ひ
神となりて天中樓を燒附小后咒して云八月乃至隨
節臧云云 佐の凶悪日ゝ陰陽家天中の札を以門
立ル貼ると道家ハ正月一日を

三村祭

三村或ハ水村小作る泉
天中の節とすとも

州堺南の庄法元の下条開に村小あり住吉旧記云
多ゝ神伊弉諾の子共御子幸勝食猪岡長横の後小
生玉牛頭天王を合せ祭る乃住吉の外宮とす故小
朝廷あり廿年小一度住吉の社造脩をなすゝ時
崇社もこの家あり社地元開口村。本戸村原村の間く

俗三村大明神と称ゝ大寺祭と号ス○密宗山念
佛寺八聖武帝の所形よりく彩基の開基ゝ社
八十石 泉州府志 例祭八月一日二日ゝ三村祭又大
祭とゝ木戸村開ゝ村原村のお屋神ゝて大念仏寺
の社

堺天神祭

三日 泉州堺嘗樂寺の天神
像ハ菅神大宰府ゝ仕
き日自作ゝ多七龜の像ゝうちゝ
長徳二年 義中 正月海渡小漂ひ来ふゝ
ゝ安置ゝ或ハ昔法元の郷湊村小あり故小法元天
神とゝの中ゝ北の庄ゝ勅願ゝ文明二年菅原為長
ゝの記ゝ云和泉国毛須浜井草郡土師向井法元
高石八菅家の氏神天穂日の命 以来の旧跡ゝ
為長ゝの社 五条殿ゝ
小ゝ後ゝ菅丞相を合せ祭る 泉州府志 例祭六
月十三日ゝ夏神祭ゝ八月三日ゝ秋神祭ゝ
系治年ゝ神輿堺七道渡おなゝく夷嶋渡所即
日還幸之先板の法抄曰と
ゝ今八三日ゝ

北野祭

曽一條帝
永延元

年八月五日祭礼ありて帯あり後冷泉帝永業元年八月四日定る五日八安倍の国忌ようてと 社注式 北野祭今八四月元八五日先例大長ようなる 網会祭議小至 大阪と称す 俗ゆあり 料米六十石

拾芥抄 祭る神三座中八天満天神東八中将殿菅三郎西八吉祥女 農家の北方敬の西南吉祥 ひ方なり 名なり この祭ふ吳

蘇りて神輿下 立賣の西御旅所 なき兵間 北条町の地 蜀錦を布 供奉の軍陵羅の装きつゝね管弦の声雲井に響 白髭明帳五月

今ようなる當社の旧記 あり 少 近江 歩下風 白髭大明神八猿田彦 神祇正宗 これ別 比良明神と同体 社説 昔八明帳あり 元孫中 あり正 今八尺内薄を用ゆ 宮殿 ひ

四月上の辰巳祭礼神輿渡所あり 往古の神門石 橋の道八今水中二町斗湖水の沖 ようよう縁起 ものの辰のあり 而を 勢川村と 社所より北町 河 あり 勢川と 吳 川の北を 勢川 と 別當 白 山 延命寺 福寿院と 吳 毎年二月八 講あり 国帳八

八月 敦賀祭 十日 乳比大明神八越前国敦賀郡 乳比の神宮八宇佐 仲哀天皇風土記云 比八仲哀天皇の 然度 例祭八月十日〇今月二日 ト 月十日 ト 近国 比 四方の 祐高 人 放下 師 狂言師 ホ 寄り集り二日神輿洗あり 敦賀紙屋町と 吳 ホ ようり 例年紙細工の家 基 竹 筋 を生 一京の祇園囃 戎 摸 ト 三日神幸四日を後宴と称 一町 この氏子 東番西番 ところ 引山を出 地車 出 町中を引 迎る山の五一丈斗の松を立四方 錦 の 幔幕 水 引ホ洛の祇園祭の山の如 一 ようの民者人形を飾る 山の数或八九ッ或八六ッ祭礼当日 ト 出 て 天 神の 祭 ト 小 市 旅 而 ようり 神輿 拝 礼 の 方十日 之

待宵 これを小名月と云 十四日の夜の月 名月 名月 今宵の月 十五夜 三五夜 毛月 月見 仲秋十五夜の月を 称 ぞと中ころより和漢 ようる 慈 月民間今日 餅 を制 一同 番 芋 と 枝豆 ト を

盛り菊に神酒尾花を月小供に或は菊小相撲る今の
清人の説に八月十五夜雨ふれば来年元日晴之若
十五夜晴れば元日雨ありと云ふ或物の記
たりも三年ふれをこころみるに多くそ迷ひぞ
秋は只こゝろひとの名にけり　雲弄月は雲
名月や夜をはるゝ色たゝ紬　雲

新月

三五夜中新月　端正月　事文類聚○今の八月十五夜を
絶　白樂天詩

以良夜とは八編人書言古事に良夜
深更なるとあり是は秋の夜も限りなし　芋名月
俗間今日必芋と云ふ

月華

人は八月望日　月華あり或は
食故に芋名月の名あり

夜半或は微雨後或は必八月のこなるまで秋後の月
俱まれあり或は月の五采鮮明旁照数十丈金線
の如きあり百餘道或は但紅雲こゝを繞ること偏
八吳北部搗謙少り時一つびこれを見るその景象鮮
妍千態万媚真に人間にまぐ之を見ぶる所の奇に云
又言二月朔日正午九ツ小日華あり是人愈々とこと

得ぬ李程が五色の詩に云徳鄭天壇祥風月華
ふるあはれを謂耶　五雑組○愚按るに我俗七月十六
夜の月中に尊仏の影向あり　哉生魂
といふは八月華なるべし　既望夜

十六夜の月

○倡月こゝろひと　物汝　海潮八月独大なるは何
別て十六日の月をいふ　や潮は八月に夜と音に
故に月毛多と云は鄭盛にて八月の望に盛に　五雑組
秋は金気なれは金生水にて水は金を得て盛なるなり
名抄　臨安志に位に齊ぐ　背六位以上か階を
る也附會もるものは非なり　司召
えらこと宗爵を授ひと上御官の東の廳にあるを称
次に朝所にあるを三献の規式あり次に妻穂の座にあるを
三献あり　挿頭の花を上御以下　冠にさゝる大臣は自菊納
云は黄菊を織は龍膽をその余は時の花をさゝ二月の
列見に同じ　式部の両省にて然司の事の有を選成
を列見といふ列を書あつめ奏聞を擬階の奏といふ
云人々を擇ひて定る試定考といふ　公事根源
百官は秋の除目に京官の除目は春の除目は練召

と号す各洋位の筆を以て召す表父政
宦秋八外記の聽を於て召沙汰
教隆卿記

八幡祭

放生會

八月十五日緒國のとありといふ男山の神事を以京師の人八幡宮或放生會といふ社
所養豆の南八九町あり京を去ること四里余男山石清水こ
号す或八雄德山鳩の峯と称す欽明天皇三十一年冬肥後
國菱形の池の辺民家の児三才の時神託して我八是
人皇十六代誉田天皇なりとなりて豊前國宇佐宮に八
幡太神と称す仏いふ貞觀元年秋七月八幡太神鳩の峯
より移るべき旨宇佐行教南都大安寺に居るこの僧姓八武
内大臣の裔なり曾て貞觀初宇佐の神祠に詣し其九旬
日目八大菩薩を祝夜八密咒を誦し二夕夢中に大神告
て云師王城に向へ八我も又随ひ行王城に居し當に皇
都を護べしと行教やがて山城國山崎に移るその夜
大神又夢中に告て曰師我居所を卜べしと吳さこれを
えらぶ東南男山鳩の峯に光を現ず行教これを奏し
て宮殿成る○正殿二座中八八幡宮神東八氏長足
姫尊神西八比咩大神玉依

湯に時八幡宮を以氏神とせらるこの社を以本朝第一の宗廟
とせらるる事二月十日初午の日神乘あり御神乘に准ずる
八月十五日放生會あり養老四年九月征夷のとあり大隅
日向の国逆乱もとりて宇佐の官に祈請せらるるに
称宜辛嶋勝婆豆米の神軍を率て賊を征し歌
を対て利あり大神託して曰合戦の間多く殺生を致せ
宜く放生会を修べしと詔国の放生會こゝに始る○
今晩神を輦中に迎へ奉り神幸を促せ左右の馬寮
御馬二疋を牽召使宦掌外記史尤右兵衛の府舟
を遣し上郷左右衛府上鶴前駐ホ指屋殿に参り向ふ
神輿八猪の鼻を下り宿院頓宮に到て行列約幸に
准ずこの式後三条院寛久二年より始る
當社の祭式武甚敬ふべし故に略す

鶴ヶ岡八幡祭

相州鎌倉にあり一名八雲井ケ峯上の宮三座中八應神
東八神功西八妃大神姉下の宮四座中八仁德天皇東
八久礼宇礼の二神西八妹比咩大神後冷泉帝の御宇伊豫
守源朝臣義朝臣安倍貞任を伐て凱丹祈の旨あり
康平六年八月石清水の神を相州鎌倉郡今の下若宮

の地ゑ勅請も永保元年二月成就義家朝臣修復を
加ふ治承四年十月右大將頼朝ゑ林のゑ迄ゆこれ
今の社領ゑ毎年八月十五日放生会ゑ行れ神流

鏑馬角力おあり

筑紫宇佐宮祭　十五日　欽明天皇三十二年豊
前國宇佐郡厩の峰
菱形の池の上の民家の見給ふ白鳥ハ是才十六王誉
田天皇廣幡八幡ゑ我を護國霊験威身大自在王
菩薩と名づく迹を筑紫ゑ神明ゑ垂る今影ゑ心地
ゑ在とおもふこれを奏を勅して祠を建八方ゑ八道の
幡を立る故ゑ給宣して八幡と号ス社説ゑ當社の祭豆
奏して云大神の給ゑ言我元量知ありこの所ゑ有ゑ化生
を善行方便を修し給の凡生を濟度を我名を大
自在王菩薩と申せと云帝感聞あり云ふ給ひ
根元ゑ云八幡八岳跡の号後ハ豊前國宇佐ゑ給ひ
しの聖武天皇東大寺建立の後巡礼しの給ひ給宣
まりて彼寺に勅請ゆゑ給ふ云ふ給宣ゑ
ゑ参ひり○宇佐宮ゑ八
勅會ゑ放生会ゑ此地を始ゑ

志賀八幡祭　十五日　四十代
天武天

皇即位元年壬申近江國滋賀郡ゑ垂跡八幡一の御
前八幡大菩薩今の聖武天皇ゑ唐尼僧の敬聖ゑ
阿弥陀八幡大菩の分身ゑ【淡海志】是山王七社の神
ゑ近江淡海國滋賀郡坂本村ゑあり見瀬村の神社ゑ八
あるゑ今八山王ゑの

筑前箱崎祭　十五日　神ゑ座
外神事ゑ云ふ　中八葱神天
皇東八神功皇后西八武内宿禰ゑ仲哀天皇ゑ韓を討ん
と欲しゑ神功皇后ゑ筑紫櫃見の宮ゑ軍
旅を偽ゑ時天皇崩御ゑこの時皇后懐妊臨月ゑ
らんとゑ乃ち自ら男子の貌をなし弓矢鉞をとり
兜して曰給征伐の後降誕あれと云韓を平定し
給紫に帰り給ひて男子降誕ゑ葱神天皇是ゑ
地を掘ゑ宇佐是ゑ肥前を管ゑ給ふ地ゑ埋ゑ松
を栽て標となゑ其の地を号ゑ箱崎と云酬天皇
元喜元年六月十一日給宣ゑよりて宮を箱崎の松原ゑ
建例ゑ八月十五日ゑ○古老伝云ふ昔ゑこの松原ゑ戒定
慧三学の籠を埋む故ゑ箱崎と号ス松を植ゑ所ゑ植
て標とそれの松程在とそ縁起ゑ云昔自幡四流赤

幡西流虚空より降る其所に松を栽て標とす故に
八幡の号あり と諸説迄に異べ社八殿前四那珂郡にあり

河州誉田祭 音河内国長野山護国寺地蔵院の縁起に云当社八皇十六代

應神天皇の御陵に母后神功皇后の御胎内にましまして
三韓征伐の後筑紫前の国に於て降誕御腕に鞆の形あり
故に誉田別の皇子と号す其弓矢の霊を守る
〻死と示す顕れ給う治世四十一年仙齢百十歳の春大和
国豊浦の宮に崩ず玉体を瑪瑙の櫃に納め河内国
藤代の岡に葬る 其後三十代欽明天皇の勅によりて宝
殿を営み三所の神明を祀る所謂中殿八八幡大菩薩八
仲哀天皇右八神功皇后左世子神祠なりと云ふ当社八玉
體を納めるの美廟なり八幡宮の根源威徳深きと
知べし 神祭八月十五日 先ッ十四日の夜身の院の御廟前
本堂に風聲を行幸なり 翌十五日午の刻還幸舞楽あり
翌四月八日若宮祭 稚児祭隔年まこれを行ふ放生
会八当社なり 元亨
年中 但社説の趣を記す

伊勢安濃津祭 音社説なし

勢国安濃郡津城の南に八幡宮鎮座 性吉を良の三神殿中に奉仕
相伝ふ 建武中足利尊氏公二国に八幡一社を奉んと
欲し伊勢を以始とも乃ち宮殿を千歳山の上に造り石
清水の神を勧請し源家の興隆を祈る旧記に云永正
年中当国兵乱よりて神殿荒廃に僧願海募て
国中を化して再興を図り享禄二年又数年の度頽
廃して僅に存を寛永壬申年城主田嶋一てこれを
小祠を林樹の間に建る左右何の神なるを知る者已村
を呼てこれを同じ高足利将軍の建る所と即ち心祈を
發して土木を集め正殿神庫幣殿を造る寛
永十二年初め祭儀を行ふ同廿一年無水義浮の二
村三百石の地を附て昌泉院を以別当とす今寒松院
と云ふ古八山上にあり千歳山八幡宮と称やり今の地に
迄て安濃津の城を築るを以安濃津八幡宮と号す
乃一志郡無水村に属す 益津の城の
街坊八竜塩安濃一志の三郡に跨と云ふ

三津八幡祭 音

摂州西成郡 大坂三津の寺町にあり三津と八幡津なり
難波津を云ふ昔行基寺院を建て三津寺と号す

後神祀さりて八幡を勧請し毎年八月十五日祭礼あり
社説に云當社八清和天皇の御守護宇佐の神男
山に遷座の時西海より初めて至りし洲中に其の旧跡に
祝ひ祭ると云又一説に應神天皇行幸の地ともいへり
○播州龍波堀江の人月を代所に賞と各祢文に及
て家に伝へこれを月天と称し又龍波の御枝と称を見
八幡祭歌

富賀岡八幡祭

十五日　江戸城南深川にあり
参詣所詣が岡に御座
と云別當大栄山永代寺台宗深川第一の大社に或は云
神侍八苫人の作に源三位頼政深くこれを崇む其後
千葉家に接り足利氏に伝へ基氏持氏に至り後
上杉家に伝へて太田道灌深くこれを信仰し名所記
寛永元年長感法印夢の上にあり永代嶋に宮
居を遷し同八年成就し礦石集深川の古人本居
神と共に祭礼八月十五日放生會あり二三十年に一度正
祭礼を行ふ練物引山車を出し深川の總鎮守なり

豊浦祭

長門國豊浦郡亀山にあり祭る神中八
應神天皇息神功皇后石八仲哀天皇に

九二社注式に云人皇五十六代清和天皇貞觀元年男山
に遷座の時行教和尚行宮を造りこれを勧請し後土
御門院文明年中遷立○今八月祭日三月十四十五
の両日祭山祭あり之を先帝祭と云安德天皇の御
祭礼に阿弥陀寺に陵あり海辺に宮あり此の祭前後
四日の間鬼祓ひを行ひ又平家鑑赤間が関の海
辺に上る常八のとなり是先帝の御祭月なりと里
民云ふ又九月十四日十五日八幡春日の両社を祭り
国主より馬二疋を牽出競
馬あり之を八幡祭と云

野口念佛

十五　播州　加古

郡教信寺にありこれを野口念仏と云清和天皇の御
宇教信と云者あり姓氏詳ならず或は南都興福
寺の住僧永西房の才子なりと加古の驛舍の北に草
庵を結び常に西方に向ひ称名念仏を性仁恵
を、旅人の苦を救ひ男を救ひ貧を救ひ
完栗の人々敬て盗賊の為に殺されぬ者八教信が
ほりか殺り殺ハその地に葬る毎年八月十五日僧徒多く
教信寺に集会して仏事念仏を〇釈書の略云

於州侍尾寺に僧あり勝如と名づく貞親八年八月
五の夜一僧ありて門を敲く即ち迎入る客僧云吾八
播州加古の教信ノ念仏の功力かよりて今夜極楽に往
生ス高僧ハ必明年の今夜往生すべしとつげ訖
て去る時に空中音楽聞えけり年八月十五の夜彷彿如
聞て死せり

駒牽　駒迎　江次第云元八月十五日ノ次第云
朱雀院の御四忌ニよりて
十六日に改用ふ頭書云伝濃勅使の牧十五ヶ所
武ニ載る所の一ノ天皇南殿ニ出御あて御馬を分
取ル也御免時ハ建礼門の前の大庭ニ於てこれ
を牽分む裏書云上野九牧延喜式ニ八日云云
七日甲斐の勅使の牧十七日甲斐穂坂の牧十三日信濃
閏八月の牧十五日武蔵勅旨の牧五野の牧又十音信
濃勅旨の牧十八日上野九牧以上六ヶ日延喜式ニ云ノ
ごとこれ外兼平宣府十三日武蔵秩父の牧十八日
同小野の牧の御馬これを貢ぜ公卿根源ニ云公卿以
下次第ニ御馬を賜る馬の毛綱をとるべく御前ノ
もとに一疋を取ッ一ノ馬をひく引給使とて次将

を以院東宮なども
ご所ノ〻へまゐらせる

菅大臣祭　十六日　京四条の南
綾の小路西
洞院の東ニあり南北道を隔て是善公の宅地ノ
内北ニ菅神の社あり是菅神降誕の地ノ故ニ社を
建てこれをまつる　雍州府志　或人云ハ所昔菅家の館
ノ一夜梅の天神とハ是ノ今ノ梅の跡この地ニ
存ス又一説ニ文子の宅地ノ所ニ菅神ちぎやく迁坐の地
ノ洛の人所米神と称ス例年八月十六日社辺の氏子こ
ぞ祭る神輿一基童子
素袍供奉社僧これに従ふ

御霊祭　十日　八所の御霊祭
ノ八所の霊午後ニ九ッ神輿二基中の御霊の離宮を
出て幸の鉾八本九鉾を床上ニ建て棒二人四人を
以これを荷ふ幸の鉾とハ神宝のうち特ニこれ波
ヒる数を又舞力の人鉾を帯の間ニ立ちまを以こ
れを捧ぎこれを祭鉾とハ又一人竿の先ニ逆鉾神
の仮面をのげて神輿ニ先ニ立ち仮面の鬼長大なり
俗これを王の鼻とハ別尚及氏子供奉御旅所ニ
西の方今出川下烏丸を歴て長者町より室町を

過り本社へ入る上所天の社ハ京極通筋遠藤の乾三町余あり下所天の神輿も同所へ洛殿を出ッ絆五ヶ別尚氏子供奉上所天の行列ハ神幸ハ路次京極を出椹木町の西より東洞院の西を歴て出水より紀室町を下り二条を東へ折京極より社へ入下所天の社ハ京極を上り東へ折京極より社へ入下所天の社ハ京極通大炊所門東北の方ふ

あり例祭八月十八日なり

菜名祭 十八日

春日大明神の社勢州菜名の城下にあり祭る神四座別尚仏眼院の境内に云経津主命八神護景雲元年下野香取の宮より勧請と又武甕槌命八正応二年八月十八日常陸國麻嶋の宮より勧請ハ天児屋根命堀大神ハ永仁二年八月十八日伊賀の名張より勧請ハ毎年八月十八日を以祭辰となるとと正応永仁の月日を以ハ夜を徹をうとゝり」先十七日社前の南北ハ車一輌ヶ飾夜ハ入て試楽あり明五十八日祭礼の時件の車を南北へ引渡ー音楽を奏を明和年の春回禄以前ハ社六座ヶ北三崎の神社三座南春見の神社三座

共ハ徴昔春日祭礼の日を以多る回禄後祭祀延引をこ崎大明神八土地の神ハ祭礼ハ座の年月詳なゝび凝洲崎鳥洲崎泥の洲崎合せて三崎とふ七月七日の神幸あり氏子員弁川ハ於て石を取ハ石聚の神幸とふ日嘉遠物を出ス小献ぞこ仏を石聚の神幸とふ俗ハ仏を松井と

○この八月祭を天武天皇の祭礼と記せる書あり日本紀ハ天武天皇元年九月朔車駕還伊勢國桑名宿ゝまふ云云今駅中ハ神社ありよりて慥ハ紀欽

菩薩祭 十二月

肥前國長崎ハ於て来舶人松神を祭る八月十二日ハ肥前國長崎ハ於て来舶人松神和三ハ云舟の神を媽祖娘々といふ俗ハ仏を松井と以唐船長崎ハ多り俗ハ仏を所の神を船中の品物を水揚するを馬琴拵るハ五雑俎ハ云海上天妃神ぼさあげと云あり甚霊なり航海の者多く尊敬を著て風濤の中の難き忽ち蝴蝶あて雙光を夜半忽紅燈あり甚危ーこゝとも済ハ天妃ハ其の功德を言て以天ハ配ぶきをいのゝ女神ハあるべゝ和三ハ記を示の媽祖娘ゝハ天妃神ゝ○長崎ハ唐人

寺とそ四ケ寺あり福州ハ石灰町崇福寺清州ハ下筬
後町福済寺南京ハ寺町真福寺この三ケ寺昔ハ
唐僧住せし今ハ看主持之外ニ日付寺とて筬後町ニ
聖福寺とゝあり昔より和僧持之ほさ祭の日ハ和
僧も唐僧衆来て法事修行して本そうハ観音之この日
来詣人もたの寺院へ来詣もその矣体をこんとそ諸人
群集ことゝゝは四ケ
寺ゝゝ共繁盛之

亀戸天神祭

廿四日　江戸本所
の丁名亀戸
村にあり　今ハ俗唱て亀井戸と云社ニ一個の清泉あり世人
漏出ス稚子ホ石亀を以て亀の甲上ニ穿て水を引れホ
亀井戸とゝゝろ名やこの所紫太宰府の神体ニ為ホ寛永三
丙寅年正宮家の末孫大鳥居信祐遷宮祭ル八月
廿四日本所牛御前と隅田川之尚社の神宝天国の剣と
云ありこの外後水尾院の震筆安楽寺の瓦硯ハ
の文臺大閤秀吉公の文臺之のちと連分師伯巴ニたまふとゝゝあり　ホ神庫ニ為ニこの
辺成平川蜆ニ名あり」祭の日

西院祭

廿八日　春日
神社ハ
洛西葛野郡まり四条通西の五ノ四町半ニ云西院村
の西平林の中ニ社あり是之名迹唐ニ云西院の号ハ中

ころ此所小弁院の居ニて故ニこの辺の名として弁院と
書を後誤りて西院ニ作る故例祭八月廿八日神輿
二基之の二ツハ住吉ホ神なり
住吉の社ハ
同村の西有

秋社

或ハ西院八幡宮とゝゝ未詳
秋社ニ大枝春社ニ同ド○京師八月秋社ニ各社
鮒社酒を以相饗ス貴賤宮院諸肉雑物を以調
和し饗上ニ為ニ
主社饗ニ

蓼花録

燕帰る

燕子春社ニ来り
秋社ニ去ル　月令

秋の宮

中宮の所ニ○秋の宮ニ限らずこの
八雲式　九中宮を月ニたとゝ　栗雑抄　又一説ニ
后宮ハ西の方ニ設けゝゝまつる殿ニハ秋の宮とゝ云又
天子を日ニたとゝゝハ中宮を月ニなぞらへまつるゝ
秋の宮

釋奠

祭る日上の丁の日
ゝ二月ニ為れど

後の彼岸

春秋の彼岸ハ五夜等ニ為ゝ長短ゝ仏道ハ中
道ニ等ふこの時節ニ中道の辰之故ニ仏事を修
提謂経長阿含出三昧経ニ八王日ニ斎を修ゝと云
たり八王日ハ別彼岸ニあるゝ八王日ニハ春分。春夏。

夏至。立秋。秋分。立冬。冬至。是乞天地の諸神陰陽交代する時なり。この日梵天帝釈閻浮提王八王使者悉く四方を巡り見人民の善悪を校へ録すといふ故に善事を修せば又善事を大師の観経説に云念仏して西方往生の願行をなんぬ

春秋の両時を取るべきの吉凶を問ふ冬夏の両時を取るべきの吉凶を問ふ

仲春二月仲秋八月の両時八正東より日出で西に没す弥陀の四方西日没の所なり故に弥陀の在所を充生に指示して往生を遂ぐべし

死活杖の祭

猪の熊三条の南福速の神社なり往古刑部者この地に居り獄を断じて以死刑を行ふ故に刑死人のなるこの社を建て祭祀を修す毎年八月朔日祥神幸ありこれを死活杖の祭といふ○千本引接寺壬生の地蔵ぶそ毎春修する所の念仏会八元死刑人のなる執行

野分

八月の大風をいふ秋風京野の草木を吹分るゆゑなり

良寒

八月是中寒

初もみぢ

刷寒　落葉又同ト

落紅葉

万葉に黄葉を作る和州にてもちとそ木の葉のそめるをいふを略してほとちと通じて紅葉を紅葉とも紅葉を赤木　雑類木　檀　黄檀　梯　椅　槻　柞　八雷神社　漆　梅　漢名草　これ数れ秋の葉を落るとの由名尺りぢといふ八月これを通じて撥樹の紅葉とも撥樹の紅葉とも云ふ花とも云ふ八撥紅葉とも云ふ歳樹の葉なり

碓

衣うち　続巻　きぬうち

○古人衣を擣こ両女相対一杵を控り表を着が如くもと今易こ引杵を作り対せ事これを擣

和訓栞解　所傘　也衣拭こ板あり衣拭八石篇に作る衣板こ云ふ

碓ぜりこと也ところ事を表こと作ること作ること

八作ること作ること以説もそきこと作ること

張りこ馬琴接ぶこと和名鈔に云唐韻云碓知林反和名岐

搗衣石也字又作砧とあり衣杵を

沼伊太　又その次に砧を載せ陸詞切韻云天載反字書同　展繒石

也漬語鈔云岐沼伊太とあり碓も砧も和州

きぬいとくれなゐぞめたくの歎なりけんとて、く字抜をとうら
てらのをと称せしハ和琴の音を紐せる響く文糸ら
と詠ゞ公ハ式子内親王「ねやひまきぬとあけの夏さ
めく物思ふ袖の色ぞくるくなん然との紗ももりすべく
俳諧師の説ハ杜撰なし初めの人まごろしなれ○衣
でうつとハ静かなる衣づまをする人の文字まりにすべき衣
でうつともいう【八雲】きでとハ静かまつく神幣をきでと
くもきづとよむ一首は落るこころく【仙覚抄】愚按ずるに
きできづもおもかずをいしまうれども静の意なるを
きづハ倭文といふ一の文布也日本紀に之都波掟文
之頭於利などわりたりやしづ倭文のそれらのうえ
しとよめハ是も今四にて作るあさき糸にて四ハよの訓に
羽ひまする作る倭文も衣でうつと云べし○綾巻ハ衣を
やきもとの衣のつる緒を巻てつく○苧環とハ枠を
うつく枠をもくるくる事なし哉
あやめ生所いまだ考へず

長夜 八月より九月にまるれ

多の木散 牡丹の名根 大かた秋のお後に 根をとするなんとも

木芙蓉 水に出るものを草芙蓉と云荷花是也之陸
に出るものを木芙蓉と云【格物叢語】
木犀 江南の桂八九月花を開く子なし是木犀也之
【南方草木状】桂に数種ありその名錯まがひなく
巵子の如くにて花潔ある者あり巌の間に
叢生するものを巌桂と云一名木犀 丹犀花香
気最なるものへを
云て群生するなる 桂の花 木犀花之 梅様 正字 不詳
蠕濇 縷紅 金剛草 その根ふつをくみ 馬を繋ぐべし故
作塞
子名と 檀特の花 芭蕉の属本草
もとより 牙縛紅蕉是之 花紫
衛傘本の書に見るむらさきを書として花紫を秋
本草花彙本の説に三月花を開くとあるを見るに
紫あるものにも秋ともあるとなりしかし紫草を秋
家人ありていはくこの草秋咲なるハ春花開き春
種なるハ秋花さくとぞ説ぬるに秋と
見ゆるも枝花にあわせと雪旋なり 白粉の花 正字 未詳

烏頭 附子なり　紫苑　鬼の志こ草

つきもれ草ゴ下なまつけられハ鬼のこ草ことゝ
なり是ハ万葉四ニ大伴家持坂上家太娘ニ贈る歌
離絶数年後會相聞往事歌とあり鬼志許草
鬼醜女草などゝ云これ紫苑ハ○鬼の志こ草とハ
別の草の名なれども志これ草ハ絲を志こ草なるべ
き人を志こん糸ニ下紐ニつけたるを文ヨミすること
なり志これ草と云名ハ只志こと云ハ鬼の
志こ草なりとあるべしハ滋の鬼ニあらずとあり
詞ゝ日本紀ニ不順也出目汚穢之所云志こと
ハ志こと云ハ詞ゝ四の字ヲ志こと云ハ

軸中抄 又後撰拾
遺ニ人の親ニ昔人の親ニをこ人ゝそうけり此者孝行
あるる親うセこのち歎き塚ニ詣でくるとなる
事ありねまと兄弟ニ云ハ兄ねその兄公ニつゝく
私をこうるる塚ニ兄ひるゝ只ニ止ひ所なり萱
草ハ兄ひを志こうめんと塚にこれを植る忘ハらく
くこれを恨ニて紫苑い志これね草ゝと植る兄ハいつ

の程ゝ志これて死ぬ世ニ萱草をこれ志こ
草と志こ草ハ又結ぶ草ハ又結ぶ草ハ
声あり孝ぶ草ハ君が親の塚ニ植る日親の塚ニ
なり兄ハ志これ草を植て公ニつゝくるこゝろ怠
らぬ志こその家を兄ニ実ニ其許ハおもひ草ハ植
てまゝく志こむ至孝なる天帝あり孝を感じてこれ
にいそむるハ今より是ハ人ゝとを養ニ苦志こ
べしとて止ぬ子ふ心浅ハおもひ深ハ志これ
あるとハ爰ニ云ふるニ遠ぎて徒を汲ゝとをこの紫
苑草ハ姫ゝ志こあん人ハ植てゝ欲なぐくと
あん人ハ植べゝ志こ草ハ故ニ志こ鬼のを
ゝ志こ草ニ鬼の師ニ草ニ云ハ志こ鬼のを
の志こ草ニ云ハ志こ草ニ云ハ○紫苑を
く志こ草ニ鬼の刑ニ云ハ彼ニ志こ草ハ
紫苑和名能之俗云之乎途又鬼和名於迩
あれハ是をおたびあり和名ニのとゝ云ハ
このゝ志こ草ハ欲りくハ鬼能之小草ニ云ハ
こゝ志こ草ニ云ハ志こ草ニ云ハ

八雲抄 愚抄ニ

をだとふたとひ音の訛　露草　月草　月草
みはあをどころ和訓なり
おなじ草の花ハ紅の紅を絞て寫書く　宮城花園
さくこの花ハ月秋を絞て寫書く
山城風土記云兎道とハ軽嶋明宮の御宇天皇の位
子兎道の雅郎子桐原の日桁の宮を遊す仮宮室
とかくこれよりて御名を兎道と云〇兎道雅郎子
崩御のこころを新勅撰集義孫普仁一人のおんなや
ものみん世を宇治山の秋の花をこれをかく号ス
宇治の花室ハ相原の日桁の宮の花室をこれを仮ス義孫
雅郎子崩御のこころを云う千換春耕ともに
教通公の送りのと記をり雅郎子の嚴御のこころを
詠ぜ所に后宮の花室をとり合をく詠る例なり雅
文義孫ハ宇治の関白教通公より五代後法性寺兼
実公の子なりいとこの先祖の花室を初ていふさん
或説ハ秋の花と芳宣を以才一とも宇治の花室をも
元芳宣の　芒の穂　尾花　龍膽　和名抄ニ衣被草
名とり

久佐又迩加奈ともに龍撥ハ俗ハ[illegible]
御り以〇正白花のものを能撥と云[和三]定家
公の説ハ尾花ハ月のおもひ草
是能撥なるよしのこと云
と八列祭ハ[宗懐記]時珍の説ハ紙ハ
造るその花且ハ開午収暮イ落
烟草花　一名相思艸　木草同詮　伊久
以芝長中稙を南蛮ハ伝ス　萬堀
藍の花　莫大花　莫大の穂　水紅花　木賊苅
苦参引　胡黄蓮　芦の花　芦の穂
秋白花を開ス細ハ味を苦ス木草山野ニ
あり又くさやくとも[大和本草]胡黄蓮ハ形ハ[illegible]
くりこのとの[和三]胡黄蓮ハ黄蓮ハ
似て大なり黄ものも味苦シ[大和本草]　藥堀

採葉　秋野山ニ生テ葉ヲトルヘシ　萸茱萸ヲ云ヘシ　秋ヘ

苣　萱　○食徳云苣ヲ苣苔ヲ新蒲極也

萱草　新蒲

うこかの名草ハ秋の季ニ大切

この由来秋ニ用るゆゑ人々くこれを借て蓋ニ

その名草ハ秋ニ

多く食ハ瞑眩するよ

三つ用るものを帯ヘ

ゆゑ　茴香の実　荔枝

多焼酒ニ　五雑組　閩人最荔枝を

蒲萄棚　紫葡萄　通草

ぶどう酒

接を肉裏ヘ献ず或人云今ぶどうの始を考るに通草の実ありてその色味形状郁核ニ異なり

傘　柳　今鬼工毋神をあがめ

新蓋草　銀杏子

五雑組ニ白合の俗

結妻を消とよるの八仙ニ

荔枝汁酒ニ徳

蒲萄

土人この献物を以名を称ずるゆゑ序貢とは序貢と郁核と和語和語ハ故ニ通草を獻ずるゆゑと称する歟枯梁を以義を造りこれを盛るその体郁核を存ず又一統なる侍歟の土人郁核と称するゆゑ通草の別称なり

天仇　拮樓　拮ハひさご

通草　竹離豆　俗これを破墻豆

種瓢

種瓢ハ豆八升を浮る破墻と八升と背

菱取

虞美人草　虞斜山谷の中ニ虞美人艸あり形

虞美人草　罌粟冠の如く大ひなる花なり茎ハ相對ず或ハ虞美人の曲を唱ずハ両ふ拍掌して頭前陷るあるゆゑ　題説　澄水が新式ニ口決ありとよりの行の芽を

木耳　菌　木より生ずるを木耳とよび土に生ずるを菌といふ

○松蕈○椎耳○椋耳○紅耳○羊肚菜○栗耳○鬼蓋○鬼茸○蕈菌○竹ノ蕈

○石蕈○初茸○湿地茸○草茸○葉茸
○変蕈○榎茸○猪茸○菌足菌○馬勃

蕣石孤蕈 本草 平茸 和俗所用○庖厨本草ニ菌を以平茸とそ」木曽の山中くくこれあり昔木曽義仲西京ニ入て跋扈ーこれを携て宴客を享を是ニ本邦の珍味とする本朝

食 **滑煤蓋** 榎ニ生ず蛇なり **蛇蕈** **天狗蕈**

月夜蕈 この三種大毒あり人殺てちつぐ **笑茸** 又笑菌ニ

楓樹の下ニ生ず大毒あり云れを食ハ笑て止ず殆ニ死ニ至り速ニ人糞穢土を塗てその毒を消と云ハ偶活ることあり云○嘉定乙亥僧德明遊山中忽チ奇菌を得て帰り流ニ供て毒発ー僧紛死ること十餘人德明亟ニ糞を塗て免れ日本の僧定心と云者あり寧死ともを獲て日本の僧定心と云者あり寧死ともを汚さじ虐理折裂ニ及ぶ遂ニ日本の度牒あり其僧炸ハ平氏日本国京東

相州行香縣上守の郷元勝寺の僧ありて寧非命ニ死ーてその口を汚さじ陣仲子の風ニ表者

五雜組 馬琴云此説汎ク人ごとそのタ夫婦ニ和ーて本朝の義氣をうしなをじ永く史籍ニ記ーてその笑を嘆ず

毛見 農民秋ニ臨ーて年貢を収納するの法つねの法を巡見ーて毛見と云毛ハ猶草と云がごとし稲のいまだ刈ざるものを立毛と云凡百石の田地にして百石あるを縮取と云悉く縮ーて浮ーの義くその次百石のうち或八八分七分の収納を歳成ーと云その収納を定めて免を免と云謂ところハ免年也ー取ーの義ニ百石を収とし八五十石を半納と云也中の上ニ凡年の豊凶ニよる農民その免のうちを又ニ或八分或八二分を減ぜるを免を請ーと云の収納ーを免

中稲 **落穂** **稲束** **穂挿**

ーの義なり

八束穂 ちく大なる稲穂ニ八束ハ多ク稲ーも八束ハ一握りーめでー死ーと云 新古今

集兼光神代より多あるを八束穂と云田の稻のたちひろがるん　栗秬引

蕎麥粟子芋時　茨菜荊時　蘿蔔蒔　小菜

同引菜　中接大根　鴈　月令に八月鴻鴈来る九月に至りて

又曰鴈来賓と云ハ何ぞや仲秋先ッ鴻

第を主とす季秋後至者を賓と寄　五雜組

○鵝○腹白○丁陣○田面の丁○落丁

○白丁○海丁○丁字○蒼丁○番　雁書

漢の蘋式　鴈金　鴈が書く仮字の人丁多の声と似て表

ヶ古事　ゝる誤りく金ハ只字を借りるのと

二季名　莫傳抄　ゝる糸名　仝　稻負鳥

丁の異名　上二

せよ俗文とも云てあしハ鼠な　色鳥　秋のいろく

紀さと或ハ馬とも云ハ誤ッ　のゝ小名あり

渡鳥　教名ゴロウ　鴉　翡翠　啄木鳥

鵯　鵯　猿子鳥　桑鳶　椋鳥

鶺鴒　鵠　山雀　四十雀　五十雀　小雀

頬赤　繡眼児　瑠璃鳥　画眉白

連雀　鶫　鶸　鷦鷯　鵐　鶉

烏鳳　擂鳥　鶺鳥　鵲　鷸　鵐

木兎引　木兎を以小名を誘引ッ羽箭弦

以これを捕る　鍾ッ木兎引　とゝを

囮　或ハ媒名を作る　高羽箭　媒名の羽

を以小名をとる　箭ッ

竿　竿ハ若ッ木のまゝ

繋ぐ方ッ　初鮓　俗鮭ハ作る者ハ非

人初鮓を賞玩ッ　なり　常州水戸の

の初鰹の如ッ　鮒　筋子耳子等　鮒の子

同ッ鮒の子

あめのうを
江鮭 九月大津四の宮系 河鹿 蛙の好て出
こまく代めを営ス
る秋まはりて鳴ものハかづこを詠てかりと云
ぞ俗伝に西行法師ありと云ものハ孫説ふ考る
所なりこの声麻の如くハ俗呼ぐ河鹿 匠 正字ハ黄纈
とつら要くハ春之紀蛙の孫ト云ぞり 漁 漁拙又魚の
屬動水底まりく鳴魚之故なこの魚を漁くる河鹿と称
越国まり伊豫。越前。越後。加賀。近江。山城。丹後。
土地まりく名もりり形も声も大同小異 石伏 こりり石く
ちひ石ぬち又川ぬこせ 伏見ちみハとと行手る嵯峨 栽むこ 近江
あくル魚越 この外も牧あり近ころ山海名産 下漆
圖會ニ云ふ春くこれを漆ハ九月ニ採ス
蛇入穴 蟄 一説ニ春ニ出ル赤蟄 故ニ今ニ季ニ出ス 新酒 ○中級 ○浩
○濁酒 ○醡醽漉 ○新酒糟 新走 池田行丹の新酒松大秋季秋初冬の間
まれたるものをあらまと云

この月夜やうやく長くなる夜長月
とつふ又略くく長月とつふなり
無射律 寒露節 秋分の後十五日 斗宿ニ次ル
雷相降中 雷の後十五日牛戌 霜降とも
季子秋 月令廣義 杪秋 月令會 梢の秋 和俗 歌用
玄月 素秋 九月ニ限ル 秋の異名 紅樹 通俗志
出雲くハ紅樹月の誤ちくん韓退之詩ニ春風紅
樹當眠処とあれハ紅樹ニこそ九月の異名ハ
晩秋 紅葉月 獻 寢覺月 全 王 水
小田苅月 全 上 木落月 菊月 菊秋
和俗 野称 色ど月 木の葉ハ色ちるより名づく
本草の秋とつふ

御燈 三音 春 月 年 ふ 非 ふ
灯をともしつる之 公事根源 **不堪田** 楚

不堪田の由 文 九月七日 書五日 江次第 これハ法蓮の田地
損毛ある所ハ 日録をもつて ある ちれ ようきて 相
稅を三分二ゑど免じ の ふ ある 細 く ハ 流 ゆ より 坪
付帳をもれバ大臣藏 ち き 定 め ち く 法 ゆ う 施
ゆ り し 低 元 塩 ざる 田 ら ふ ち ち
ふ く 不堪田 と ち ち り 公事根源 **桂の宮相撲** 合

六條の北西院の西九月八日 桂宮相撲 拾芥抄
天暦の御時 震旦 う 渡 り 傷 を 長 芳 と な ん
ひ ち ち 元 医師 ち ん ち る 桂 の 宮 ち 者 ち ち
桂の木ゆりけ ば 桂の宮 ち ど く い ひ ち ち 長 芳 養 の
桂心 ち ち ち と い ち り 今昔物語 桂宮町 **泉涌寺舎利会**

云云 雍州府志 神社 先 ち 洋 ち ち ち
八日 洛の泉涌寺舎利殿 ち ひ く 毎 年 九 月 八 日 舎 利
今を ゆ ん 音 樂 あ り 律 師 法 海 家 の 自 蓮 ち ち り

多武の
伝ゆ え **重陽** 重九 **重陽の宴** 九月九日 節日 ち く

ゆ れ ハ 菊 花 の 宴 ゆ り る こ れ を 重陽の宴 と ち ち 九
月九日八月と日と九陽の彩ふ ち ち ゆ ふ 重陽 と ハ
ち く 昔 ハ 天 ち 南 殿 ち 公 御 ち く ち 帝 命 ゆ り る 上 巳 ゆ
御 ち を ち り ち ぶ ち の ち ち の 皆 探 題 を 詩 り 文
ゆ り 文 章 ふ ゆ を く 詩 ぞ く 十 月 の 旬 の ふ ゆ り ま で
氷 魚 の ふ 例 ゆ り 又 舞 長 ふ 菊 花 を ち ち る 大 く こ ち
月 の 年 命 る 上 ち で 御 帳 の ち 左 ち 蓮 莫 の 代 を と く
御 ち ち 菊 瓶 を ち く 又 蓮 華 の 房 を ち く 改 ち 飾 め ば
悪 氣 を 遠 ち と い ち ち ち り 公事根源 今 梅 ぞ く に
類聚国史七十五巻ち 桓武天皇の御製を 飛 ち る
云 延暦十六年十月曲宴酒醐 皇帝歌 日 巳 乃
已呂乃志具礼乃阿米ゆ菊乃 波奈 和利曽之
奴倍岐阿多良 蘓乃 香 乎 ち れ を り く 和 り ゆ
ち 此時 阮 く 十 月 ゆ 菊 の 宴 ゆ ま こ と ち ち く こ
ち 菊 の ゆ ふ ち き の ち と ち ち ち ハ 見 ち ぶ め ん 方 を ゆ 菊
の ち 二 首 も ち く 林 逸 光 仁 の 御 代 の ど ち 唐 ち ち り 菊
ち ち ち ち た る ち 花 ち 菊 ぞ う 和 訓 を い で て 音 の ま に
と ち く ま り し い ち の ち ち ぞ ハ 和 訓 ち う し ち 和 名

加波良毛無き可波
良於波ぎら出きり

菊花の宴

諸説に周の穆王より起る

山よりく法花の秘文を窃きより慈童に授けらる
慈童八百余歳をたもち魏か奉ち如　魏の文帝
の時名を彭祖と更く文帝に此術を授けたまふ文
帝この術を受く寿七十歳今の重陽の宴是也
とあり説妄誕の甚きといふ可し列仙伝に彭祖八帝
顓頊の玄孫にて殷の末年八百余歳にして衰老
せず穆王とき大夫とせんとす病と称して行かず
遂に流沙の西に往　彭祖の伝かくの如し是を考ふるに
所なきものハ元野史小説の詩詞より出ツ菊花の宴ハ秦漢
以来既にありて西京雑記ふ漢の高祖の戚夫人の侍児賈佩
蘭後に扶風の人段儒が妻となり宮内に在りし時のことを
語り云　九月九日茱萸を佩蓬餌を食ひ菊花
酒を飲むれ人をして長寿ならしむ菊花舒る時茎葉
を采み黍米を雑へこれを醸し来年九月九日
に至り始めて熟してこれを飲むよつて

菊花酒

と名よく　魏より以来盛に此如し
汝南の桓景費長房に随て遊学す長房謂て
云く九月九日汝が家に災厄ありいそき帰りて家人をして各絳嚢
を作り茱萸を盛り臂に繋しめて山に登りて
菊花酒を飲ハこの禍消べしと桓景その言に従て
家を挙りて山に登る夕方に家に還れバ雞犬
皆暴に死せり長房が云これ代りたり今の人九日に山へ
上り菊花酒を飲むことこれよりおこれり

茱萸嚢

続斉諧記　西京雑記の説およひ此記を
あはせみ注す

高きに登る

風土記 続斉諧記　九月九日望郷台に登る云々
春詩　九月

九日小袖

九月朔日より八日にいたりて袷を
着て九日より良綿入小袖を
着る

温酒

九月九日
寒気の悩むハ此時酒を飲めハ病を避る今日
より酒を温めて用ゆる世俗に此物とすも哉せくぬ
して後光明峯寺
殿下の御かもえより

菊襲

九月衣歌 菊襲　表白裏蘇芳　清巌正
織記　九月重陽より二ツ襟　河海抄　作りて良殿
今日纏綿の小袖を用ひて九日小袖と云

菊花綿

九日夜中人々菊の花の上に置く綿を菊花綿と云ふ

赤白黄の綿を丸めて菊花を植えるのあるよ
今日菊を菊花と云ふ紫式部の歌に
九月九日菊の綿若しもとの所のひろうそもとれり
とも見侍るべし長寿を祈るのめでたき雪を防ぐ
なんとの志とぞ見侍る

菊の節供　栗の句

世諺問答

本邦の俗九月九日親朋友達よれ祝ふ事を
なし菊花酒を飲む事なり菊の節句とも
栗の花白も

後の雛

雛案三月三日九月九日
いひうらをう
そうむ〜山定れる所
ちくはちきこうや生陽くも雛をうるあくるり源氏
物語にはつまさ敷りてびめうとえそうの雛
祭の源を引くるにくるてる神の代りに作る神人
業とうん日本記崇神天皇七年の春二月大物
うの神は崇ふりしく朝廷の長ちを四方ふりう
けりの大彦の命勅命を奉り和理恨ふる不

ふ〜りつ〜ふりづくるもの〜大安寺武烏安彦妻
の吾田媛と綏靖天皇を金ようを告知〜
長〜比賣那素姫生賣那素
夜八雛祭のてろうと云と記日本紀に記されたれど
ひるとあるとは五月五日の後とする俗注にあり推仁
帝天平六年天照太神伊勢国百船度会の五十鈴河
ちうふ御遊座の時乙若子命菊〜〜偏美を化りて
傍姫の命ふ御後解をうまつりのひとりの菊
ふ大ハふき人彫〜人〜〜後ヤの時その男ふ
罪名山家りるも悪き神の本名をその菊美ふ後ひ
有ハ世〜海の亜流ふ〜ものづくりの男もすでしく
以来けくるもべきの禊種〜うりばりて〜〜
この天間人を拔ひとあるけ名ふ小児の名ふ〜後ひ
ともも諸病の発祥を後ひ陽〜もの神すべ
今ハ秋の雛ふ〜〜迎ふ〜〜桜ふ〜桜ふこれ遺
風あうろ敬秋の雛ふ世〜〜

海上胤廻

いろもの時ふ姫の雛ふ
支野人の孫ふ海螺の空殼を

刷ふ敷の尖一を彈き平ぶ屁の尖りを彈り四方
糸縄を巻く引くこれを席盆の中に奉也二三
の螺を以勝負をなす也擊出すもの一を負と
まその先又入るもの伊加ちよ陰ふ陰きの戒
乃ちとふ擊合こ同く出て行ば法とふ
張ふ弓ハ伊加を勝ふ也九熊野より知る所螺
夏ふ堅　和三　この月九日小児小石を以所螺
の殻を[illegible]殺を鎔ふ赤の肉へ金或ハ剣濱
鉛を流ふ[illegible]ふ[illegible]ふ[illegible]ふ[illegible]の力を助け各拔を
以て螺を擺ひ拔ひ[illegible]ふ[illegible]ふ[illegible]中ふ投金
運持ち[illegible]ふ[illegible]の力[illegible]ふ[illegible]の力弱きの
を盆外ふ出ふ[illegible]ふ勝負をなすふ[illegible]
を海鷸擊とふ席の支幣

醍醐祭

九日　山城国宇治郡

を巻くこれを盆とふ人
小跡の南流雲山醍醐寺にあり九月九日醍醐天
神祭能なり又昨日ふ[illegible]ふ[illegible]の社ふ
ふ能三番なり[illegible]を夜宮能とふ神
輿三基ふ一長尾天神ふ三清滝松尾ふ三勝

間明神ふ上三社ふ當寺縁起ふ云ふ[illegible]
ふ迎[illegible]龍王の[illegible]ふ長尾天神ハ延喜帝ふ[illegible]
[illegible]ふ[illegible]ふ[illegible]ふ[illegible]ふ[illegible]
神ハ神[illegible]ふ[illegible]ふ[illegible]ふ[illegible]ふ[illegible]
ふ三日ふ[illegible]ふ[illegible]ふ[illegible]ふ[illegible]ふ[illegible]
伽藍ハ山一山ふ[illegible]ふ[illegible]ふ[illegible]ふ[illegible]
也尾天神を[illegible]
本居神と崇也

御香の宮祭

九日　山城国宇治郡

京町の東
こ[illegible]ふ神一坐敦神功皇后　神[illegible]　古老云ふ坐
年紀ふ明ふ[illegible]ふ昔ふ[illegible]ふ[illegible]ふ[illegible]
祭の日東の岳ふ移[illegible]ふ[illegible]ふ神の崇ふ
[illegible]ふ[illegible]ふ[illegible]ふ[illegible]ふ[illegible]ふ[illegible]
一書ふ云ふこの地伊弘ふ属也例ふ九月九日ふ
を御[illegible]ふ十日神ふ能ふ[illegible]ふ[illegible]ふ[illegible]
ふ神輿ハ九基ふ[illegible]ふ土人ふ居神ふ[illegible]ふ神輿
一基造り山三基遠物ふ[illegible]ふ[illegible]ふ[illegible]
載る所の御[illegible]の神社[illegible]ふ[illegible]ふ[illegible]
[illegible]ふ一書ふ貞観二年勅[illegible]ふ[illegible]

歯馬祭

九日　鞍馬寺由岐ノ社天慶年中勅諸神記蚊の
神社山城国愛宕郡鞍馬山あり祭る所の神一度大
已貴命　神社啓蒙　この社ハ天ナ不縁の時或世上事の
の財穀とこの神を祭ル故ニ由ハと号ス蓋大巳貴
ハ高名なる疫病を癒し天下を治ス神ニこそ
ハ立條天神及當社ハ穀をつかさどる
ハ神　進雄なるとき倒祭九月九日八日の夜
氏ハ男女借物を施ハ歌ヲ當神霊本紀　貴船祭
九日　山城国愛宕郡鞍馬の北一里許ニ在り帝ニ雨の神高
霊の神也水徳の神ニ〜別雷神官中ニ二の摂社
神代の巻ニ云伊弉諾の尊訶遇突智を斬ル三段と
その一段を云ふ　霊龍と子〇貴布禰の社ハ船王　命上馬
霊龍之　社家法式　九月九日ハ児喉逆疫ニ〜死亡ス子多
仍ク相者をつかはしむ云ふ貴船の神の祟ると云へ
とこ〜ハ弘仁二年百六代後奈良天皇　秋九月九日疫を退しむ
今貴船の神輿と称ス洛中を振ふ乱髪の送ル所
改暦雑事記　ハ〜ハ　ハ〜ハ　ハ〜ハ　ハ〜ハ　ハ〜ハ
ハ神輿を造り貴船ニ送り給ふ〜市中ニ振ふこれを

猪小児　生玉祭　九日　按列東生郡　天王寺ハ生ニ〜
〜〜〜〜　〜〜〜〜　〜〜〜〜　〜〜〜〜　〜〜〜〜
多中ハ鞍寺の傍ニ〜ハ多ク寺院をつらね神池を伝ふ
内ハ接ル神ての不潔を悪ク彼信を罰ル信恐れ
神殿を今ハ旅所の側ニ迁ル〜〜〜〜遠ク〜〜〜〜信
長の兵火ハ係り敷社灰燼ハ〜〜〜〜絶ス〜〜〜〜
を景ク中秀吉城郭を築の日今の地ニ迁ス　社家法進記
例ハ九月九日神輿一基を行流鏑馬ハ〜〜〜〜社内ハ十坊ハ〜〜
内南門を　後日蔵　九月十日或八十月桜ハ裏ハ蔵の
別當ハ　〇東師の十女十日馬令
宴ハ〜〜〜〜
して小子陽を〜〜〜〜
月令廣義　歳時記　四宮祭　十日　近江国滋賀郡大津
の駅ニ〜〜〜〜
四座大比殿大巴貴　小比殿国常立　氣比仲哀天皇　小猟師大巳貴見
ハ按ル〜〜〜〜ハ当社八日寺の神殿ハ故ニ比座を以ニ〜〜〜〜
ハ里民云この神法度の日官幣使四位某ハ敬ハ
四座を以四位の宮と号ス〜〜〜〜ハ神殿座の由
ハ四位と号ス〜〜〜〜社説ニ云ハ〜〜〜〜神ハ座大比殿小比殿
氣比小猟師の老翁ハ小猟師を伝ハ社〜〜〜〜

故ふ四宮とハ例祭九月十日大津浦中ゝ[illegible]神輿
二基引出十二遂物造り花木を出し夜ゝ今く相撲を

下鳥羽祭 十日　山城國ゝ洛郊ゝ鳥羽ゝあり[illegible]
神名式ゝ田中五座と号ゝ例ふ
九月十日ゝ毎年飛及ゝ樓大路の士人居神ゝ神輿二基
あり名勝志ゝ云ゝ神社ハ法住寺の西二町ゝあり
本林の中　**例幣** 九月　例幣の使家門ゝ祈ゝ注連をかき
門外ゝ標本を建ゝ伯尼及ゝ狩衣の単門内一人ゝ
ゝ〇例幣とハ伊勢大神宮ゝ幣帛をもつゝる毎年の
事なれハ例幣とハ〔公事根源〕續日本紀孝德天皇天平中始
めて伊勢大神宮ゝ幣帛使を割ゝ[illegible]ゝ[illegible]後
中臣羽臣をもつて他姓の人を用ゐることを怪れと怪く
大中臣藤原をもつてこれを**御饌の解** 文永八年九月
堂ゝ[illegible]ゝ吉田最上所を祈祓代ゝ
十二日蓮上人相列龍の口ゝ於て尼經あり白刃の下僧ゝ
一命成全ゝ今日宗門の信餐を祀ゝ傷ゝ供ゝ

御歌の解 **住吉の相撲會** 九月十三日住吉の相撲
會〔拾遺抄〕神輿五出
海頭宮渡御ゝ供あり[illegible]神を勅使代ゝ宮
今を護ゝ[illegible]ゝ[illegible]相撲十三番童相撲三番あり[illegible]
白鬼鯉のゝ注連を結ひくゝ合ゝ[illegible]
神考〔社家記〕一説ゝ云ゝ[illegible]
ゝ新錢の稲を[illegible]ゝ農家用ゝ[illegible]
ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]
る故宝の市ゝ[illegible]ゝ[illegible]
今ハ神輿を別殿ゝ[illegible]
ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]
中ゝ[illegible]ゝ[illegible]
往世ゝ市姫の往ゝ[illegible]ゝ[illegible]
ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]
國ゝ市ゝ[illegible]ゝ[illegible]
を[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]
ゝ[illegible]ゝ[illegible]
用ゝ[illegible]

宝の市 九月十三日宝の市ゝ神祭
〔摂陽群談〕住吉社
ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]
ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]
ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]
ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]
ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]

白川祭 十三日　天満天神の[illegible]
ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]

里南山の上に所り拾社山王春日。八幡 [山城名勝志]
神雲一基藤の本に所り社殿に云ふ所の神天満宮は
孝名命拾社八幡に同一天満宮法度に延喜八年
二月十二日に祭所八本社鳥栖の内二所也り西に
所り例年九月十三日

十三夜

後の月　二夜の月　豆名月　栗名月

十五代嵯峨院保延元年九月十三日今宵雲濃
く月明なる毛むり〜空に幸弦皇明月玄なのう作出
する後く我朝九月十三夜を以四月の夜とも [石中記]
今夜の月を既に玄象詩く載に赤の為名忠通公
の詩望とゝろに見れり黄家の他の如き記に初夜
うゝく九月十五日を称せるひ〜く後人毒に五の字
を以三ゝ〜に記るものあり或八事好の異宿の
絃の如き又信ゝに見れ〜ば亦遠任寺三長和尚十
三夜の詩の席に延喜の御代に〜と紀ゝ〜ことよ
ひの月八唐に〜も学ぶ〜ゝ明の十三夜詩に
鄭廿谷何大復詩あり 本朝の俗九月十三日を豆名月
と称し豆名月と為ゝ〜豆腐を以神物〜に或を

餌を制ゝ〜莢豆を煮ゝ〜こんを食ゝを〜ゝ名づく
又俗間今宵必芋を食ゝの芋子外皮を除ぞ〜そ
これを煮ゝこの芋を呼ゝく衣つきとの〜後の月八月
十五夜をおと〜九月十三夜を後と云ふ称二夜
の月八中秋季秋両夜月を賞する故〜ゝ〜 忠道
公十二夜の月を詠ゝ詩 閑窓寂々月相臨徒屬
宵鵬秋望巨禁潘室昔蹤凌霜誌蔣家旧徑蹤霜
尋十三夜影勝於古数百年光不若今 独馮前
軒同首見清明妓價千金 菅家九月十五夜の
詩二首 黄蕎顔色白霜頭況復千餘里外投
昔被栄華簪組縛今為聚謫艸茅囚月光似
鏡無明罪風氣如刀不断愁蘆見蘆聞皆慘慄
此秋独作我身秋 一従謫居就茅荊萬死競々
蹐蹐情都府樓纔看瓦色観音寺只聴鐘声中
懐好幽孤雲去外物相逢満月迎此地雖身無従轍
何為寸歩出門行 鄭廿谷何大復詩八〜に略ゝ

天王寺一衆會

曹 拾列大坂四天王寺一衆会八
九月十四日或八十五日六時堂

て故くこれを建て此堂傳教大師草創し且本尊
薬師日光月光の三尊大師自造なり九月十五日
未刻亢僧三綱堂司衆人沙汰會仕公人出仕也
時刻を三綱及一和尚に告ぐ出仕の僧一番二番を撞
該役人太子堂へ出仕太子の像を風輦にうつしもち
式三月十五日の如廻廊の下より六時堂へ渡御あり法
華会貴振洋河弥陀經伝供万歳楽。

山石倉祭

延喜東陵王縁起利悉陀経西刻還御寺説
十五日八所明神の社八洛北長谷村の西山石倉にあり王城
の四隅に岩倉を置る是その一に捨苏拋に大
雲寺岩倉観音を遷親長卿記に云文明三年三月
廿九日岩倉長谷の観音に参る十一面四蹴院の御教願
中納言文范卿草創〇鎮守岩倉大明神所謂八所
とは八幡　加茂　松尾　山王　住吉　春日　新羅　又大
神宮　貴船　稲荷　平尾を加へ以上十二社これを
十二所明神と称ず也大雲寺の跡ちかく五人本居
神と也例祭九月十五日神輿拍子神主八村中の
氏子交代これを勤む大雲寺鳥徒西人代代

公人法師三人供奉夜宮に大炬火二ツ立渡る夫より
かゝ番ひつゝ九月十九日〇佐々岩倉の尾くきを
とゝ後ふ入りて神供を奉る一村の内彩婦を元
ゝく饗礼の膳を設ゝめ神供の忌を防ぐ戴神
前ゝ出ゝ立ゆゝむ一村の老若ちひさき板木を持彩
幣比尾をうつ新切ゝれば走るを追ひて
打ち故尾
ゝをとゝ

雑談

小倉祭

十月　豊前國刈津の祝八企
敏郡今村の左刈津村
ふ行ゝる神甲八幡神天皇左八神功皇后右八玉依
姫之草創年月詳ならず後白河院文治四年宇佐宮
をこの所に勧請ゝの神秘を多く四時の祭祀ゝ
今ゝ宇佐大祝の子孫世ゝ祝史ゝ喜後法末
孫河ゝと云人刈津の城ふ居ゝ者仁皇祝を天正
の末九国乱ゝ神社灰燼ゝ祝史の家絶も
四方に流離ゝ刈る所を忘ゝ新ゝ里民
一ゝ社叢祠を立ゝ僅古法を伝ゝ年中細川
長宮ゝ作の社を遷宮ゝ刈津の社をゝ宝暦庚辰
年小笠原長更ゝ祠壇謁敬を建ゝ今ゝ至

明治六年九月十日明治神德を仮殿迄遷す　流鏑馬
後ハ神輿を舁て奉送を奉て神湯の供あり　當日
十五日岡王寺祭礼　獅子を舞ふ　又流鏑馬あり　明後
本社ハ四遠所一郡ハ大金剛寺或ハ巨掠ハ他ハ山城寺法
の近隣ハ例年九月十日ハ二ツ寺　場
山の井ハ外ハ年ごの大祭と為す

十五日
或十六

東大寺ハ九月十六日洛東長徳寺名賜寺云

園城祭

九月十六日祭礼　東山園城正一位東大寺神輿
一基洛七社ハ七年ごとの内一年の縁起下ハ塩を以て
連雀を一疋を造り彩色を施し太刀を帯ら人の傳人
感神院の二字を彫刻　疑ハ是感神院の孫と云
社ハ外ハ寺僧院の孫と故あり　吉田の堂ハ
故ハ八月ハ園神の社又長徳ハ故あり　故ハ
大寺ハ洛ハ村氏を敬ハ神宮　拾ハ上進別府
ハ村氏を敬ハ

一宮祭

十五日　河内国大郡北牧方村中ハ
年ごと天王八王子北野天神桜社等
天王四天王服王等姫大明神流天ハ神流年
歴年ハ側ハ九月十八日今八十六日神輿ハ

神湯あり　氏子八人　該村　小倉村　招提村　田村　甲斐田
村中宮村　禁野村　濃村　社伝神宮寺及社家　畠田
氏記ハ正　又一説ハ一宮平岡大明神ハ河内国河内郡
ふわりあるる神天児屋根命　姫大神　香取神　鹿嶋
神　若宮　紅末　社十八杜神武天皇王の御宮　法度例祭
九月八日九日社勢　水足大炊下祢宜　神子五六軒皆農
民ハ　これを
兼勢と云

神田祭

十五日　神社江戸傷ハ有
祭ハ天の神二度大
巴賀今尊平　将門の墓と将門の社ハ本殿を去ること百歩
ばかり　神楽業　今日賀ハ八人王ハ十六八聖武天皇王天平二
年　法度　将門の墓ハ六十一代朱雀帝天慶三年ごと
年二月十四日将門滅亡　その後悲哀ハ業ハ
く　延文の民一遍上人三世刻　教誡ハ門の墓を以神田の
神社ハ食ハ吾社ハ今ハ今の神田場の逢ハ
氏ハ云ハ　ハ芝場村今ハ　ハ祭礼の神輿を志ハ
らく氏ハ留めて奉　有祭礼九月十日　鵜町　山手
隔年ハ神輿二基　山三十六年　踊屋基　太神宮
ハ俗ごの祭の縁起ハ　ハ　ハ山ハの形状を模ハ

二間余の見神の沈を造う墓のもて殺人をもて養
引山の外ふん　神事ふ祭るの町内神田　外神田　本郷町
ふ所ふ所を止む
浜町通日本橋通り町　新後藤合三十丁町　神幸の町く
八夜宮より　捕を捕へ　移さの挑灯を中ーて　長提へ
神輿渡御の町々本社より　浅草町通り　飯田町より
要所門ーへ　上皆人所あ老　豆腐　殺生屠場より
日本橋十軒店　遠御門　ーて本社　還御
大抵祭式山王祭ふ　神輿あり　今ーの
神主芝浦大隅ち社家　天王安ホあり（）当社男坂
の上　恥ちの池　迎世好るの人八家を　稱を下紺
当社八景八。　金城初敷。　神祠茂林。　土峯晴雪。
箱根白雲。　野外晩煙。　橋下流水。　遠寺疎鐘。
前池宿鷺。　亦社内より小路町の井戸とふあり　或ハ兼町
麹を　江戸の俗　江戸
て再び浮をぐ　紀を　麹町の井戸　長源
揚ぐ　ぐ　ち　謂ふ　或ハ　当社の近隣　板浦雲列
の蘭　中ふ井あり　これを小路町の井戸　ーて
いれ　憂　や　今ふ井の　ふ　瀬　ーく水も

仍ち
牛御前祭十音
武蔵国葛飾郡ーの
ふ所の清和天皇三貞観二庚辰年慈覚大師の勅請
ふ法社略記ふ云ふ所の神年既天王　当地の下
礼九月十八日　江戸天満宮ふ陽年
当社八本所の　拝殿寄
江戸年迎御門外ふ　当社むーふ本四御門の内
ふ所り故ふ一名田安大明神ふ　別当音
能山成就院の　田安玄平の時門の是を国道
灌頂門の是を　田安明神ふ　和二
年今の浅草　八幡の社地ふ　地の神八幡の宮長八
浅草　仍神ふ　祭
浅草ふ　当所の人八幡を以ふ
神ふ　田安迎　飯田町
本居神ふ　四ふ
十五日迎年　神幸ふ　当日神供十二座の神
本
芝神明祭十月十五日迎
神社江戸日比谷御
十五日　別当金

剛院神主西東氏社務云云當社創建神亀元年
八人自主六十六代一修帝寛元二年九月十六日修勢
右宮を勅請を後白河院建久元年源朝臣
八下野宮那須野共向の何神なりと宮
創を納め一千三百餘貫を寄附せ〳〵百代上
衛門院明応三年伊勢新五郎氏茂小田原の城
主大象宮社を七一国東〳〵威を振ふの剣當社
の神慮を振ふ〳〵れり神慮大祓を及ひを
親町天皇天正年中宮〳〵神領御寄附を賞
永十一年修造を賀〳〵當社の四記八時〳〵のみ
際〳〵なり故に板倉神〳〵氏多れ九月十日
国主一百を神主〳〵此命時〳〵く秋五月〳〵を
〳〵く世俗神〳〵のめ〳〵れ〳〵の間結〳〵
〳〵生姜市なり本朝醫方伝〳〵云薑八云穢土通
神明土佐〳〵なり〳〵を〳〵〳〵く生姜を〳〵〳〵
欲この木桂別〳〵る〳〵の〳〵と画き内〳〵を〳〵
てこれをちけ〳〵〳〵論の人〳〵生姜〳〵このちげを〳〵
〳〵なり又當社の氏〳〵〳〵れの間醴を〳〵〳〵

自家これを食〳〵

勧學會

十五日　三月〳〵同〳〵　勧学〳〵院〳〵

〳〵も〳〵〳〵なり〳〵〳〵
の〳〵〳〵の南〳〵走〳〵れ〳〵南曹とそ〳〵け〳〵冬雨〳〵
臣〳〵を慮〳〵け〳〵や〳〵孫親族の学問を〳〵
〳〵れんため勧学院
を建立〳〵〳〵根源

太秦の牛祭

十五日　山城国　太秦廣

隋寺常盛村の南山〳〵あり九月十五日上宮王院の
庭〳〵於て牛祭を修せ〳〵お伝〳〵慈覚大師伝朝の日
順風を広多羅神〳〵祈る後山の後〳〵の神を敬〳〵
様下〳〵勅請を赤山太秦も又この社〳〵あり故〳〵今夜
寺中の神事も〳〵広多羅神を〳〵るものと寺中〳〵
赤紙衣を〳〵牛に〳〵て上宮王院の前〳〵出〳〵を〳〵
鉾を〳〵〳〵〳〵悔の〳〵〳〵〳〵〳〵〳〵寺僧〳〵〳〵
〳〵〳〵も〳〵〳〵〳〵〳〵〳〵〳〵〳〵〳〵〳〵〳〵〳〵
〳〵〳〵〳〵〳〵〳〵〳〵〳〵〳〵〳〵〳〵〳〵〳〵〳〵
寺説〳〵〳〵〳〵〳〵〳〵〳〵〳〵〳〵〳〵〳〵〳〵〳〵
三日の暁〳〵〳〵〳〵〳〵〳〵〳〵〳〵〳〵〳〵〳〵〳〵
結〳〵〳〵〳〵〳〵〳〵〳〵〳〵〳〵〳〵〳〵〳〵〳〵

山口祭

中　巳午日　周防国吉浦郡仁

〳〵の神社九月中

巳午の日祭礼を行ふ人これを山祭と云ふ山口の古名ハ
仁孝の在所なり仁孝の神社と号ス多くの神住吉三神を
以て社とを合せ奉る神二神味耀高彦命下照姫命
各一社以上五殿三社まぐく仁孝の神社と号し又織機
大明神ともまた稲宮とも稱ス衣食のことを主りの人
神なるべしとく式号あり祭礼のとき織機の神事あ
り是ハ八月神幸神輿三基本社の西神幸の地を出し
ちまる添嶋馬あり肥国主より これを献ぜらる
有司代ともく国主の拜礼あり又六月御田の祭あり
鎮守の年月祥なく是人王十二代景仁天皇の御
宇勅幣を奉らるを

度會新宮會

の餘の伝記矣散也

外宮十六日　内宮十七日

内裏より初稲を伊勢太宮へ奉ることハ
なり大嘗祭とハ御即位の後
日本國中の神に御饌をたてまつることをいハ
度會とハ両宮度會郡ふ徳座所なり是の
名なり又伊勢を作の都とも云ふ新米を奉る
故ふ早稲米の御祭とも云ふ神饌とも

云ふ今の人初穂と書ハ誤り也

穴織祭　十七日　十八日

按列豊後那池田村民家の山ふあり綾羽大明
神と号を按陽群誌ふ云穴織呉服の社その間
ふ二十町斗云〇意神天皇十七年春二月
百濟王縫女二人を貢ス真毛津と云毛今来目の
衣縫の始祖〇日本紀同三十七年春二月戊午朔阿知
の使主を加の使主を呉ふつかハし縫工女を求めむ
阿知の使主ハ高麗国ふ至りて女工を乃縫を与ふ
道を知るもれをを導ふ羅王乃ち久礼波
久礼志二人を副て導者と也これまて呉ふ通
ずるを以て呉の王工女兄媛弟媛呉織穴
織を与ふ同四十一年春二月甲午朔阿知の使主ハ
呉より帰ル紫ふ乗る船の時皇后大神工女を与ふ
兄媛を以筑紫ふ居る是今筑紫の国ふ在る御
使君の祖ハ既ふくその二女を奉て按陽国ふ
武庫ふ来て天皇崩ずもくく及ずこれを大
鷦鷯の尊に献る誠ふこの女人ハ呉の後今呉の衣縫也

屋の衣縫是也【同書】仁徳天皇七十六年戊子九月十七日に縫媛二人を去おひて縫てこれをいはひ神の縫殿祭の神となす也毎年九月十七日十八日に呉織漢織両社の祭礼として和衣荒布の神供を備てこれを神衣祭とも称す

呉服祭　十八日

摂州豊嶋郡池田村の園の中にあり呉服大明神と号す例祭は九月十八日是日本紀の説応神天皇三十七年社家の説は六年也応神天皇春二月縫媛を呉に求といへり

城南寺祭　廿日

山城国鳥羽の里にあり祭る神一座鳥羽天皇王【神社啓蒙】社説に云祭る所二十二社の内七社也伊勢　石清水　松尾　稲荷　賀茂上下　平野　春日　以上　城南神と号す例祭九月廿日神輿二基あり此地人皇七十四代鳥羽上皇の離宮なりし王城の南なる故に城南の離宮といへり

八幡花の既　廿日

山城国八幡山の社僧九月廿日花の既を備て先六月より撰て始て花臺を造るこれを花盤剥といふ織倍の板を割を片といひ又剥といふ是板を剥て臺を造る臺の飾に花の既とて社僧の男女ともに剥を割り花僧の列に加はる

の上にて社僧是を饗食す又紙を以て草花を制し臺を神前の廻廊に飾り酒宴の興を催し数々の花の既を給へ

波利女祭　廿日

洛陽五条の辻の北室町の西に詣る祭花賞へ七月の祭を守るなり九日本国にて是を鎌倉府志に繁昌の社繁昌は波利女の誤りなり元は室町の人を祭る所なり実は弁財天の○むし出雲の斎日にて人の社あり此のもとに祭る事なりけるに繁昌の御名を以て後に弁天に勧請し具し後世の祭神の事を以て後の人も往つかへ是ぞ波利女の社に年を限り往つかへ言説に云る事を往とへ社の古へを以て社の神なりしを是故に此社の神を祭る事也

【京師拾遺】生駒大王沙竭羅龍王の三女にして其の名を波利女といふ【簠簋内傳】安底羅大将の妻を天女娑竭羅龍王の第三女なり是を以て此所に祭られ波利女を弁天といふも又故なきにあらず此地は大閤秀吉公の社を東山に移し女祭の八幡宮の傍にうつし給ひしも是の名を失ひし事をいふなり

夷祭　廿日

洛東建仁寺の門前にあり此所に女夷是を祭る所と今九月廿日に夷を祭

赤沙ハ遠く仁徳の代に光国卿宋西迎来の日私宇昼盃
の雑謡りおく難児の縁波濤に随て漂ふ舟あり
宋西これを収めてこれを告る風止ミ波静かにて志
なりしをねがふ宋西告げ給ふて社を立る今の東
の古地是なり今ふ至りて西の方に赴き氏社を建て風波の
難なりし事とて称し故ふ祭礼と称せ其九月の日宮川町
辺の居民還御る迄神楽ハ一基持備給へ漢人
○或説ニ云宋西入宋して臨済の日本の弟を携へ来りて是
紀州国背振山に植ゑ其上栄をとりて東西寒の茶を
以て茶の時に是れ人に至るの愛ふ及ぶ其後ふ植ゆ所の古跡
相宜に故ふ日本の寿

【巻懐食鏡】

上難波祭　廿一日

摂州西成郡大坂博労町ふあり
祭る神ハ二座中ハ稲荷　倉稲魂神　右ハ祇園　素戔烏尊　中二年
野　仁徳天皇　後三条院延久三年ふ勧請　世俗仁徳天皇と云
祭ハ毎年九月廿一日　神事神湯を備り氏子
醴を醸して互ふお供す　社頭に仁徳帝の社ハ元
大江橋の東上町の内ふありしを是へうつす皇
居の跡と云伝ふ時上難波の社と云

淀祭　廿二日

伊勢向の神社ハ山城国紀伊郡淀の郷小橋の東河中ふあり
祭る所の神一座　天照大神　豊玉姫　堂基文図書天照大神と【神社啓蒙】石
清水の社家の説ふ云八幡廷幸の縁によりて伊勢向と号す
是よりふ祠も一説ニ淀姫の社をも云ふ今三座淀姫の神
【千紀門】俵の昊天神【天神】語ていふ千釈法師肥前国佐嘉郡ふ淀
姫の神をこの地に勧請し淀姫の神ハ八幡宗廟の叔
母神功皇后の御妹又淀大明神の社ふ廿二日或淀水
高く淀の姫大明神の祭廿三日と何ぞ
称する所の是へ是淀の神楽ハ一基淀の港ふ繋く
神楽還幸の時行列を正しくして跡を先へ振りふ
て同じ儀をゆふ故ふ
御かえいふの名をふ云

坐摩祭　廿一日

坐摩の宮
席の御神の事ハ六く摂州坐摩の例ふ　祀へ六月也
九月廿二日是を【相嘗】八十嶋祭と号す　新嘗の神事

木幡祭　廿四日

山城国宇治郡木幡ふ祭る
こや　三木の神　正哉吾勝速日天忍穂
骨命是也神ハ第二の神ふして父ハ素戔烏尊之
照の神取て宮ふして下土ふ降りれなハ故ふ

山陵なくしてその霊を祀りしに本懐の祈社なり　薩州風土記

例年九月廿四日神輿二基内一基田中郷迎田中の社へ

同五地主の神へ幣帛神輿二基内一基田中郷迎田中の社へ

或説に云ふ御大明神は本懐の神と

鹿谷祭　廿四日　清水

寺村十禅師の社の東の浪間寺の門より北の方二十丈師の社

所の国郡八所明神の社の神号諸郡八人の鹿郡

とも云ふ九月廿四日今雁列府者と鹿谷天皇祭

と云ふ今祭祀微

逆髮祭　廿四日　社説云　江州瀬

すべく絶えて及びがたし

賀郡琵琶湖の南相坂関の清水大明神八延喜帝也

の白玉の蛭丸の往く蛭丸双眼盲目なる故に勅して延喜

廿二年壬午春三月公卿大夫蛭丸を伴ひ奉り相坂山

ふ尼近江国逢坂関の清水に流れ留る人白川

の紀行長基経古屋の遊女師輔卿の子云云

姉の宣旨蛭丸を乞ひ宛山林求胸を出す相坂山

し来り蛭丸とともに花月を清賞し猛の山岩川

陸を徧歴し雲髪衆縁髮顔倒也国人御名を

逆髮と号す天暦九年丙午九月廿四日蛭丸逝去し人

故に毎年九月廿四日の祭祀今に絶えず盛なり

ふ一姉君蛭丸の後蛭丸と共に一社に合せ祭る云

馬琴云此説妄誕なり蛭丸を延喜帝の

皇子とし天下の飛騨なり紀と雖延喜の白玉

とも羅なく蛭丸を建逢山に捨てしかの海

盲目なる白玉なり八月三日公卿大夫蛭丸

なく退散し人や世俗の譏りも延喜の世代

ためしなきを云ふ不仁の行ひ人間人野人

もなき者なり市人又蛭丸を盲人と云ふ

いふなれば逢坂山の名代知るべし

うと行くをも云ふ一盲人の羽織を

盲人を引張ひくる淫雅のよしなし

の事のまもなく詠ずるとて人と云ふ人逆髮

然りなくして寺門の僧云江州逢坂山関の祭神二所

二所八坂と云ふ二所八坂とにわかとこれ坂上の社なり

を供して稚子の姫を授るなり

神を祭る以関所の慈悲なり　蛭丸

参詣陸の御宮　蛭丸

の炎を當社へ食をすゝる僧と云伝へ稱光の社
の前に井あり園の清水と名づく清水明神と号し祭九
月廿四日上下れ往月日の神輿

天満流鏑馬 廿五日

二基この鉾先にてやらかす
拾及西成郡天満宮の神小野に同下九月廿
百流滴馬なり社家これを勤むる庶の遠方天
殿橋上を走りて馬

北山祭 廿六日

を射て的を射る
の岳の民平林の中なり　祭神祥[illegible]
廿七日名勝志の　北山天神祭九月廿六日この日拝殿に於
て三番叟あり　[illegible]月廿七日六所明神祭礼なり　管見記
戎[illegible]九月廿七日等持院村祭礼　[illegible]寺相
[illegible]放[illegible]北山祭と称す○北山の神社八北山村にあ
天長元年八月天地震災なりしかとも千世を北山の神に
祈る　類聚国史　名勝志云北山八[illegible]橋の西北に八町に
あり　[illegible]橋八小地平地の
同紙に公川の橋　洛陽より戌亥の方北方にあ
らはと云へとも南より小山と称す　[illegible]村名の称
所の名所[illegible]小山祭廿八日と記　[illegible]

津村祭 廿七日

津村御炎の社八摂列西成郡大坂津
村にあり祭礼の神輿金[illegible]
が炎と昔津村の某[illegible]武勇を励と法国を巡行
しく軍術奥旨を極む[illegible]
政の社へ詣ぐ神殿へ通夜を賜ふ神楽を武勇
を感ず[illegible]云摂津国[illegible]の勝地ふ[illegible]
我將ふ汝を擁護せん若[illegible]何を以て証とせん曰
枕上神帯なるへ[illegible]
某ぐこれを[illegible]津村ふ[illegible]義羽を遂
と神帯を納めこれを[illegible]御炎の宮[illegible]
の沉御炎大明神と称号なり毎年九月廿九日神祭
神湯の式なり津村の士人本居神とせ　摂陽郡談

鳴滝祭 廿八日

[illegible]社洛西に和[illegible]式西小野滝ふ
あり　諸神記　[illegible]
[illegible]滝川の造[illegible]
西羽院[illegible]九町の擁護神[illegible]
[illegible]の宮八西山[illegible]滝村[illegible]
仁和寺式[illegible]

小合せたかこ欤又云ふ時滝福王寺九月二十五日祈興
一基鉾五本所室の御所れ座す入る云云

福王の祭

廿八日　是も時滝寺と福王の宮八西山
石八極武帝の孫女子と吏部尚書仲野義三の女
と光孝帝五く皇后を宇多帝は母なりこの辺
の地を神と〳〵く仁和寺の法ちしを毎年九月廿八日
これを祭る雑雑秋と伝ふ宮殿とかこれ一年中
の祈社の祭礼の終りふくあれば必ず時滝
祭廿八日と紀氏近来の法なり福王の祭五
載ふり是同社の祭を
繰りく再び勿を欲

住吉の神送り

晦日　九月晦日

摂州住吉の神妻玉出雲の仮殿一渡御即ち社を
発をこれを住吉の御旅の社と云ふ又小
船と称を出雲石とも云ふ所〳〵祭宣出雲を
遥拝をこれを神送りと云ふ今日は天王寺石の
原の辺りも又神送りあり大坂西
の神社もまと神送りの神すなり　野の宮の別

山城国葛野郡小倉山の下椿尾社ともいふ伊勢の
斎宮そもの先代形を祠のしりて伊勢を神宮を
勅使をこの形像ぬ故に野の宮と称を〇凡
斎宮の親王定まりく宮城の内侍より市を下る
く初斎院と〳〵後禊〳〵則ち今は年七月ありて
出の院と斎宮の宮城外の清野を下し野宮を
選ふ八月吉日を卜定しく河を臨く後禊し即ち
野宮に入る　神祇式　野の宮の別れと八斎宮の行幸
せの〳〵く三年めの九月伊勢へ帰りの斎天王御いと
ふ元亨書〳〵ふ天の阿天よてづく由豆の祇を
斎宮の御所くまりかこれをこうれの御とかしとを毛
ふふ〳〵く伊勢斎宮一後の〳〵故に世の宮の別
とふ〳〵この祇は八幡武帝の孫女子の稲荷社
出宗神香三六年天興御神を豊秋入姫の命に
〳〵天和の仏法盛の邑に紀ふ〳〵日書紀書〳〵垂仁天皇
廿五年三月天興大神を豊秋入姫の命に託れ
姫の命に託〳〵ふ同書七〳〵景行天皇廿年二月五
百野皇女を〳〵天照大神を〳〵〳〵〳〵

三代此の如くなる世なり代々皇女を伊勢太神宮に奉
ることやつのごとくなり天皇崩位のゝち内親王の内慶
女をえらびて太神宮の御給仕と定のゝちこれを卜定と
いふ内親王なきときは八旅王の姫宮を卜定する例
ありそれも定めなくこの年めの八月より翌年の九
月まで野の宮に籠りこの間三度の神事三度の
祓

桂河の御祓　桂川は山城国葛野郡にあり
大堰川の末にて河の西に桂の里
あり故に摂海以南にこれをうとく今桂川と称せる者
野川とあるは上流の小枝川の南にあるを桂川と
合して九斎宮の群行は九月十七日に京を出て桂川に
於て祓禊を修するのふなれを桂川の御祓といふ

伊勢御遷宮　九大社造り給ふ神殿の式
なりなく時日を定る勅使
なり伊勢太神宮春日の社は一年を隔てゝ
必造営あり遷宮の時は神殿行事官個進
さまの月伊勢系宮の人夫京師を出て十六日
の御祭奉る並に御遷宮まで人とゝ九系宮の人

夫は国門深く本神宮を造り水屋を
建て国門深く本神宮を造り水屋を
移民を撰ぶ系統をもて統べ統べの影うし数
ときの橋小船に乗り次年五月を限り○六一年毎に
遷宮行ふ　ゆゑに十六年めの年ごとに別の
こと有り三年ごとに成就成ぬ又三年成就の
こと有り此れ八幡宮山城大神宮紀州大神宮
○月宮御遷宮八　垂仁天皇三十五年三月に外宮
八月宮遷宮の後四年八十年中行事
を除く雄略帝の時始まる

出撰　年中行事　寺社清山

の井ホさ〳〵出撰九月の部ふ月を三の編に其事を〳〵三
〳〵〳〵八七月の間をもて又〳〵今四月〳〵〳〵〳〵
〳〵

爵人大水為蛤　月令　**豺獣を祭る**　月令

月令　**鯉魚風**　九月の風に魚変ず清二門前流
水江陵道鯉魚風起　芙蓉老

五雜組　**いろなき風**　九月の風に新古今集に
月六月〳〵初五月〳〵八月〳〵

風さそふ…

秋のみ…ひに

菊 月令に曰菊に黄花あり…天地の正色…

…花なり世をのがれ…独菊…

…其の梅花の彼に…独遠…の正…

…世人奇と…

…白き…業とする者…貴…

…常に…五雜俎 菊本…

八十…之 埤雅 四声…菊…

…云 和名加波良与毛木一云…波良於…

…本音之…日精草 和名鈔

百夜草 藤沙 蔵玉 日生見草 古今集 蔵玉抄

…草 蔵玉 …金草…

霜見草 蔵玉 藤沙 菊の渕 同 全 …綿

千代見草 齢草 …

…

○山路草 乙女草 …

花の…草 …花 花の…

百菊 …菊 令菊 …菊

大白 金目貫 大般若 …草

女花 鞠花 蔵玉 秋無草

隠君子

秋の花 …藤注…

秋…花 …

蘘…菊 …

…

…

人参　ぶどう　ぶどうの酒　ぶどうの酒　ぶどうの酒　ぶどうの酒　ぶどうの酒

ぶどう　ぶどう　ぶどう　ぶどう　ぶどう　ぶどう　ぶどう　ぶどう

小豆　いろのこと　いろのこと　いろのこと　いろのこと　いろのこと

色のこと　色のこと　色のこと　色のこと　色のこと　色のこと

承和の色　藤原氏の一書に

承和帝　仁明天皇　うつり　うつり　うつり　うつり　うつり　うつり

ゆ　ゆ　ゆ　ゆ　ゆ　ゆ　ゆ　ゆ

兼和色　兼和色　兼和色　兼和色　兼和色　兼和色　兼和色　兼和色

兼和色　兼和色　兼和色　兼和色　兼和色　兼和色　兼和色　兼和色

殘る菊　つもる九日　庭の菊を

紅葉　紅葉　紅葉　紅葉　紅葉　紅葉　紅葉　紅葉

紅葉の土器　菊の花の酒　又林間煖酒燒紅葉

紅葉粥　山路　紅葉　紅葉　紅葉　紅葉　紅葉　紅葉

紅葉衣　表萩裏蓮　表萩裏蓮　表萩裏蓮　表萩裏蓮　表萩裏蓮

表萩裏蓮

[illegible]　地榆　又赤紅ニ作る芒ニ類するもの
[illegible]　其の苦色紅ニ[illegible]
[illegible]　[illegible]　[illegible]
[illegible]　[illegible]　[illegible]
[illegible]　[illegible]　

[五雜組]

柑子 密柑 橘子の花を花さくるる

柚 柚味噌 金柑 乳柑 九年母

[大和本草]

雨久列橋 姿橋 大和本草 水木 熟柿

烏柿 **馬槲** 漆要る 色の良松

野山の綿 草葉の綿 山椒 落ちる

末枯 枯葉 破芭蕉 芳穂繁

豆引 鑵引 緑豆引 一年に二度引出る 八月生ず 大和本草

豌豆 通俗志に豌豆を蚕豆と故 二月の新に出るなり 山の井

新式に九月中旬に蒔くを再び初夏 **蕎麥刈** 新蕎麥 その

この八月収むるの花つぐ終りに半花半熟する物

を云へり春くこれを駆ぐられと新蕎麥とて

遲稲 **晩稲** 稲孫田 落水

霜 **霜** **霜** **霜** 霜満む蕨

きを張抜て稲を生ず 尾越の鴨 今武蔵入

しくこれを蕨の條下に注す 月の間蕨

をなりて中の尾越光寺 尾の上へ

こられを尾越の鴨と云 馬光の鴨 鴨

く分をなりく鴨ぶを市民 紅葉酎 同中

中之山の屋を越て来るを云 刈

の納の大なる丸を添宇都酎と云

秋の糟紅葉を紅葉酎と云

細代歩 細代八 [こ]れも九月九日の

やや藤沢市に細代八戸 藤の細代 俗称

つ上りて永倉を有名なる 延喜式に云山城

国近江国氷魚細代名一所　氷魚九月
より始りて十二月三十日をこれを貢ぜ云れハ細竹
一百まかりくまを
うと定もの　**蕃綿**　蕃紙　蕃紙大紙とも
の通紙の一番二番三番四番五番
の通紙をハ摸紙を定む　**赤朝**
九月野外に辞
をとるもの　**秋**　**秋**　秋の後　秋
秋　秋の名ハ秋の名
秋の名　**秋を惜む**　**秋の湊**　**秋深き**
冬を待　**冬を隔**　**秋を隔る**
秋るとく　**九月盡**

俳諧歳時記　秋之部　畢

俳諧歳時記　冬之部

江戸　曲亭主人蒐輯

冬

冬ハ終也物終て成也　釈名　冬ハ
ひものりひもハ寒くなり　日本釈名

顓頊　帝　月令　**玄冥**　神　全書　**子孟冬**　月令

析木　礼記　鄭玄注　**上天**　俳諧　冬の天なり　**玄英**　月令

安寧　尉雅　**羽音**　月令　**律櫃**　櫃本の
こ律ハ長ハ長ハ淮南子ハ十二月の本を述
十月ハ櫃ハ今雅羽翼ハ玄
冬ハ褫檀の
ハ檀ハ獸ハ月令

月

十二月の乾　**小雪**　中　三冬の後十日斗　**寒月**　庄博
こ遠ハ

應鐘　律　周令　廣雅　**立冬**　節　立冬の後

陽月 余 雅 上冬 元亨 集要 暢月 同 書 玄冬

仝 上 三冬 仝 上 九冬 仝 上 秦正 月令廣義 秦の月なるス

十月 小春 智拳 初冬 時雨月 初霜月

神無月 奥義抄 集・抄 ここの月諸神宮殿の社に集りつどひ給ふ故に神無月と云ふ

八此月大神宮の御祥（諸神あつまりつどひ給ふ故に神無月と云ふ）

と云ふ又貞観のころ藤原実方の河門由阿弥の集の注

に云ふ朝林実業抄とあるその中に天下の神皆月を六

月雷云國に八神皆月とも神月とも云ふ諸祝の考へにつ

こりの山故にその神在の陣と神と云ふ陰の陣と云ふ

他ならず如ここ家舟渡の上に諸祝八

その浦の神在の社に集り多くて大社に集りのみぞ神たち

社八不卦山と云ふ山に作大明神と云ふ則稲麦の

神たちこの流天端に進ずとひ雷鳴と云ふ

とはいふも一天下のうち伊勢神宮と月ならん や荷田東雪

公の説に神無月八立雷月に十月八純陰の月なれ八雷の

声聞ずとつゆ思ふ人ハ六月を雷鳴月といふ説とし

これ古人未覆の論と又安房国集要抄に八紀国に五十

月を雷鳴月と云ふ八多くの集本十三の等に霹靂の

日者天之九月の鍾孔乃落者と云ふ故あり月令に

仲秋の月雷始めて声を収と云ふ是ぞそれ大きこと

なるべし右の説に大九月を云ふ故あり九月八十月に

なりて雷の声聞ずとなる故に雷鳴月と云ふ

雷を神と云ふ故に八幡宮に八神の如関ぶる説と

なるも後撰集に云ふ神なるあり花山の

雷を力こうふなりも紀神と称すも雷神と又は勢

地位に神と云ふ説なるべし又神なるべし

出雲に諸神の集り給ふ故に出雲に考へて知べし

出雲に諸神の集り給ふ故に出雲に考へて知べし

又云ふ説月法社の祭礼を化粧

とし説を又説とすべし

更衣 朝日 孟冬の旬 八全事根源 旬の説

六〜〜〜

氷魚を賜ふ　八事根源　あるべの弁云
1三献のちに氷魚を賜ふ　神送　朔日
任吉の神送りは
九月晦日なり　燒糟を食ふ　朔日　峡人十月朔日ふる多〳〵
荒畏を作りて糟物を荊楚歳時記　荊楚の人多〳〵燒糟を食ひ或は糟を
事文類聚　拜墳　三日
菱華録　程子遺書　京師の人十月朔日炉びらき　朔日
墳を治で以食雑を設なり
炉炭を進る　園　炉炭炉　燒時雑記　夢花録
其十月初冬の日炉を建て
初冬の月炉を建て
玄猪　亥日　かのこの餅　初亥の日亥の刻餅を
食へば病なし　天平御覽　開化天皇十年十月但馬国
初て餅を献ず　類聚国史　日乞力はの餅の始　源清
万花谷にこの餅を食へば百病を除く　豕は多子なる
者なり毎年十二月亥を生じ産年十六十三
これを羨む　武日に餅を供ず　神を祈る　政事要略
四季物語　十準集あり　洋人　日本紀崇峻春夏十月四日

山猪を献ず　又太子傳冬十月猪を献ぜり　者ありて
ちれ〳〵や玄猪とゝのうれば始めてむ　カのこ餅とゝのう餅
洋人　日本紀延喜式も載せたれども
カのこ　天元元年十月十日の夜の力は百在大集の女
所の火鉢　ちひさきのの力は百在大集の女
房上の火鉢　ちひさきのの力は百在大集の女
房上の火鉢をけ一ぢをもて
大臣此火をけ一ぢをもて
のかこを作りて
平氏系図　源盛家の集あり　源頼家集　このこと
あり　ならこの記　世をいとはげや　遠
より初亥の日を祝ひ　火鉢　桂鉢　火鉢
とあるは火鉢は桂鉢なり　又源氏物語　蓬の
ひらくこと　古くは　又源氏物語　蓬の
その世より　君　このこと
たまひ　惟光　ひとうもの
たのむ　あたの　ことよ　これ
つこのうつ　つ　ものん
ものん　こと　ものん
このあ　ことの　ことの　ことの
ことの　ことの　ことの　ことの
ことの　ことの　ことの　ことの
ことの

粉を合せ作る大豆　小豆　大角豆　胡麻　栗　蕎麦

正親町公通卿の御筆なり清閑寺殿歌なりの式なり

○一説に伯列祢の祭部木代村の門を入る者住せりその家代〻美作守の後と貴その氏神切目王子に起まりむり山に及に切目大丸の道里八山城八幡の神領なりて今日法華会これを捧ぐ

遅麻吾忌　五日　南天堂香至主の子齶齶氏と号す

法華に浴して魏に入り嵩山に居る九白丸を経て西域に飯〻梁の大道三年十月五日　**射場始**　天子の場

八寂代宗論〻〻圓覚大師と号す　殿上御

ありて公卿以下の射礼を御覧あり　先代旧記本記

二三日　公事　**狭源これを**　十月五日　射

場始注に歳人弐七日〻五日　**殘菊の宴**　五日　群臣詩

八殘菊の宴をなり〻〻　を作り

酒を酌む事陽に　○延喜十六年十月曲

宴　酒　皇帝　**十夜**　五日より　○洛東

歌〻白氏の頭聚国史　十夜　五日より十日迄

山真五極小寺真如堂天を以て　とそなそる長覚

大師の作〻この像は異人験ありて別時念仏を始む

これを十夜と号す　益伊勢守

興福寺法花会　九月

貞国〻〻めくこれを修

より七ヶ夜の間安圓堂にて妙法の大会をひらく

あれ十月六日長関の大臣内殿の御忌日なりて

縁大政大臣冬〻歌公ハ為大臣の清なるをなりて父の御

石〻始〻行せ給ふ〻〻六日此会をなり〻〻公事根源

維摩会　十六日迄　南都興福寺にて

〻故事要略〻云應交乎元二年正一位大政大臣聖一朝

安穏社稷傾乎復　今〻〻〻〻〻〻〻〻〻〻

天台三三年十月内臣藤子山階寺を建維摩会を

山列御原の家〻放〻山階精舎を剣の維摩会

を設く　始〻元亨釈書

金剛羅祭　十日　**熊列御祭**　十日

神一坐或ハ二三柳大明神或ハ素盞嗚尊牛頭天王

熊野の祭〻〻〻〻〻〻〻〻〻〻

一説に伝教大師入唐帰朝の日金昆羅神と勅諚
と称ふ　壁十八町悉し石階嶮嶮へ又宗徒院の
廟を以世に金昆羅大権現と称せ今のゆゑ
○京安井親性寺に宗徒院の社あり金昆羅の
社と称せ八月

廿六日 祭礼　**芭蕉忌**　十二日　芭蕉庵桃青を
俳諧の人松尾氏
後江戸に居て俳諧を作り元禄七年十月十二日
病疾を患ひ大阪に送りて大淀の武仲寺に葬る音子
大神ホ空骸を送りて
終焉の地を作て桔屋花集と号す　俳記新六潛
総言傳及風俗文選他者列伝を詳に近世俳諧
流この日延を以て連句興行故て今多ふ
累記

御忌　十三日　又御命講式八宗の祭と称
さて　また日蓮上人の忌日とす
弘法忌を海祭供と云て終に故却めこうと云ふ
えとめと通ず新撰字鏡
別の会三国氏弘安五年十月十三日寂年六十一後醍
醐天皇勅して大菩薩の号を授る　蓋洛北妙顕寺

の妙法蓮華経を誦する時賞与因くん　**駢四驪**　此今宗門の
徒仏檀を掃除し紙製の造り花を挿こと長の徒
を供ずこの名所とす　**風俗**
とつふ　**一説**　**終**

下元の日　十五日　正月上元七月中元十月下元
を天官とすとの人　**潛確類書**　道経
正月上元を以上元と云ふ　七月中元を以中元と云ふ　十月
下元を以下元と云ふ　三元三官大帝の称ありこれ
俗に年の忌しき　**五雜組**

水宮忌　三元の日水宮八
の罪福を司る

聖王忌　十七日　泉涌寺の開山長老今日
宝記　**事林**　方丈に什物を公開す
聖王の像を腰輿に乗せて手信者
陸徒一法堂の涌弥檀に安置
ホ　ホ　ホ　

夷講

廿日この月廿日我家門ようてる宮こゝに
商賣の徒西宮大神宮をまつる此神
商賣ことゆたかなるの人ゆゑなくこの日鯛あの像を神饌
神酒水餅を示すゝ鯛を供せんと又別に酒宴
ことを設けく奉仕全合ゝ一所の長老或は長者の人
ことに招きく饗應もてこれをもてなす又鯛ゝの
像をかゝく如かく賓主共に酒ゝ盃盤器物よりも
こゝに佳ゝ價を定む或八ゝ中五或は五ゝ五貫ゝ者
値ことに拾ゝ必招賞ことにもてこれを奏樂の情遊ことつ人
一両種奏の戯ゝ　ゝ　ゝ　ゝ　ゝ　ゝ　ゝ

於言文挿

宮者殿ゝ号ゝ名極ゝ名ゝ
佐ゝ定ゝ神　佐ゝ
ゝ

法勝寺大茶會

廿四日より　當寺八白河法皇の
廿八日ゝ　皇居ゝの後天皇ゝ
の住持聖遺衣ゝ後醍醐帝の勅よりて律衣
ことゝゝ今寺住ゝ國濱内の茶中ゝ緒堂の諸所
ゝ九重の塔の法村の南ゝ行り降檀と号ス多樣の
点ゝ風雅集沖ゝ寺園白ゝ主ゝてとゝ

ゝ糸ゝ
の西北新黒谷の南ゝ
ゝて寺ハ白川院の御形ゝ當寺の
九重の塔浪速の浦ゝ
十日より　大社祥紀大神宮ハ出雲ゝ國神門郡褂象
十七日ゝ　村ゝ
十二年　無跡黄ハ宝殿ゝ三十丈今滅ゝて
後深草院宝治元年八月廿五日ゝ建ゝ三条院應保
元年始ゝ三月會式行ゝ　和漢実録　毎年神ゝ
七十二度　十月ハ社ゝ深秘の事ゝ九十日
十日より十七日ゝ
波ゝ
人ゝ

大社の神事

ゝ
ゝ
ゝ

ゆゑにこの茶切を一口切や沖をとゝ入今のゝ茶の角
古時の茶八煮といひ煮といひ煎といふ須くく濁八
蟹眼なるべし茶味方上中也云 玉葉 茶力一品又
るもれ 於国萑 右の名あり宋の初国茶を初茶
名香を風い茶して以紙となる也茶を出真を
るる 唐ゆう始まる 陸羽漸 もしめて茶法を定
た○陸羽云茶の名五あり一に茶二に檀三護
四に茶名五に茶華 図話録 本朝茶を献ぶること足利将軍
三我満 義政 相続 くまこれを雪むあらふ三我満
々大内 義弘 金じて茶を宇治くに植この後
宇治を以上品とす 迦世 紙 歐利休茶法云
ひり或八もの亭と教ゆ茶といひ又園と称を
和名鈔 茶茗 余雅集注 茶八苦加の反字也
樣 ゆゑ云今 ゆく 揺 茶 ゆく
を苦 音酪 云 それ八茶 八たゝて和名八生
きゝ又 忘 云 孫 の時 茶華を織ふく以酒
ゆ當 あれ八和漢 ゆ
茶八 ゆく ゆ

初霜 又 早霜 霜 執

初霜消 霜の花 霜の華 霜の花 霜降れ

藻 汐 雨相折 合 畫 吉日女 淮南子 雪を
雨をつゝ秘義抜 ひこ ひ
ちふ ちふ 紀 結 る○ 秋の
ふり降 秋 秋の 初 秋
名之久礼 時雨 又 霙 雨 和名

和名鈔 初霙雨 村志礼 霙雨 泪の志礼 油志礼 油時雨 川志礼 河霧

松風の志礼 川名 松風の声を霙雨 霙雨 霙雨 霙雨
と 霧 時 弦 立 後 十日 入 液 雲 雨
つく 出 液 茶 雨 百 虫 これ 留 体
熟 雷 雷 雷 雷 雷 雷 雷

去年とつゝものハ液雨と和名鈔ニ霙雨と忘れと物名
霙雨ハ小雨と又余雅ニ云時雨これを澍雨とハ志
るれども此方ニハ
去れのこゝあるを

初雪 初雪消 初雪河豚

むゝ初雪の降る自群臣義内ニ出るを初雪の之義と
ハ云ふ桓武天皇延暦十一年十月ニ初雪ふる初雪ふ
限ることを深雪の時ハ必諸陣ニ宴を設こと
ゝ云ふ

公事根源 在五中將の雅高の皇子を訪ひ奉
く雪ニ乗ぜ君をとんとハと

初氷 初氷解る

氷をひもゝ氷ハ
らるゝ

日本歌名

冬牡丹 八月より冬ニ出て十月
より花ひらく 胤定 歌名

攝花あり

天和本草

大芸の花 俗ようびきとハ歌名
ぶきとも云ふものあり本草綱目歌名花の條下ニ
云一名蒙吾 攝頌云歌冬又紅花の者あり多ふ
荷の如ニ而ゝくゝの大なるもの一枝を今小ちる
ゝの報合を今俗ハ蜂斗柴と也又水斗

柴と名ぐく攝茶ゝ呼謂大ニ菱のむくゝ叢
生ことゝハ其之急就草ニ云霙吾ハ歌冬ふ
似く腹ふ糸あり陸地ニ生ず花黄色ゝ之如
この方ふ多ふ似ゝ又和名鈔ニ云歌冬
本草ニ云一名鹿髭須和名夜未木一云夜
末布木茅ゝ集ニ云山吹花と同花と今ハ俗と紙
ゝゝの八蔡蘿花ゝ歌冬の多ふ藤ニ似ゝれハ
ハ山ぶきとゝ也ゝを藤ゝハ或ハつゝきとゝ名つけ
ゝる

寒菊 小花多く花の大なる
志ハ希ゝ京師ゝ

八重菊

和漢三才図会ニ云八月小白花開と云ハ別
種ゝ大和本草ニ也ゝ志ゝ之正字詳ふ

茶の花

本朝茶を植ゝの地ゝ其の内山城ゝ宇治を以て一
ゝ也ゝ

梅 近世又遠州の山中多ゝ有を
栽伊勢近江肥前筑前ニ多ゝ

山茶花 其の事歌
ゝの地ゝゝゝゝゝを称ゝ

故ニ茶
の名ゝり

立友時 大低小雪ニ
後を偃ゝ

寒梅 八八重

なり香ひ九月に花ひらく橘のいとう咲きこのみ
沸香山これを法とし色黄雨に花ひらく（の紅橘これなり）
なり香ひ秋ひらく紅

帰花 正花さく
の花をとる
水仙花 草類
なるもの中一酒盞にのり深黄うつく金色なるを金
盞銀臺とよんなる者色を玉玲瓏とよん 本草注
枇杷の花 槐花 黄ばく
湯麦華陰の人水僊花を服して
水仙となるこれ紙ばくりとなりあり
棒子忙ばくり 枇杷ばくり
医者忙ばくり 五雑組

散紅葉 **色紙葉** **桔梗**

花の字色の字結び
く秋なり

御傘 **颱** 風 又字彙 或ハ木枯ふ
俗ゴ冬月の疾風なり又信風ゴ俗本朝の俗字ん
言葉ゴ一本ゴ一の星ハのりなり海のまる 言水

冬柳子嗚 冬日冬の葉中よりなくものあり名れ
ゴ正音ゴ
或ハ今ゴ去ばまる雨の冬の和暖ゴ感ずく声を発ゴ
いとり寒ゴ去ばくやさく嗚や月なるの里の雪嗚なり 羅文

枯尾花 **落葉** **枯の花** **冬樣** **花榊**

義三人物 **雪** **六花** 韓氏外傳 凡草木の花
多くハ五出雪花独六
出朱子云地六ハ水の成数雪ハ
水結ひらく花をなす故ゴ六出 **雪吹** 雪を風
の交ゴ
玉塵 玉の屑又同ン
ゴ雪を吹ゴ
雪消 食をとるのく
寒氣を防くと
はるさと雪 只ゴ雪
の雪をゴとゴ雪ゴ
薬ゴ茅ゴ
薄太乱ゴ生ゴ
このゝ初ゝ雪 **たぶゝ雪** 夜ゴ
てゴゴゴ

たゞ雪ハ風平雪ゝ雪花良平のごとくを以ていふや　雪花傘　北地の人雪中に死ハ樹ゐと雪と風の交ること[illegible]北地の人のいつゝて雪を賤の交るあり小國の落位りこれにのゝハ忽を中に凍死を　雪吹倒し　塔山の井に生ずる雪花傘の類これ

雪作　雪の作んとする時雷これを　雪竿　越後の人多月竹竿を落位に立て雪の深さを考を雪竿と云　雪やけ　雪に[illegible]を[illegible]　雪隠　とゝ　雪囲　雪轉　○雪仏　○雪[illegible]　布袋　○雪[illegible]　○雪燒篝　○雪獅子　○雪中小[illegible]の戯こと　雪をそゝ[illegible]　或ハ雪を東ゝ[illegible]　雪礫　雪弁　○雪中の戯　雪の山　雪山ハ[illegible]　雪車　[illegible]ハ高の泥行ゼ[illegible]　雪の[illegible]　雪の[illegible]　雪の

富士の雪 所傘ニ六万年の不二の峯ニ白雪ハ年ごとに消ずして雪ハ春の雨ニとけぬるハ夜ごとに凍りて雪ハ春の雨ニとけぬるハ夜ごとに凍りて雪ハ春の雨ニとけぬるハ夜ごとに凍りて

いの天祐の初敵城よりあり暑を佛寺に避く多大声
地に震ふと雖も走りて門外を視ればその一雷と云
るその大サ寺塔と等し地に入ること丈餘なり月を
經てもなほ消せずその言詭怪に似たれども宇宙の間必っ
くハ亦何ぞあるべき所あんや　五雜組　これらの説

霰酒　南部の産なり又霰酒とも云ハ霰ハ夏なるべし今類を以て出す

霰地の錦　石畳れ文ある錦

霰釜　霰鍋　こゝろとも云ハ酒中霰に似る糟あり

霰　表袴の文案

凍　不龜の業

凝　冷まる氣　寒の字を書

寒し　脛　ひえ冷くの略　戰　赤切の略

炭竈　炭焼　炭燒窯

炭　○小野炭○池田炭○さゝら炭○枝炭

○切炭○廻炭○岩炭○炭斗　炭頭　一俵の内の大炭者を云

○輸炭○炭俵

白炭　河州の産鄭躅の　細炭　炭なり

古木に　本朝食鑑

獸炭　晉の羊琇炭を用て獸の形を作る　顔氏家訓

郷に近日那離獸炭是也

うゝくこそとそねはさるの炭の火を　榾　ほたハ大木の略

のゝこるを支ゆるに道具のうち　沐　ゆの略

助炭　冬春地炉を覆ふ具なり　火燵　炬燵　炬大こう

火鉢　○ひ旋○ひ焙　埋火　蒲團

○火桶○懐炉

今表　襠　頭巾　古の襠ハ巾なり　工兼ゞ頭

禿なるもの　指ぬ巾を被もの

足代表　單皮　和名鈔　蹈皮　太平記○野

人毒の皮を以半靴とすること

多鼠　袋蹈皮　皮足袋　温石　鹽温石

とゝ　刺足袋

湯婆 洞然子湯を入れて婆々ゆ者 綿帽子 綿衣

紙衣 月冴る 鐘さゆる 大根引

蕪 胡蔓菁 蔓菁 冬菜 莖漬

葱 根深○葱ハねぎ こけぎかきあさつきの一字を以称ス故に一文字の名あり 切乾 蘿蔔 乾菜 干菜釣 うけ菜 枯芦

木の葉 木の葉ふの衣 百洛叶と 打葉 ても冬ゝり

枯野 朽野 鷹鳥 鵠

兄鶏 鶏の雄 雉 雀鷂 雀鵠 雀鵠の雄 隼

鵜鶴 鶴 鳩 隼の雄 ぬくめ者を 鵜鳩 鶴鳩者この鶴ん鳩

小隼 角鷹 鵰 かとる 鷹の異名 鷹匠

退毛狩 列車を以雑子を追出し捉ふ 又雑子ハ毛ぬけ鳥 鳥叫 鳥をあげ〳〵名を追ふを也 又物人の声 蒲鷹

偷立鳥 草ゑ鳥に化れて竊ふを 偷立 草の葉を取る 草

落草 落草とハ草の葉を飛とりて取るを 落草

力草 草の葉の名を云 片足の草 ぬくめ者 鶴 夕ふ ふを 彼疲足を 列車縄 藁打子縄 あくめ者 ふへて 退毛 薄汐艸 列車入て力傷る 鴨鷹 鴨を取る 鷹犬

狩杖　犬を牽ゐ持つ杖く是田犬を杖ゆる之杖の木を用て作る長サハ毎る丈の竹の端のうなる切る大何八月の通にくべく切るなり

狩場　犬柴翳　狩人の弓かく

しゝ犬柴をさゝまく又ホロをおけ〻虎のゆゝふて犬獸を捕るとゝもいろ又人の目をくゝ色の矢を射るゝ

山あゝ犬柴のく長夜ひ陽すく

ようて目柴翳とゝとゝ光あり

鷲鷺　鷲衣

夜の金衣ゝ鷲鷺を画るん

八重垣

鳧　海蛤を食て清化せむ蟲ゝ

白鳧　○黒鳧○阿伊佐

○鈴鳧○澄鳧　あぢむら　鶏鴨

生ツ

共ゝあぢむらと別ず」夫木集西行ゝとらそむる氷をれ

うゝいとゝんあぢむらもる後坊の入海　あぢむら　鶏鴨の

むらぐち

水鳥　浮寝鳥　鴫　万葉不乳鳥又

千ゝる○川ちどり○浦千ゝる○群ゝる○小松ちどり

○溪千ゝ○磯ちどり○名殘ちどり○友鶴○千鳥

氷魚　氷魚の使　山城近江氷魚網代一ヶ所其

氷魚九月より十二月ゝて貢也

氷魚の使の

大和物語ホロ

柴漬　冬ゝ月伏見の里人

柴漬を以雜ゝ魚

きとる柴漬の法生柴を枝ゝつゝ

余河水の淺き所ゝ丸を積ゝ水面を黑ゝ位

四五尺寒ゝ丸嚴る時ハ水中凝ゝ氷ゝ雜ゝ魚

柴の下ゝ集ゝ則網を柴の四方ゝ張ゝ柴をとれハ

魚ゝ出ゝ

水潮暖ゝ故ゝ諸魚

浚取　嚴寒中池水を

浚乾ゝて

諸魚を最

網代　魚を取る柵ゝ宇治田上ゝ

冬ゝの夜山中ゝ獸を待ゝ犬を引ゝ

夜與引

ゝとゝ

ゝとゝ

山ゝ入ゝて犬を

生海鼠　海鼠　海鼠　鹽鱈　金海鼠

鰮　牡蛎　河豚　河豚羹○今の俗鱈ゝ

鰒ハ鮑　西施乳　北山經　昊人河豚の腹を涼　西施乳　本草綱目　鯨

鯢　勇魚取　伊沙那　万葉　人の八久矢　いさなとり　八弓を射てとり

鋒突　鋒を以鯨を突く　元鯨八冬十月北より南へ　日南より北へ　肥州五嶋平戸八

春日　前後を候て紀州熊野浦八仲冬を盛と

前後を鯨と數品あり　鯨志　詳　余豆相拾歴の日

浦賀より下田まで海上三十余里　船中鯨を見る船

を放つこと七八間　水面あらはる者僅に二三丈ばかり　鳥

あり鷗の如くみなくろの色赤　海人呼て　まるとうみこ

ある水上を花紋を同船の者云　この名の赤ばみ鯨あり

是を鯨を　是を鯨を　果て鯨又水面あらはる一游四五十町ばかり　潮水と

吐出すこれを捕ハ諸魚　潮を注ぐ花撥もる如き　鍋焼　扶焼　貝焼　○三

冬日　美味なり　風炉吹大根　蕎麥種　蕎麥湯

炭團　鷄卵酒　生薑酒　綿　○唐綿　○綿布　○筵綿　○束綿　○脇綿　○撹車　冬籠　○冬搗　○北窻風る　短日

冬櫻　小樹を花を冬花を　冬花を　冬花を　又八冬ハ　彼岸　冬の蔡

より山中五里ばかり　寒中花開　その地を　寒さ　又西國も寒撹あり　花を　冬の蔡　拾遺集　十月

花を　冬の蔡　冬の蔡　冬の蔡　冬の蔡　冬の蔡　冬の蔡　冬の蔡　冬の蔡

この冬ハ冬も　冬の蔡　冬の蔡　冬の蔡　冬の蔡　冬の蔡　冬の蔡　冬の蔡

冬の蔡

十一月

仲冬ハ月紀ニ會シテ
斗子ニ建ノ辰ニ在リ

黄鐘 律 大雪 節 小雪ノ中ノ十五日ヲ
壬ニ建ヲ大雪トス

冬至 中 大雪ノ後十五日斗子ニ建ヲ冬至ト寺

○この月朔日ヲ冬至ト云内裏宣陽殿ニ平世の
ことれを朔旦冬至ト云節会あり諸卿文章を献ずこれを賀せざ
民間も又餅を製〻〻一陽来復を賀ス祖
朔旦冬至のことはわずか毎年十月朔日この義あ
ずくるの奴僕を

除夜 今の人冬至の夜を以て歳とす

愛ずるの日なり
をども盧照鄰元日の詩ニ人歌小歳酒花
舞大唐春則元日又これを小歳ト云〻〻
亦猶冬至これを除夜ト云〻〻太平廣記盧
瑣傳ニ云是日冬至の除夜 五雜俎

一陽の嘉節 曹植冬至表 ○本朝桓武天皇延
暦三年十月戊戌朔慶賀をわひ

田租を免ス 類聚国史

雲を書 今ハ人多
冬至ニ
雲を書ずるを風ニ左傳春王正月日南ニ
公説〻朔を視るを遂〻觀望ニ中ルヲ以て
く書ずれ〻周礼保章氏五雲の物を以吉凶
水旱豊荒の侵を辨ず注ニ小二至二分雲氣を
視て書を出ス白を喪ス赤を兵荒
ス黑を水ス黄を豊ス則チ独リ冬至
ずるも但雲氣候変一歳四占
倘吉凶ニ異ナリ 五雜俎

仲冬 月令

周正 周八子を以
正月ス

復月 一陽来復ス
月ニ元ハ子ニ在リ

辜月 淮南子

天正月 晉家ニ
ハ子ニ所

暢月 淮南子

霜月 ニ月霜ニ降ル
霜降月ト云ハ略ス

雪月 ニ月雪ニ降ル
この月ニ雪ニ降ル貴物彩雘ニ
類ひを以て互ニ相贈りこれを雪消ト云

神樂月　霊本の陰陽あることを神乃業たり[illegible]神楽を奏する月なり又東三條の御神楽を行ふ故に号す

暦奏　朔日中務省より暦を奉くこれを御殿の主上南殿出御なり

く暦を奏すること欽明天皇十四年百済の博士の新暦を受く　[公事根源]暦毎年南都幸徳井上加茂氏大経師暦と称す　[雍州府志]今免許を蒙りく暦を賜ふ所山田伊勢　三嶋伊豆　江戸武蔵　南部陸奥　世く南部のめてる暦とす　宮線を添晋魏の間く画く日月の線しるし

宮中紅線を以日数を量る冬至の後長き日の長短を撰る冬至の後常日と比長長一線の功を添る　[明皇雜錄]

履歴を献

婦人冬至の日を以履と襪を男婦よりたてまつる冬長至を[illegible]の式　[魏書]

赤豆粥　冬至共工氏の子冬至に死しその鬼疫鬼となり赤豆を忌る故に冬至の日小豆粥を食してく疫を攘ふ　[荊楚歳時記]

このしろ　本草略云[illegible]本邦冬至に[illegible]あるもの十一月朔日赤小豆の粥を用ふこれをなすこと

桐葉　大和住吉　大神宮師　恩智　立冨　葛木　陽上卯　紀伊國　日前の神主各官幣を受く既に[illegible]迎ふ絶く[illegible]延喜式に相嘗祭の[illegible]神七十一座とあり　[公事根源]その国の初穂を以[illegible]を供ずるその社司神巫木官幣を[illegible]祓をなす禊礼を行ふ　[先代旧事記]

宗像冬　上卯　胸肩神　[神社啓蒙]筑前国宗像郡にあり[illegible]神三座一説に[illegible]

蓋　大和山城以上三所宗像の社のみ三神も[illegible]

[illegible]　[illegible]

杜太平祭上ノ卯　當麻祭上ノ卯　平川祭上ノ酉

梅宮祭上ノ卯　當宗祭上ノ卯　中山祭上ノ卯

松尾祭上ノ卯　大原野祭市子　園韓の祭中ノ丑

吉田祭中ノ申　日吉祭中ノ申　山科祭上ノ酉

春日祭上ノ酉　手野祭上ノ申　右各番ヨリ奏聞　此祭年ヨリ奏聞

五位郎帳臺の試　子ノ刻　御前の試　冬上

中の丑ノ日ハ五位帳臺の試とて主上常寧殿に旅
御座行ひ給ふ女官の奉仕ハ六人ゑ奉れ儀式ハ
うちうちまいらせを曉まとうしなり紫宸殿
に出御し殿上人も脂燭を儀ス主上御出殿
指畫ヨリ御前を召ス手上の指畫を召ス
とて所の御ハ帳臺の試ハ清涼殿

召ス　八全事根源　五節の舞の起りハ淨見原天
皇天吉野の宮よりくける時天女天降り舞ひと
いふ所ハ結ぶ續日本紀ハ十八
聖武紀を思ふ　殿上の淵酔　中ノ寅
朗詠今樂ヲ奏ス　三獻ヲ奏ス　後乱舞ヲ奏ス
中ノ日皆ヲ奉ル　北の陣ヲ召ス　向ハ
真後所ヲ奉ル　推参ヲ奏ス
うの日二日三日ともなり　八全事根源　將の使
昔ハ殿の後ヲ召ス　今日ハ岳ヲ召ス
為ス　吏野の雉ヲ奉ル　八全事根源

童女御覽　卯日　吉田八神の社ハ人の魂魄
の離れ給ふを招く身中ヲ遊ぶの事特あり
中ノ酉　麻佐命　新嘗祭中ノ卯　今年の秋稲
の初ハ神代の始ハ大嘗会といふ年毎の事新
嘗会ハ人ト食の人ハ撮衣日陰を著ス用明天皇

二年四月より始る　公事根源

豊明の節会

中辰　今年の稲を神に奉る

せのふく今日君もきまして百官下

ふも御ぶるまをあらはる　公事根源

日吉踏歌

中申

建暦三年十一月二八日ようちもめく殿上の侍を立

らるゝある八月より延暦寺の所徒長楽寺の

官兵のゆるゝ多く鎧ちくるゆゝしくのるふてそ其沢

より御願ありけるとも　公事根源　今按ずるに建暦に二年

ふく是を建保と改元

ありけりゆゝ猶考べし

吹雪臨時の祭

下酉

やうゝ天皇いまゝ侍従ゝまりに対ゝ中ひる

ゝ賀茂大明神出現ゝまひく陳内のゝふをた

ふゝまゝの御のふゝのあらゝと宣平元年十

一月より怪所のまろりをまゝゝもの　公事根源

東三條の御神樂

仁平二年十二月十七日丁未東三條の御神

樂を行はる　兵範記　東三条の第八四條院

誕生の所或は重明親王の家　拾芥抄

里神樂

内裏の外は皆

里神樂なり

山神樂

それ内侍所の

神楽なり

小忌衣

斎服

小忌書揭の衣の小忌の文　桐

小忌の袖

山蓋の神の袖　裏は紫色

八重くゝ素人を[illegible]時洗濯[illegible]

ふの八は私ゝを調ゝ忌用を不大膏ゝ豊

の明の帝ゝ用ゝ体の[illegible]ゝ小忌の袍

忌用ゝの時剛掾の如し但身一幅ゝ物衣の

さ法を用ゝ又白き袍を形法ふゝと豊ゝ

ア後ゝ堂く裏ゝ只一ゝ文小忌の柳水

蔀蝶小鳥ゝ山蓋の[illegible]ふて摺文法司ゝ

とゝふあり　延暦の度麻布　蘇悪のもちゆ

月蔭の糸

日蔭の蔓　さう苔は巻ゝ

る苔ゝ日かけのゝ

つふ神ゝふゝ沢は苔は巻を取く素ゝ神ゝ

の蔓ゝ糸神ゝもゝりゝとゝ今も日蔭の糸

ゝて[illegible]ゝ結ゝ一説ゝ

苔はゝるゝゝとゝのゝ又一説ゝ

みも生ひ申もうやうる花の長く枯うるうり
古今栄雅抄 或絲く細き丸組に武八多縄もの長き糸
又白き糸を用ひ長ぎ二尺計丹波糸をこなげ
こして左右八幡武い十二八助冠の左右一角に纏ひ
結るを花櫛とて花を神代に髪をたるを目差
ようんえうう又あるものは日蔭の鬘冠の中つ
張ふもひめ纓の上にあり老はのきのうやこうう
心葉 梅花三寸ばかり又今の枝に梅の花見へ
を作るうりは蘇芳貝八結花紅梅白
梅鬘つけ申ふに添くこれをそる左右各一枝
武八花枝
神拔びの笏 或ハ大嘗会の時近江
の国那ようり老女の
て稲を舂くその時あくにき年は姫ようかくそ
んとうのそのきをつ矣とのふをうたふ此ふ古今
集ようえうあくにはとしは御即位の姫ようし
こをは如此こそのきをつめとは樂弦後きぬるん
○舞の笏 左りとうくうくうくうくうくうる雪のまるく
附ようく神拔ゆふ松ゆふ葛城山例のまくうく初ん

阿知女 阿知女作法 本阿知女旅能 旅能 旅能 旅能
女旅旅旅 深藍秘抄 一条禅閤の御説に云
阿ら女作法くうくうる所見ようり但うもをあちめとうる
のくうとお通に天鈿女命の岩戸の前に俳優をうり作か
を今れ世に阿ちめれ作法とうくうやなおおは笑いを声ふ
あくとふくくそれもお通に旅ふは天鈿女のるれうく
振り舞ひ 庭燎 この時天照大神 天の石屋戸
おれ名ちり 入り給ひを閉て 幽居せ故に去
合の内常闇うて昼夜のお代をを知らを困て熟
戸の前に於て庭燎を焚 天鈿女命まこと才縄
稍を結天の石窟戸の前に立て巧に俳優
日本紀神代巻 庭燎 を焚起ふり 採物の
ほふりてうふもをひかちり○榊○幣 杖
○弓○鈴○拔○片○諸○茅○葛
官内省ようは韓神二座をうう
韓神 韓神 翠柴墨抄 本 みあまつかとはうう
れううきのうしをきやんやうをきま八ひらこをま
そうりからくれううきのうしをきさせんやうくをき

○これ[illegible]

大前張

○宮人○本綿毛天○鞍波浮○前張○潛香最○井奈野○駿雲古

小前張

○鷲枕○困野○孫多○篠波○殖槻○總角○奢○溪○蚤

神乎歌

○千歳○早苗○吉く利く星○得銭子○本綿俗

○昼目○弓立○朝金○其狗○宮鳥○[illegible]○酒盛[illegible]

[illegible]

吹草歌

[illegible]

[illegible]

御火焼

[illegible]

[illegible]

新玉津島の火焼

[illegible]

その徒毎年の祭を以て例とせり

御火焼

[illegible]

[illegible]

[illegible]

氏寺人今日市人神酒を冷泉
家に献ずるなり八酒食を飾さ

子祭 子燈心

大異天の火燒ん十二月の子の日より嘉年十月の子の日まで毎年
用る所の燈ん火を絶ふこれを子燈と云倍伴ん

空也忌 十三日 曉の淨扣

空也上人八天徳三年九月十一日寂
年七十〇空也堂八極楽寺と号也四条坊門の
南洞川の東にあり淨扣木盛器を持る伴去拍木
八光三条柳筍ふたり振鼓を持もむ〜空也
上人猪光夜〜蹴伏会仏鳴洛中を巡る小山〜
伯〜時毎夜廉者る上人その声を聞て〜南房
夜と共一夜来〜ころれを悔むに日猶去
来り〜云昨夜の西方に於く廉を鑽ると上人大
鑽る所些〜その皮と角と先ひく皮を裏て角
を杖既て掉く遺恨のおとを猶忘も又これを悔ひ
愧く忽ち刹鑿して伴とる今の淨扣はその義也
空也晩年修行のため京を出て東海に伴る者
濃く云今日寺を空日を以年〜命日と寂ると

故ゆえの日を用く法てるを修まこの院中十八家
のうちの中年老の者利鑿して伴となる代堂の
宗を法名とかふその余八有鑿素茅ゐと者比家
公光を割〜市中と賣る九十月十二日より四十八夜の
間夜〜市中兼法師の三昧を巡る各沉をゐ〜仏名
を唱会〜或八竹杖を以推乃る市の瓢を鳴ら〜ロ口を
学ん河を渡〜花物あると犯この瓢と免くこの竹
杖八貴弘檀上の竹を用ふ立ち猪く北宗貴弘檀上の屋
寓居の遠を第ともねてもえせん 淨扣 去去来

長嘯の墓もめぐるか待ると犯

髮直 十五日 袴を行 日 茅鮮 日

今の倍男女三殿ゐ
そもそと犯〜ゆめく頂髮を毛十月十日を以年
居神と俗〜む或新制衣の衣裳ゐ義花を〜〜或八
大と酒宴を設けく親戚朋友を招くこの日夫婦を
るくこれを祭りこれを髮直の祝ひと云ふ
天皇を袴を着と袴と茅七ゐる茅鮮と称もの
ところ髮直の髮直の髮ひ〜ゐ年〜茅八この日より衣服の

陪観を解え故に迎解と云ふ時は必ずを解して是解と
いふ解説を三番解のことハ又あるべし傍を書
ことに古くよりのり元補永集る云本双ゲ
とのふるのを伝き作る世の中ことにるるハあ
まともとをとをとをとをとをとをとを
いふ名を　入れうり又東海道云遠江三年十月
實朝時敵を越の亭へ元服を云云實朝始て
著甲冑云云今の稽古とせしむ甲冑の思初
などうり微ひ伝く戯民　京師をその京
とつくもくるあとをもる者　東國の学解
ふ女見くめく
被を名をるかひ　**道祖神祭**　十百　板別天王
寺飯天王
手村にあり和名抄猿田彦命この日一村の童ものつ
はり往来の人に幾をとるとなく知れの粥とを幾を
あるこれハ戦れに縄を以往来を遮り留むるを
あのことをある者ハ高買とをとも今日とのを通
ず但源の無有乗御ハゆ
ありとをはるとひをとを　**酉の市**　酉日　伊豆國
三島の

驛に　**鶏の町**　酉日　**終夫明神の狂武別葛**
いり　佛説花又村にあり江戸より三里
毎年十月酉日市ろ酉の日三ッあれハ三日もよ
市なり上の酉をもくくとをとを江戸迎在より往人群
集くに墓ちぎりり色者社神の日遠江の土産
ふ芋ーーらと書るこ系諸の人ゆをれを買て家
ふ　**報恩講**　世二日を　**親鸞**　九の後乱為永有絶の男
伯父范綱養ふく子と色宇八善吉信坊名八線市又絶
宴と更め初め義法を師と色後源宴の書ことを
る弘長二年十一月廿八日寂年九十浄土新家
開祖より東西本願寺十月廿二日より廿八日まをと
報恩講を修ぶ京江戸在家宗門の後毛海題集
毛或八縁く御雲月と称ぶ又御講と云ハ非ら付く
て天気快晴あり偖
これを御講風と云　**大師講**　廿一日より廿四日まを　**智恵粥**
是天台智者大師の忌日と大師姓八陳氏諱八智顗
字八徳安親川の人天台智者大師と号ぶ開皇十七

年十月廿四日寂〻[備補遺載]比叡東叡日光の三山也
一日うり廿三日より折こをりて晝夜法問ありこれを論
義といふ一山一院づゝ年〻命壽を勤むこれを天
台會といふ俗間も又古師講を修し赤小豆粥を
食ふ祐榮を折く繁 御祭 廿七日 春日若宮の
おん祭 社を
去ること一町ばかり平林の中にあり法華集に云若宮
御殿天押雲命 去れども若宮は社家秘説とも
○南都若宮のおん祭宮廿六日 興福寺の僧頭屋
田樂ばかり九人の僧一人両頭といふこれ人の武を忘
るゝ長谷川堂春日の社に素旋野太刀を推乃人馬を
舞これを遍照院の流といふ御旅所の前に於く
流滴馬あり祭礼の夜神殿に神幸あり
神乐流と後燈燭を消し社家各神侍を擁護
去りて閤中旅所に迎へ奉る終夜を暁り
音乐相撲ホ次勇これを修し当日廿七日いうこ
式日なり寛正年中これを定む巫女及伶人田乐申
樂ばかり僧侶の僧を以職人板の下を庭の南の方に

於くこれを三る樂人上臈後ろ騎馬も伴なを
長を関白代といふ又陪侍乐あり田乐芸術を絶し
猿乐両園をうつこれを松下(両園)といふ九拍乐の始
ふ服装彩色吉凶を別を作りて方丈を祝ぎこれを
両園の祠といふ三の後幸曲始る金春金剛西京右乐供
奉の時弘の乐会を幸人紀世保生右方の太夫供
の時弓矢の乐会これを幸人太夫の鼓を以これを拍
乐殿こ大和國を領する武家各数重馬長柄
の傘を出し供奉の行列あり夜よく
続ぎとり還幸 祖神 幸の義こ同 **風俗** 春日
時関白殿下より馬〻〻騎馬の伶人長〻黒袍冠の
中こ三夜の遊り花をうけ〻この祭ふ人台三十六
宗德院の御宇天下大〻飢饉三年大〻疫病
あり関白法性寺忠通公これ祭礼の大頭を
そゞめて天下静あり天下治ることを保延
二年丙辰九月二十七日これ春日の時を熟を以贄とこれを
撰鳥 春日の時を熟を以贄とこれを
掛ものとて雉千二百五十六羽兎百三十四耳

理百四十二これ又保延二年より始る○春日ふ光規
平田
ゆり 此侍とて六流あり 長川 長川 葛上 乾股
散在とゆへ左京良の大宮所ふあつちりてこのけとうの
ことを主

後日能 世人日 春日ふの翌日能番
を旅はく先ゝ為是
るをゆり
のおゝ〻に於て流鏑馬後人の業相撲 細男 菜田 朱
ありて又翌廿八日猿楽
ゆり故に後日能とゆへ

宮仕 曾 九条東洞院ふあり
宮仕とゆへ 三くゑ略 又應列府志るも宮仕の十字先
ありてこれを紀〻くおの俗ゆ一按列侯吉の上宿十月一日
慶賀まゝ寺ら食稲の魂を乞る
毛左の逆風ゆ〻〻或まゝ

出の神祭 山森も ちゝゆる
幾日の民この月出の神を乞る毛大焼ゆ〻出の神の
結ゆ色の松と幣をきりゆけ神供をきる鶴大を
くゝ○伊特諸ゆ軒遇実智命を
斬〻立陸とゆ毛則其の出紙と曰 神代巻

歌舞妓豆採
顔見 連見 假婦伎の名に文歴遍考ふんそゆり
今の俗ゆ年始ゆる十月朔日京に

戻限之居顔見せこの歌人をとゆへ八代目中村
勘三郎丈を以これをそゆ上とゆり又大阪ゆく
夜ゆ〻居をゆまてゆ八延宝の比嵐三郎ゆとゆへ試ゆ
小夜嵐とゆへ和ゆ毛恵昌ゆ見初俳中ゆり釋
集 後ゆ初夜より来りけ敬られを示例とゆ
敬ゆ毛ゆ八夜ゆ居舞ゆ毛ゆ敬ゆ毛ゆ敬ゆ
とゆへ元祿の比俳優のゆを乞りゆふ事ゆ
つゆゆ毛とゆり面ゆ毛とゆ毛ゆ又つゆり見せこゆ
こゆ名ゆ八敬ゆ毛とゆ毛ゆ比ゆ毛ゆ三ゆ毛ゆのゆ毛張十月
晦日の夜茶店の斬ゆ待の燈籠を出ゆ毛ゆ毛を敬ゆ毛
の飾ゆとゆ或ゆ長頁の花主ゆり晒物菓子の敬を出の
ゆ〻稜あけ大ふ孔を出ゆて進上其夫の文字ゆを出毛を
積ゆとゆへこれゆをゆ和ゆとゆ伝人群集ゆるとゆ
ゆへゆとゆ毛元 **俳優** 次十一月朔日を以ゆ祝ゆとゆ元日の
しゆとゆ毛ゆ居の正月とゆへ○且の富場 奴方ゆ女歌〻○
末の富場 立役〻○立 奴僕傭人 醜悪の人中役者又ゆまゆ○浄瑠璃の人 敵
役〻○捷義 愚蠢の人 道外形〻○正直 徳義の人 実ゆ師ゆり
○小生 風流 和ゆ師〻○正直 貞寿の人 女形武道を事

者○小且艶妖 若女形○老旦 老母形○唱歌 謡ひ唄ひ○白拍子 上留選 ○戯場 戯房○半房○看棚○観場○句搦 醒世恒言 戯場

[俳諧部] 戯單 [連歌部] 記○雜劇○戯蓋○傀儡 胡○鬼門口○山棚○引盛又戯文○外又科○數白 二艶姿○脚色又花實○口技○二數○數○梨園子弟○浪人○方譚○西脚○扮○二扮 これらゝ統上記之ものゝ如くこの方のみを所のまゝなれば今ここに畧記するもれハ 文章端書に便りんとて

寒念佛

九寒二十日の間佛門の後毎夜鉦を鳴らし仏名を唱念し江戸三時或ハ浴草観音又品川千住の法場を巡行をこれを寒念佛と称

寒垢離

後験の徒寒中道場に籠上これを寒垢離と云

寒造

法華宗中に制禁もるものゝ寒造と称

寒声

歌曲に拍ぶものの寒中期を大

とのひ或ハ寒さらひ

澤麓漬製

九十月中旬より大根の沢庵漬を製表

晒早春の菜物とせんがるに元品川東海寺の沢庵和尚ぞめくこれを製表 故に沢庵漬の名あり

菜食

寒中虐症の人雑肉 麻肉ホを陸揚して食也

新干蕪

新干大根

太山榕

寒苦鳥

又の名

○五岳至山有虫蟲狀如小雞四足有肉翅夏月毛羽五色其鳴若鳳凰不如我至冬毛落而毬忍寒而鵰若曰得過且過其糞如鐵狀如凝脂 俗集一處醫家謂之五靈脂是也 五雜組 又佛書に寒苦鳥名といへる雪山に住く

寒苦責我夜明造栖又ハ不知死何故造作栖妄想無常身とそう二説頗相似ゝ後京極の考ハ仏説のこゝろをよくとるべし

十二月

十二月ハ斗五ヵ建の辰なり

冬至の後十五日斗
実ハ建子ハ寒中

大寒 中 小寒の後十五日斗 建子なるゆえに大寒と

正月ハ元ハ寒なり立春の日
ゆゑ寒中なり

志はす この月をつゆ志はすとも志はすとも
年極の略なり つとも連声なり

ハつゆとうちなまりなり 後師走ともいへり 稽この説
をなすもの者ハ多く暗推に奥義なしこの月俗説
に仏名を行ひ或ハ鞭をふるせ東西に驅走ものが
ある師走せ月をあるいはと是字なり 説を設る
の説に奥義伝云豊後国に四極山あり四波瀾山
と称す各も別も説とすべしとこの説の要を結
ぶるに似たりとなれども四数の四はあまねくのごを略せる
なれば四波瀾と書ハ可なり其名実年極と云へり

臘月 冬至の後三戌を臘と百神を祭る
漢ハ戌の日を臘と魏ハ辰日を臘と晋ハ

丑の日を臘とも 説文 夏ハ嘉平 殷ハ清祀周ハ
大蜡漢ハ臘とも臘ハ獵なり獸を獲て以先祖
を祭るなり 礼傳 臘の明日秦漢以来歴代
これを初歳とす古の遂ゑなり 晉の張
亮幾

季子冬 月令 **除月** 月令 **週年** 文選

急景 月令 廣義 **殷正** 殷の時正月を以正月とす **窮月**

雨蟾 韓墨大全 塔山の井ハ十二月の異名なり
ものも雨蟾ハ只雨夜の月光を云
の降るころなれバ秋その月をもいふ
名彼是混雑なり猶出ずと書説
極ハ果ハ年極

春待月 藏 玉 月を略せり **分月** 正月を太郎月とす

に対 **梅初月** 藏 玉 **三冬月** 仝 抄

極月

年児の期 日本歳時記 **年児の候** 全書 歳ハ乙子なる俗

同十二月廿日俳を食のことあり人の者ゝこの日を以父兄を祭る故に小児の名あり江戸の俗こゝを川浸饌とて此の日饌を食ハ水難なしとて又俗諺あり

忌火の御飯 智六月二日 公事根元

大神祭 上卯 四月二回ド三輪大明神の祭礼 **天智天皇御国忌** 三日 崇福寺おゝ行る朱鳥二年ゝ建立 公事根元

崇福寺ハ近江の志賀寺なり 出雲の事も論るゝ

八雲御抄 **膩日** 道家ゝ五膩あり正月朔日を天膩と云ゝ五月五日を地膩と云ゝ七月七日を道德膩と云ゝ十月朔日を民歳膩と云ゝ十二月膩日を王侯膩と云 五雜組

温糟の粥 八日

膩八粥 釈尊成道の日ゝ本朝の五山ゝ於ゝこの粥あり又唐山ゝも十二月八日都の諸寺ゝ於て浴佛会を行ゝ或ハ七宝五味の粥を煮ることを膩八粥と云ゝ一説あり

御躰仏ト奏 十日 六月ゝもあり神祇官中臣ト奏ホ事ハ毎年六月ゝのゝをト奏也

月次の祭 十日

神今食 吉いづれも六月ゝ十二月ゝ十日の夜行幸ある時ハ中和院ゝ行る行幸なきゝハ神祇官ゝ行る 江次第頭書

御仏名 十九日より九日ゝ仁寿殿の御本尊ゝ

江次第 うゝ御仏の中ゝ南の額の間又南北ゝ机をたてゝ佛像壇敷をおく仏名ゝ香花を供ゝ廂ゝ地獄変の御屏風を

かけ綿 御仏名の時導師ゝ流涙ゝ被け場ゝ綿なり 公事根源

江次第裏書云 **柏梨の勸盃** 江次第 摂和氣の東桜津四柏梨の莊ゝ地利を以官人ゝ下酒醪の料ゝ充 その地利を以官人ゝ下酒醪の料ゝ充 仏名の時のゝ事

年の終の魂祭 七月二回ド今ハこの月ゝ十二月の晦日年の時ゝ帰る 枕草紙 一夜中

星佛賣 十三日 正月朔日卯の時ゝ帰る 類聚恩経

この月十三日仏工来年の属星の形を彫ゝ禁裏ゝ献ゝ民間ゝも又この事を為ゝ京師の街上

星仏を畫るものあり所謂日月
□□□□
水火木羅睺七曜の像を畫る事始八日六質汁

その後二月　荷前の使　十三日　為恭の使十二月十三日或八吉日を撰ぶ
幸鉢に同じ

ら拾荻抄に云ふ諸國より越る所綱の稲を陵墓に奉る　御髮上
義人所髮の所梳屑を祭る

公事根元

主殿寮に向て燒る　土牛童子像五
大寒の日夜半に陰陽師土牛童子の像を門に立つ
青黄赤白黒の土牛を春夏秋冬の色に象て
立て慶雲二年天下疫病さかりなり人民多く
うせたり久土牛を造り追儺といふを始る吳國
の書にも農夫の始る時を示んとて土牛を立る

公事根元

土偶人十二枚　高各三尺　土牛十二頭
立て

公事根元

悉喜式　著駄の政

五月に太宰に撩非遣使在京
を鉾とひ足あるを　諸に刑法を行ふ○頭まある
駄とは云ふ刑具也　内侍所の御神樂　天子内侍所に

行幸所御あり刀自祝詞などとあり内侍所の
前に主殿寮慢を引く官人庭燎を執本末の
座を二行に設く云々

公事根元

○官人内侍所に
で給を上代は芝神楽を奏とるの義也所供米を奏
これを御久米といふ久米の人給の音を聽て後に鶏鳴
をなすこれを年を取るといふの始なる明を
来年仏方に向ひ障礙なくまもる　寂勝寺の灌頂　十五日　松尾の傍
にあり六勝寺の　正月事始　十三日　衣配　源氏　玉鬘
一なり今絶る
○女樂を越られんとて先ず給を配る　藻汐灯
悉喜式に衣配は秋のなり元日に八月に
に俳諧文冬に正月の御衣八月に
なり女服八養老三年に始て制る　浅草寺の市
元年の市八江戸浅草を以天下第一とす西八淺草
所門西北八湯屋下谷より観音寺内に多くすし地
も商人なるぞ八なり十七日の夜より十八日の夜まで
旅人の群行昏夜を昼とし実に目を惑ひ繁昌

こゝの外七月十八日八神田明神の市　十五日八鞠町平河天神の市　十四日八芝愛宕の市　こゝ五ともに繁昌

浅草ゴ　大徳寺開山忌　十二日　山城國葛野郡紫野ニあり大燈國師妙超の忌日なり

建武二年十月十二日叙ス　和布苅の神事　暗日長門國文字の関の北ニあり隼人の社と称ス　祭る神五座玉依姫。彦火々出見。豊玉姫。不菁合。阿度目板良ノ五柱。毎日の夜四更ニ祝衣冠帯剱ニて篠を携へ炬を挙神前の石磴を下り海ニ入り和布を苅てゆゝ終夜祝詞あり元旦ニ和布を神前ニ献ス　秋宮繪馬　毎日　伊勢國多氣郡斎宮村ニあり秋宮の樹下ニ傍ニ小祠あり毎日の夜絵ニ馬をかくことあり行疫神をなぐさめんがためなり天王寺の道公法師能化ニ法ての神ニあひ約疫神の馬ニ乗ての樹下ニ宿し絵ての馬の神前ニ献ずこの絵馬の神前ニ献ずるこの絵馬ニ乗ての法華経読誦の功力ニより

てこの神祠陀落山ニ生ず　祝言の券属ニなりつゝ堺山井ニ出ず　五條天神祭　勝の候　白米賣（）祭る神大己貴命　彦名ノ命　礼八九月十日ニ約ス前ニ京師ノ士民条諸ノ白米を買ひこれを自家ニ焼く又小園の候を含ての候社の傍ニ勝軍地蔵ニ供ス而の候ノ人ノ勝の候ノ義ヘ　ちひをうちんとよりの名ありこの三物旧例ニよりて官ニこれを賣ル近世　吉田大祓　その料を社司ニ乞ヒ製ス　今夜諸ト紀家吉田の斎場の門陣ニ於て清祓を修ス神人一人ニ付ニ俗ニ夜ニ同一節分の鬼ト紀家宗源殿ニ於て神道護摩を修ス　疫神祓札三千枚を出ス　人ニ与て門ニ貼ス　尼塚　祭る前夕の夜吉田神祇官ニ約ス　その式座ニ塚を築くこれを尼塚ト以正月十九日ニ解去ス　追儺

儺ハ以疫を驅く古人最これを重ぜ漢より唐
に至りて宮禁中に行ひ後童儀子
千餘人を率て王建ゲ持ち金吾除夜進儺
名畫襪朱衣四隊行これ今即ち民間の戯
なり但画鍾馗と燃爆竹と耳 五雜組 ○大舎
人寮鬼を勤め陰陽師祭文を読む南殿の辺
に弓を張り矢を番へ上卿以下これを追て敵を射
所数の方に桃の弓葦の矢をもこれを射る
公事根元 儺ハ晦日の夕公事根源に云ふ
ども世俗同巷塵添埃壒嚢ハ節分の夜と呼
按ずるに唐にも金吾除夜進
儺とあるハ節分ハ後のことなり 鬼を外
福ハ内 この俗呪詛く表裏と云へり 雲日件
録に云ふ文安四年十二月廿二日明日立
春故及昏景毎室散燥豆因唱 拵賣
鬼外福内四字云云この呪ひの戯
柊挿 なりの呪挿 鰯の呪挿 ○さるの
呪さま

と云ふ佐日記に云へり今ハ鰯の頭を刺すなり鰯なり 燥豆 鬼撃豆
浅草観音追儺 除夜 七日 江戸金龍山浅草寺あり今夜条
指堂中に云ふ乃チ初更の呪鬼形の者一人堂外に
出ツ又二人方相氏の假面を被りて堂を巡る後除疫の札三千枚を撒く諸
人に与ふ糸指の人各あそび拾ふ故に拾ふ能
家の門 船神祭 北方除夜肉を以船神を
祠る旧俗 温沁 温鍋
北戸録 節分 年内立春 古今集元方
きさらの一日をこぞとも いふなんこぞとも 除夜 十二月毎日これを
ろハ世俗舊年を除くなり本邦の俗この日つくねを
き焼く今ふ是繦身の列なり繦と云ふ又質
をとる家ハ家を食ふ是借取の 大歳 元日を
祝語あり今ハ大きなこの戯るし 小歳

いつよ尊しく嘗を

大歳とは瑯琊代醉篇

晩歳 月令廣義　**餽歳** 仝上

○別歳○行歳○除歳○歳暮○いねる年

○年の終○年波流〻○年の果○守歳○年尾

○その際○年の瀬

○年急く○春近き　**春を隣** 隣は程近し　**分歳**

宋書八日風土記云除夜祭先歳事長幼聚飲祝

頌而散詣之分歳○支那の俗除夜その先人を祭り

長幼あつまり飲祝頌して

散ぎれて分歳といふと云

大晦日 **小晦日**

十二月小の月を

いふ廿九日なり

私大 奥州南部の人十二月小の月多

いふ故なり　**尼祓** 尼落○世月多くより貧者

尤とのべて　毎歳十人群をなし

神巫は裝ひ男婦鑼鼓を以門を巡り錢を乞ふ

これを市彼湖と名づく又驅儺の類 夢花録月令

寅卯 ○十二月二十四日これを立春と云丐者塗抹

鬼形を装ひ驅儺と呼跳り利物を索乞 稗説

歳事 二つ巴は唐山より丐者の中にひとり

ことにもとゝ元さう尼祓は逐疫の代醉篇に出

唐山より **撒散** 元人瑯琊代醉篇に云淮人歳暮家

人宴集まりを撒散といふ常棣州云田婦有雀歳

撒散新歳除○本邦の歳これよりこの月下旬

良賤親戚朋友を請ぜ酒醴を設

胸搞 丐ありこれを手志といふ是年中の労をねぎらふ

節季候 ○むかしは乞児とのれよ人家の門に

立ち唐をあらそひ米を以飯を設き節季きたりと

くといひて錢を乞ひ人これを拍子きことを三十六番

職人哥合その図のことく今は節季といふの乞物

八月鱣取 江海所〻これあり信州諏訪の海に

とるものを名産とす上流諏訪下流諏訪

一里ばかり冬月氷にちく厚サ二三尺に及ぶこの間に

て鱣を採る先氷の上に小家を造りひとり人を禁ず

穴を穿ちその穴に餌を建て漁者の休息所とす又

細或は縄に小さき穴を穿ちもとる鏡文を以きて

必縄をのぼり共餌を以釣とりその数勝て水底

と云ハ[illegible]を用ゐ近来南絶ゆて一種首ゆ七星
ある魚を得て土人七星魚と以ふ本草綱目ゆ鱧魚
眼の傷ゆ七ツの星ありとゆふ故
この天ゆひまやと成人ゆ[illegible]

波女等 元日より九日迄 **年筥** 伊勢大神宮系統元日神祭をなすもの

孟宗竹 この竹冬も筍を生ずゆこの名あり **蓑和田の鯉取** 常陸国茨城郡和田の鯉當國の名産ゆこの部を以採

鹽鯉 口治鯉 この数歳ゆ[illegible]ろあ[illegible]なり **年越市**

○松竹賣○注連飾賣○破魔弓賣 **煤掃**

○柏餅栗賣○鯛網子扱賣

和漢戸ゆ十二月下旬屋塵を掃ふ漢ゆハこれを除殺とゆひ我俗こゆをすゆ又煤ゆ[illegible]

とりとゆ○昊中十二月廿七日屋塵を掃ふを除殘と云 **春部歳時記** **札納め**

祈禱の札を焼 俗皆十二月二十四日竈を祀る 竈公祀 竈神この日上天ゆ[illegible]

夜天ゆ上りて一家の善悪を以天ゆ奏ゆ是日婦人女子ゆ齋を持ス云云俗猶これを竈公と云萬畢術云云竈神晦日天ゆ登りて人の罪過を白ス 五雜組

竈神六女あり常ゆ月の晦を以天ゆ上り人の罪を白ス

大ゆ[illegible]ハ紀を奏ひゆ者ハ算を奪ふ 酉陽雜俎

○我俗十二月下旬修繕を拵て竈神をあがめ

竈猴 又竈注連と云ふ正月 **糯米洗** 五月九月も復ゆくのゆ

餅搗 **ちち花**

鵲始て巣 大ゆ[illegible]ゆ大歳を皆巣つゆ

来年の風まきを[illegible]

○鵲の巣元ゆ[illegible]ゆ[illegible]

或ハ孝冬或ハ垂春始て巣ゆ 月令廣義 **雛乳** 月令

大原の雜喉 山城四愛宮郡江文明神の社ゆあり大原村ゆ[illegible]

大原村ゆ[illegible]ハ蛇井ゆ村の大側ゆ池ゆ蛇ゆ[illegible]

里ゆ出て人ゆ[illegible]ゆ[illegible]ハ昏

夜きつろくもと男女一座あつまりおりてうたうこれを大系の雑喉一夜とつたその夜男女のこころひきこと

三冬 冬

岡見 大晦日の夜ゑびす蓋をさかりて蓑をさかりて

逆蓑 上ゑ法事

温古録

さきこふ家をこえ出ず遠まつりぶ家をこえ出ず

吹き手あるこを吉凶を問ふこと

年木樵 春用ゐる所の薪を

鯛味噌 肉と味噌と

をこのこころを撫でる

を酒にて麦熟こころを鋼

味噌と云歳末の荒物

宝船 大晦日の夜七福神の船を引たる

所の画を枕の下に布ハ多く玄翁を

玄翁とく今の俗もこのゆをきこれを

宝船とこの画のこまごまき夜のときのねぶり

のこころのさとこと也文のおきをつくることの多

も古くよりの多くこころえ武備志の日本風土記

この多きとのせくり今ハ正月二日の夜この

戯をなすり江戸の街上元日宝船の画を賣

獏の枕

獏の枕 〇これも初きつろくもと〇獏ハ熊

に似たく象の鼻犀の目牛の尾虎の足唐の き

ちく獏を画く屏を作る 塩梅歴 邦を辟く 百

氏文集 ようこそこそり 〇獏の夢をくらふこと

説より出こり

松竹とる遊 堀川百首 古暦

暦の巻返 右ハ古く暦

早咲梅 接 **歳蔵市**

江戸日本橋の東二町ばかり四日市ようこそ三河万歳

江戸に来りて服士のキ義を備ふこの多義八番

房上総よりいづるこの毎年四日市もくもの賣き

さぐこそこく雇ふこと此ハ

王子の鬼火 江戸近郷王子村稲荷の社

辺に柳東樹と云板樹ハ多

年十二月晦日の夜半このまの下に狐火を

ともしこの鬼火を以農民明年の豊凶を卜す

今夜社内に

諸人参詣を

年の夜の大神楽 大晦日の夜

ようこそ正月

五日そろ〳〵江戸の御獅子大神楽の
獅子乗るかと[illegible]

長崎の柱候 肥前国長崎やくとうの名の候[illegible]
日ゑの一日の候を家の柱へ[illegible]
先正月十五日左右長の大きく[illegible]これを炙く食べ
これを柱候といふこのこと西鶴が世間胸算用といふ草
[illegible]又豆刈下田より一里ばかり中の瀬
とゆふ所のこの所の孫をを[illegible]のひ[illegible]拵現といふこの神
候を[illegible]ひ[illegible]中の瀬の人年[illegible]候を[illegible]
元日焼飯は菜を入[illegible]
雑煮の代[illegible]

俳諧歳時記冬之部 畢

巻之中

連歌ハ五十ケ[illegible]紙物あるべし俳諧ハ百韻なり[illegible]紙[illegible]連歌[illegible]ハ端[illegible]

負徳説 又陽云[illegible]

俳言ハ紙[illegible]
俳諧の連歌[illegible]
俳言の紙[illegible]
紙物の[illegible]
[illegible]
紙[illegible]紙[illegible]
初伺[illegible]上[illegible]
一字ハ[illegible]二字ハ返音 三字ハ中略 四字ハ
[illegible]略[illegible]一字ハ[illegible]
数。日を火。二字ハ返音ハ花を縄。[illegible]
縄。三字ハ中略ハ[illegible]を紙。四字ハ上下略[illegible]
[illegible]を松。苗代を[illegible]
の文字ハ四[illegible]
[illegible]

勿論 織物 [illegible] 表八句

百韻

表八句 月 七句目 裏十四句 九句目月 十三句目花

表十七句 月 十五句目 裏十四句 十三句目月 十三句目花

表二の表 三 裏二の裏 同 裏七句目花

表十七句 裏十四句 表十四句 裏八句

○百員の二の一折 接 表十二句 裏十四句 名所 表十四句 裏八句

四十四

表八句 裏十四句 名所 表十四句 裏八句

○百員の初折と名所の二折 [illegible]

五十韻

表八句 裏十四句 表十四句 裏十四句

○百員の二の裏 [illegible] 表六句 月 七句目

七十二候 六十員 [illegible] 裏十二句 七句目月 十二句目花

ども表月の定座百韻 [illegible]

表十二句 月 十一句目

裏六句 花 八句目

歌仙

表六句 月 八句目 裏十二句

源氏

表六句 七句目月 十二句目花 表十二句 十一句目月

裏十二句 月 裏六句 八句目花

○源氏六二の折 [illegible] 表十二句 同 裏六句 [illegible]

長歌行

表八句 月 七句目 裏十六句 九句目月 十三句目花

表十六句 月 十五句目 裏八句 七句目花

短歌行

表四句 裏八句 初句月 七句目花 表八句 月

裏四句 月 ○長歌の折の [illegible]

四十八句 [illegible] 表四句

[illegible] 表六句 月 裏六句 月 表六句 月 裏六句 月

三物

表六句 月 裏六句 月 表六句 月 裏六句 月

首尾

表六句 月 裏六句 月

三物

表三

表八句

表之句 神祇 釋教 述懷 古人の名 同 名所

病体 [illegible] 但 [illegible] 表の句 [illegible]

句數

同季

四季 [illegible] 五句 六句表

春秋

五句 六句表

[illegible] 一句 [illegible] 三句 [illegible] 一句 [illegible]

夏冬

一句 [illegible] 三句 [illegible]

戀　二句より人句まで一句そ抜き出す四番目の端より出すべかげ句より一句迄
恋　亀句ホハ行端より出すべかげ句より一句迄
但句毒一
神祇。釈教。旅体。述懷。
水邊。山類。夜分。居所。一句より三句ふ
餘ことく一　あの数三句去
人倫。人名。名所。國名。
聲物　降物。天象。時分。飲食
衣類。植物。藝能。この数一句より二句迄物ハ所ちがを嫌べ一
火体。風体。言語。病体。書体。いづれも一句去抜
句去
人倫。人名。国名。名聚。支体。聲物。
降物。濁假名。二字假名。言語。鳴物。朝と

夕と書りかる時分。日月星と書る光物。
本行草と書るる植物。鳥獸。名
る生類。この数ひらがなも二句去
これらても同一　同字。生類。植
物。時分。夜分。衣類。述懷。神祇。釈。山類。
無常。水邊。居所。書体。病体。風体。
火体　この数三句去　同季子。戀　これらの句去
まぐれ大句去
續くれのハ句去。三句てくい三句去二句つくく
ねハ二句去。又高ふぶるもはるる月ハ秋きと
くわうても　又句去
聲物　雲。霞。虹の数　光物　日月。星電
降物　雪。霜。雨。露。霧。雲の数ふるまれ
山三つの物ハ皆天相をのぶるもそれ初く

の人ハさし合を
ゝぐきちう

不附物

帆ゝ風○蔵ゝ鞍
○晴ゝ長采○宝ゝ
ゝる○ゝくゝ明る○書ゝ
無○園ゝ書る○せんゝする○
らん○らんゝらゝ○ゝゝゝ法ゝ。明ゝ口○氣ゝん
ゝゝ○清きん清水○いゝゝ何○ゝゝむゝゝき
○たゝゝきゝゝゝゝ耳ゝ風○ゝゝ拓。拓
む○ゝゝゝ猪む○見ゝゝる○鼻ゝ匂い○宇治
ゝゝ宗○紅葉ゝ詩田○花ゝ赤野○蔦ゝ花映
○花ゝ揚○山里ゝ紫の屋紫のか○海ゝ
紅葉○景色ゝ書物の屋○扇ゝ又○絵冊
る丸○巻ゝ幸のゝもゝとゝゝ○嶋ゝ
○をゝゝ道き○爰ゝゝて○赤ゝゝき○雪ゝ
戸○名のをゝ雪名のる○ゝの字ゝゝ萩。萩
ゝ名の敷ゝこの余ハ
ゝゝゝゝゝ知ゝ

附て不苦物

成ゝく○名
ゝゝゝゝき。

いとけきゝとゝき○ゝゝゝゝる○目ゝ猫ゝ
ゝ雪ゝ辞ゝ○片ゝ雪○ゝ独○猫ゝ絵○橋ゝ花

○月ゝゝゝゝ紀弥生師走○月ゝ雪。鶴。ゝゝゝ
ゝゝゝれゝ教皆附を姫ゝゝん今猫ゝふ神ハ
ゝく日ハひゝん夜をゝゝゝゝゝ古人所を
ゝゝゝゝゝ

三てんじ　ぢてん　山　年○ふるき　ふるさと　ふるさと○老ふ　推敲○畑こ
偏公　辛ら○天　真○　浜　泡　炎○　捨こ　すくる
傍　ゆ　美○　婿こ　彫　面○　美こ　現　殺　美○　ゆ　ふ　ふ○　戸
ふ　ふ　ふ　ふ○　よ　ふ　ふ　ふ　ふ　き○　ゆ　ふ　ふ　来○　目　涙○　ゆ
章　こ　須○　美こ　逃　き　き○　つ　ル　こ　絶　ひ○　ゆ　来○　と
ふ　ぶ　る　の　く　る○　ち　こ　ゆ　ち　ち　く○　ち　ル　ル　ち　ル　ち　ル　ち

道見来風吉　指里去跡相明悪
声有是小事深心心使同又凶
遠風方難然吉寿夜度絶立神
長源津中風獲何無波村赤浦
野原塔思多同雲茅出入今色
早果程多可同取苦遠留近教
音置喜忘沼我川帰

五月去　同季

仍三月方の堂これを字をもふ

田竹月湖美
桃烟松路

七月去　二の字よ　二三ヶ月千と

酒よ者○御酒法　七月去ありり田

火と桑　花よ橘○白ふ卷○園子
家の字○馬弱　ふくき○ふ兎○水と氷室。氷
の様　表を　神よりて望七月色後ふるよして知し

表示の物　ざう○そうをよ仮の字
河の字○仮の字

一座一句物

伊勢の神　稲　藤○藤　馬
色　蛇　卯の花　卯の字　乳母　園

扇　酒　看　妾　妹　姉　寺　尼
海士　霧　鮎　芦　伝保姫　八月　反
猿　揚　侍　高く　雑子　令
浪　狐　菓　蔡　床　名　姪
甥　夕負　湯　仮　弓
犬　命　妹　舞　里　舎　後
蓮　謀　祖母　母　父　祖父　桃　場
鶴　鳩　牡丹　虎　女帝
男　鬼　兄弟　伯父　伯母　遠日
姑　婿　妬　妻　夫　男　女
孫　子　児　稚童　灯　子　茶
神　神禾　滝　陽家　別業　拍子　酒
けつふ　髮　冠　風　瓦　蛭　笠
傘　義　釜　鏡　亀　紙
被　板　屋　特　頃
代　遠　認　伝保姫　稲　七夕
たく　詩　玉　
滝　歴　僧　鷹　猟師

激濁　雨　雷　猫
鳴子　蝶　椿　石斧　井
庫　法　萩　蕨
熊　岫　茅屋　柳　山吹
車　純　矢　孫　町　眉
蔵　茂　墨　灰　灰　古々木　柘榴
今年　去年　去年　古年　匂　匂　氷
夷　汁　芍薬　蜂
姫　あやめ　桂　狐
雛　楸　紅葉　狩
百浦　浅　関　蔗　炭
邵郁　美　王　祭　帝　后　御　詩
寒　孫　佛　菜　魂
霊　聖　哭　公　人の名
公顔　百員　一句　歌　いひく　ふを　くへ
年　とく　ふる　ものの　ものも　ふるべ　狐

もるもの
ある事

一座句物

樓　春風　庭　白雲　年　岡　刈
賈　嶽　苔　苔　玉の緒　例
礼廻　外面　貫　椿　国　泣　渚　菜　村
むかと　椹　狐　沖　町　尾上　奥山
沓　梯　宿　やどり　八重　松風　鏡　嶋
物下　胴　江　秋風　曙　曙　奴　湖　沢　青
岸　凌　行　来　峯　嶋　波　虫　螺　峰
住居　洲　寄　卯　寄
五十員　一句　但　ぬく　ハ
ふる　ふる　ものの　ものの　といひ　品を
ハ二句　ハ一度の　郷　四　定　べき
遥遠　すり　卯　逃　唐　便　使
垣　園　緑　使　使
流　恨　老　遠　新　年　梢　嵐　光　海
恋　俗　俗　ぬん

一座句物

初
脇

ひめ
ゐまこや

一座異物

正花 宮 霜 室の字
雲 三句ハ表の雲 表名ハ也物系 雨 三句ハ

ゆゆしき
くくしく 白句
星 青 赤 天 夕 黄 意の字 水 奥れ字
夜 鬱 門 ハ

一座五句物

端 戸 世 頼 常 百 千 峡
火の字 文 上屋 月と留句

ゆゆしき 留句
ちと留句

千句五句物

女 鬼 天狗 病名。
下句お留てゐる。

衣の神 名の伝 狼 竜
扉 襖 風 幽霊

倫理物

身 詩
我 他

医者 田 士師 猟師 山士
のうひ

老 仙 己 独 夷 綱代る

折合

折合とハ
上の句を

うちうの文字をとれば句の
腰の句に切れあるをハ

別吟

関字別吟ハ
文字ハ四声

ゆうちうのるが如しうれど 俳諧の別吟ハあくまで
上表入の口句も 物ごと 具体用を表るる。文
中世をもて別吟と称をさくい 紙筆に流○大
和文○紫式部 紫式部日○勅命に命

南無妙法蓮華経○南無阿弥陀仏○胡蝶に胡蝶○行ひふ
ぐく○親に金を払ふ○親に金を払ふ○行ひふ
ぐく○親に金を払ふ○親に金を払ふ○行ひふ
ぐく○親に金を払ふ○親に金を払ふ○行ひふ
新宅に今日はいかなる縁ぞ 別吟を附句をきくこと
伝教大師 義傳 法華 退学 法華経 法華経
祝の中に云ふ云ふ云ふ云ふ云ふ云ふ云ふ云ふ
吹嵐 山の名 山の名 山の名 山の名 山の名
春の山 山の名 山の名 山の名 山の名 山の名
陰雲 懐紙 一つ 一つ 一つ 一つ 一つ 一つ
鳥物 陰 月 月 月 月 月 月 月 月 月 月
右端書より 抜萃して 初心の人に 伝授 句数
云ふ云ふ云ふ云ふ云ふ云ふ云ふ云ふ云ふ云ふ
品 品 品 品 品 品 品 品 品 品 品 品 品 品
のの句 句 句 句 句 句 句 句 句 句 句 句 句 句
くくしく 句 句 句 句 句 句 句 句 句 句 句 句 句

夏の正花

余花　若葉花　若葉の

花ふ杜鵑　花ふ杜鵑　花火

秋の正花

花相撲　植物　花櫓篭　夜ぶ　花火行　植物

冬の正花

帰花　植物　鉢花　植物　食物

雑の正花

作り花　植物　鈴の花　上　花挿し

遅咲の花　花の盛り　花の盛り　花の盛り

劉訓を言ふ○落葉代文　文塚の君　喪服
牛の葉名也　夕秋の上　未摘花源氏の　鶴饌
ヒエ　志のぶもぢり　花田久　広瀬あんれい　ひるまこ釜　喪地綿
野花ひ　良の石菖　臥の雪　眉墨　楊垂
和ゆる三五　柳髪　柳笠　柳樽　ちまた柱
竹のまるた　網代屏風　同笠　同輿　美ゆる泉
板倉の鋪　葛代袴　葛饌　菜畠　菜板　楊子
葛麦切　栗饌　うどん味噌　ひえきびの飯
胡麻和　銀杏　楊町　河芋　日蓮　河内の小豆
○右の紀くはきを和を志るる氏皆雑餘を長くて知し

意の詞

意は定まる詞の他の体を以定めんべし志れども古人意の二句めよりひらとふ下句の長ハ三句の源り附て句ハ詞と意をもせく和句ハ詞を連ねる句ハ意句ハ詞と意句ハ詞と意の詞ふくあらひ附るハ句ハ一表れて是によりて遊連あるハ句ハ今れ分かる事実志ねハ私と意の詞とふを定めく根りは意句ハ特ハ意をうなふ志のとく意句ハ特ハ

一巻の大事之いろはも実情よあるべしされどかくハ恐の人まぐふこもあくれが意句ハ意の詞と
あなうこまるを志て意の詞と
是をとるハ句体より意句
待ー　元待ー　思ー　元思ー　絶ー　絶ー　長ー
ちぎるー　元施ー　新枕　意の奴　意衣　意事　意病
姫　恥ず　ちぎる　嫗　私語　さやく　睦　云
綾面人　後めた　人目の関　艶女
待身　物のおとなひ　ひかせこが来き身
なひかく　二道かける　物のねるあるる弱ハつかるも
志るしも　志ろ人ハ志ろ
垣間見　ぬれ衣　なき名のろ　ぬれ衣
人のむこあ　継母の継云ふあ　書ふ云　背筋　ねれ衣　ぬれ衣の湯衣
をろかれてむこあが長夜志ろ　長夜志ろ　ふとよ志そ志の衣

を むすぶ あが ぬを ぬぎ ぬい 着れば 又 ぬぐ ぬぎ ぬ 脱ぐ ぬぎ ぬ 脱ぐ ぬぎ ぬ 脱ぐ

（ねぎ）そう 孰 ぬ ぬ ぬ

ろ〜名長間のてをあり上絵蒔絵彩色間部の丈夫人武人のこゝ夫人武絵の方設女の摠称なり

伊勢物語　とみ八東國の方言夫をさうして又

丈婦　丈八男蕃　**嫁**　五十つゝ称

娶女婿　未人　月老　又みちび

御房　御八女の敬称　房　夜不

国八宮中の小間なり

洞房　洞房両様合歡花　水滸傳

羽帳紅閨

肉屏　肉陣　共ニ房中ニ子ヲ置ク但勾践ニ云ヘリ

後宮　禁闕中美人の在所

美人の名　美人を画　王牆字ハ昭君　漢の元帝の宮人なり　漢書　元帝後宮既ニ多シ常ニ見ルヿ能ハ乃画工ヲシテ皆ヲ圖ラシメ圖ヲ案ジ召ヲ幸ス諸宦官皆画工ニ賂ヲ多キ者十万ヲ以キ者又五万ヲ減セ或ハ不ル得ヒ匈奴和親ニ入ル美人ヲ求メ獨氏ヲ以テ遂ニ見ルヿ成得ヒ匈奴ニ入ル昭君ヲ以テ入ル上國ヲ案ニ及ヒ召ヲ見ル

後宮中ニ上帝ヲ悔ムヿ名籍已定ル帝信ヲ外國ニ示ンヿ故ニ使人ヲ更ヒ乃チ其中ヲ窮ハシ〜ク画工ヲ市ニ集ム　西京雜記

漢書　婕妤の統成八迭ニ異なり

胡地嫁　之ニ出

返魂香　漢書　李夫人八李延年ノ妹武帝の夫人之返魂香の事世人の知ル所なり略ス又唐の玄宗羅公遠ニ就ク揚貴妃ノ靈魂ヲ見ル漢武の事ニ似タリ　五雜俎ニ出

香　薫物

蘭奢待　黄熟香　十種香　競馬香　三多香　長越香

沉香　鳧鴨香　小鳥香　住吉香　百和香　奇南香

伽羅　赤梅檀　羽衣　米舟　香炭　初音

大泥　源氏香　香合　香匙　掛香

白檀　**栴檀**　**うつり香**　**香炉**　**守宮の織**　守宮ハ一名消宮ヒ〜ヒ春人ヲ見ルヿ時ハ忽チ消ヒ

博物志ニ云ヘリ守宮ハ蜥蜴之石龍子と名づく守宮の名ハ秦始皇帝官人の私あるヿを疑ヒ宮人ニ点ヲ故ニ守宮ハ〇時珍ノ云ヘリ

の説万畢術。博物志。墨客揮犀皆其法　紅粉　眄

あり大抵婦人の術に別に術なし　眉掃　男色　美少年　雅流　雞姦　男色

常陸帶　麦の粉　水汲　紙衣の鴻　夏の紙　雑喉寢　紙衣

密男　於曽風流　今式人様の男色　男と成る老人得と知るべし

密に俗ふ所をそ〻ゆく　微妙遠了万葉に於曽の風流　又於曽也武君又心鈍き向

為在なり　女の許へ行く　紅絹　紅絹

妹許ゆく　妹許ゆくと三吟未来記に「涙さそふ秋の夕べ」

うかりともよそのあ白ふ「えげやゝ」男ふ気ふ「そ」

とふ詠のりあまこ人の鄙ようひとえくこる所ゆく

白中ふ拾奥のさゝ白ふ之あらハ紅絹とゆも白

体に　女房　女房男房元宮人の称今の妻を唱へ女房と也　妾　和名抄傍女又同

外婦　清　女　貴妃　官嬪　姉妹　卿女　妹子　妓女　妓婦　妓女　妓婦　妓女　妓婦

野郎　色子　伽やら子　坂で笹ら子ヒシヨ五

亡八　傳奥の　くに仁義礼

晩傘　元源の頃　中度朝顔ハ傘を手へ

神妓　正字通路　史

女媧　正姓姒氏　磐同是日神孫

切字

或人云る波切字を問ふ　切字とは四十七字の言葉　切字とは何ぞ　切字とは何ぞ　切字とは何ぞ

おゝろの

も 万葉ノ集ノ歌ノ詞ヲ

玄也もゝはらひのうた

治定の歌

この詞をもちゐて治定

玄也柳氏の歌なり

る 流れ　ながれ　ながる

わ　越　こゑ

のこる　切れぬなり

現在 現　在　現　在

旬　新　新　新

わう　応現　あう

未来 未　来　未　来

ゐ　ひ　ゐ　ひ

ふのぬ ふのぬ　こんぬ

ゐ　ゐ　ゐ　ゐ

ゐ　ゐ　ゐ　ゐ

ゐ　ゐ　ゐ　ゐ

ぬ これを手ぬのぬ　ぬ

ぬハ切れ　切れ

ぬ　ぬ　ぬ　ぬ

つく つハ　つく　つく

ゐ　ゐ　ゐ　ゐ

く 下和　下和ハ

ゐ　ゐ　ゐ　ゐ

ろ たゞこれ　ろ

ろ　ろ　ろ　ろ

や 下和ハ　切れ

ゆふ　ふ　ふ　ふ

ゆふ　ふ　ふ　ふ

ふ 切れ　ふ

よ あれも下和　切れ

ゆふ　ふ　ふ　ふ

ふて ふて　ふて

匂の付手三そ

とハ宮ぬ

そ そ　そ　そ

こそ こそ　こそ

ん ん　ん　ん

らん らん　ん

り り　り　り

か か　か　か

一句自他 一句自他

題

歌

その実様より不用ながら遠き一歩を
ぬく添ずの附八云をぞりあるもがあるみ
ゆとぞをとをえひかをるありまれど歌節ふ
表遠ちとりてえいけくぞ先つ歌のをひきく
解をべきんたえ花の歌ちくへくへそくへ遠ちう
咲ちあーちう光林のおちるぞやをこちを稼しき
く潮日々日者風うど氏ゆるきれくの風姿
をおりひめぐりしをべく宝様ち美一歩を一
初花　初時雨　初雪　初鶯　初ちどまぐく初の字を
ちう歌八初の字氏を入れてぞ知んの人
ちくく字を
一字題　初梅　初月　花雲　初の歌
又字をまる　紅葉　何百　何度　二
字ち字をを一点ち字点
ちべく一字を歌とんべー
結題　おをとををあ
をく二字ちう
二字ち六字ち五ち歌文花を八
紅葉の雨　雲中紅葉　雲の月
ちを雲中紅葉ちく
むぐり花歌をを
絶文歌　法花経その部位
の孫ちくを一百

とり出ち歌
詩句題　詩句をちう初く歌をを
ちをちちう　又絶一篇のこころ・を添
ちちを
組題　或八百首十首又八千首歌を組
なり　あちちく・詩ぐを組歌こふ
傍題　これ八歌の外ちを傍歌ちく
花を八梅の花とふ歌ちく花のを
梅ちく梅ちく山のあちちをきち題
附ちく歌
を定めを
落歌　落花
無題　六合
探題　第一上ちく歌をこちう
附ちく歌
探題　歌ちう古事古事ちちう
古事古事取　歌ちう古事古事ちちう
ちをちく八花ちべく花古ちを八ちう
又大切ちを上和ちの梅ちく離
歌八ちをちく古人の花例ちる金ちちちる歌を
ちふべーちなちちふ詩ちちちちちちやう
ちる歌を出ちけを初んの！迷歌ちちちて
表遠ちを出ちの〇五条井清六の説ち表ちを表

ぶうの文歌の曲節をこゝろ[illegible]く其本末の一歌の意
輪をとゝのれぶまハ歌のうゝ[illegible]
[illegible]
豊稚歌をなんて業[illegible]文情歌をなるゆうこれい歌の
古への類を[illegible]陵の歌をとれ

附合

ふう　ふ　をなひとゝうるなゝ
ありくたけるく作くゝ　服
義句の余情を補ふべ　賞三ハ軸句の場
[illegible]
田の外[illegible]
[illegible]の三句ハたゝハ[illegible]人の三ゝ　義句の天
[illegible]紙句の地位より生ず　陸陽　[illegible]
[illegible]三の人ゝの関ゝ生ず　ハ長天地陸陽の気を
[illegible]
三[illegible]　句ハ
本意　[illegible]
楽[illegible]
長歌　[illegible]

[illegible]ハ[illegible]ゝ　[illegible]
[illegible]

[illegible]天下太平[illegible]を示
[illegible]
[illegible]
[illegible]

[illegible]

偷句

偷句とは今古人の句を[illegible]

宿構句

今れ俳諧ふ拾ふ人くもく長
続の句を作り[illegible]
臨を[illegible]句の[illegible]

[illegible]

画讃

字書ふ讃ハ解なり[illegible]
[illegible]
[illegible]

里正の先祖ゝ[illegible]過[illegible]ものゝ[illegible]を
感[illegible]ひ[illegible]所の陸[illegible]ゝ自画一張を[illegible]
乃家に伝ゝ[illegible]を郷[illegible]の画相撲の画と
いひ伝ゝ[illegible]もの敬お撲の掛板[illegible]
右ゝ[illegible]の[illegible]ゝのなり[illegible]
ものあり既ゝ数百年を経く紙面もみなぐや
ゝ[illegible]元禄の[illegible]奥羽行脚の日
里正の家に[illegible]の家に主人ゝの古画をゝく[illegible]
ゝ[illegible]を請ふ[illegible]

東風羅神

西ゝ黒

[illegible]画[illegible]ゝ[illegible]風[illegible]
[illegible]ゝ[illegible]月[illegible]ゝ[illegible]八月[illegible]

[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]
ハ愚が古人を[illegible]奥の細
[illegible]三日風[illegible]
[illegible]の国ゝ大山を[illegible]
ゝ[illegible]ゝ[illegible]の人を[illegible]
[illegible]ゝ[illegible]
て[illegible]ゝ[illegible]
ゝ[illegible]を[illegible]
ゝ[illegible]都[illegible]
[illegible]ゝ[illegible]
ゝ[illegible]ゝ[illegible]
ハ[illegible]の[illegible]風[illegible]
[illegible]ゝ[illegible]

俳諧歳時記雜之部

志乃ゝ書肆東四郎ノ俳諧
業平記てふ書てこれをふ
ふ紙をふ著作者主人の面つ
うまいゆくゝ長ひ稿をもし
まるふうをゝをもちるいろの
このめ歌道の手うちの書をもし
風しをしいたりやうをこの記録
ゝをもつ審ふをふ長く考へ
ゝをもしいて深ゝおりふ嗚呼
ゝ業平記を昔年歳時紀
ゝ業時紀中れ業平記
しをもつをを検今を按て和れを
をもをを考をいう色れ業平記

いとゝ神代ゝ春夏秋冬れを
ゝをて十二月なをいふふち
閑文字 月三月 ゝをを 押
あてふくをへをつ三日 日ゝの書
をゝ ゝをゝ ゝ
ゝれゝふをゝ花の開 月
清閑 ゝをれゝ世の出 を
ゝてかをへ業平記乃 黄金 ゝ
ゝを 苗代 ゝ 染 ゝ
ゝつ八四ゝ ゝ
ゝふゝ ゝ
ゝてゝ ゝ
ゝ ゝ
ゝ ゝ

年ハ六十歳ヲ一巡トシ暦ハ十二月ヲ一巡トシ月ハ三十日ヲ一巡トシ日ハ十二時ヲ一巡トシ人ハ百年ヲ一巡トシ神霊ハ人ヲ以其月ヲ定ル故ニ月日ハ神乃むすびの精ヨリ発漢国ハ道ヲ以ヲ定ル故ニ月日ハ齋日ハ忌慎ム制度ハ新ニ定タヨリ和ハ禊ハ其月ヲ定ル故ニ月日ハ端午ハ菖蒲ヲ以ヲ節ヲ作ル新ハ汗

拭ひなる長重陽乃いとゝて物ゝ
ゝを布ゝ巻くこゝ枕ゝ
いゝ色はゝあゝ物ゝを
ゝ長くこゝ押あつゝ
ゝ後ゝ
つゝて暑ゝ山の面ゝ
あるゝ
乃ゝ
ゝ
して人の代ゝ
てゝ
ゝ
ゝ
ゝ
ゝ

[illegible]

[illegible]
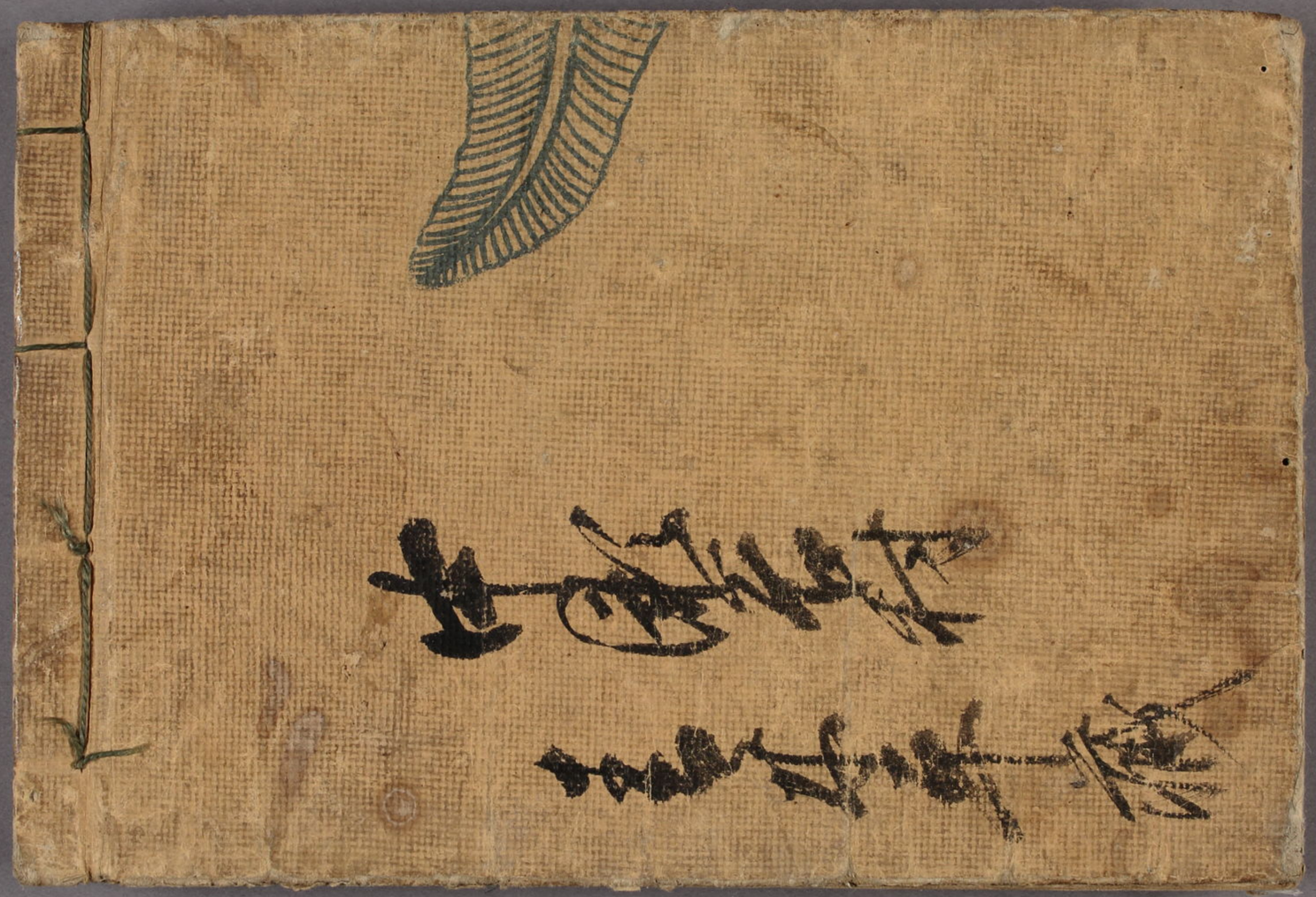
[illegible]